

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における
消防団活動のあり方等に関する検討会

報告書

平成24年8月
消防庁国民保護・防災部防災課

[総 目 次]

(報告書目次)

報 告 書 1～23

(参考資料集目次)

参 考 資 料 集 24～126

(事例集目次)

事 例 集127～172

東日本大震災における消防団の活動状況と津波災害時の消防団員の安全確保対策の詳細については、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書」(平成24年3月)も併せて参照して下さい。

消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

報告書

報告書

目次

○本文

1	はじめに	1
2	基本認識	2
	（1）東日本大震災における消防団の活動	2
	（2）消防団の現状	3
	（3）東日本大震災を地域の総合的な防災力の向上の契機に	5
3	東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等	7
	（1）消防団員に多くの犠牲者が出た要因	7
	（2）津波災害時の消防団員の安全確保対策	10
	（3）消防団員の惨事ストレス対策	11
4	装備・教育訓練等の充実、広域応援、関係機関との連携	12
	（1）装備・教育訓練等の充実	12
	（2）消防団による広域応援	13
	（3）消防本部・警察・自衛隊等との連携	14
5	若者が入りやすい消防団へ	15
	（1）処遇の改善等（家族の理解）	16
	（2）事業所への働きかけ（事業所の理解）	17
	（3）地域ぐるみの取り組み（地域の理解）	18
	（4）より多様で魅力ある消防団へ	18
	○女性の入団促進	
	○大学・高校への働きかけ	
	○専門性の向上	
	○広域応援への取り組み	
	○防災教育への取り組み	
	○消防団の魅力の発信	
6	地域の総合的な防災力の向上のために	20

1 はじめに

東日本大震災は、2万名に近い住民の命を奪い去った。一方で、地域住民の助け合いにより、そして、消防、警察、自衛隊、医療機関をはじめ多くの人々の懸命な努力により、たくさんの方が救われた。

消防団は、自らも被災者であったにもかかわらず、だれよりも真っ先に災害現場へかけつけ、各種応援隊が引き上げた後も最後まで活動した（**最初から最後まで**）。その活動は、水門等の閉鎖、住民の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の検索（検索）、ご遺体の搬送・安置など、住民の生命、安全を守るため、実に様々なものであった（**地域コミュニティの核**）。しかし、同時に多数の消防団員が活動中に犠牲となった。

東日本大震災における消防団の活動は地域住民に勇気を与え、改めて地域の絆・コミュニティの大切さ、そのために消防団が果たしている役割の大きさを教えてくれた。一方で、活動中の消防団員の安全をいかに確保するかという大きな課題を我々に突きつけた。

本検討会は、昨年11月から開催し、本年3月には、津波災害時の消防団の安全確保対策として、地震・津波の監視・観測体制の強化、津波警報の改善、消防団の退避ルール確立、情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化、消防団の装備・教育訓練の充実、地域ぐるみによる避難計画の作成などについて提言した。その後、消防団員の処遇や入団促進策、地域の総合的な防災力を高めるためにはどうしたらよいか、といった観点からも検討を行ってきた。

かつて200万人を超えていた消防団員数は、現在約88万人にまで減少している。一方で、今年になってからだけでも、豪雪、竜巻、豪雨などと災害が絶えない。首都直下地震や南海トラフ巨大地震の危険性も指摘されている。大規模災害時において、消防団の「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」は欠かせない。

戦後最大の被害を発生させた東日本大震災。その中であって、まさに消防団の懸命な活動があった。「住民の安全と消防団員の安全を両立させたい」、「団員の減少が続く消防団を何とかして再興したい」との強い思いを持って、議論を行ってきた。国、都道府県、市町村、住民、事業所、それぞれの立場で、地域のこと、地域の防災、消防団のことを考え、取り組みを進めていただきたい。今こそ消防団を核として地域の総合的な防災力を強化すべく抜本的な対策を進めるべきである。

2 基本認識

(1) 東日本大震災における消防団の活動

東日本大震災において、被災地の消防団は、自らも被災者であったにもかかわらず、郷土愛護の精神に基づき、水門等の閉鎖、住民等の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の検索（捜索）、発見されたご遺体の搬送・安置、さらには、信号機が機能しない中での交通整理、がれき撤去、防犯・防災のための夜間の見回りまで、実に様々な活動に献身的に従事した。

一方で、254名にも上る消防団員が犠牲となったこと¹を、我々は、重く受け止めなければならない。そして、その教訓を、今後に生かさなければならない。

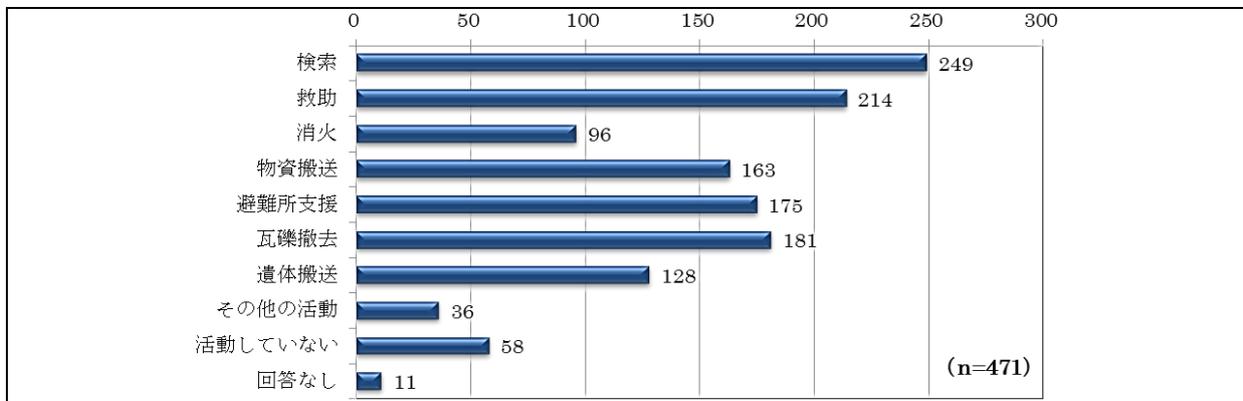


図1 地震発生1週間の消防団活動
(中間報告の団員アンケートより)

表1 東日本大震災における消防団員の死者・行方不明者数

東日本大震災における消防団員の死者・行方不明者数							
【岩手県】		【宮城県】		【福島県】		(平成24年3月11日現在)	
市町村	人的被害の状況		市町村	人的被害の状況		人的被害の状況	
	死者 (人)	行方不明者 (人)		死者 (人)	行方不明者 (人)	死者 (人)	行方不明者 (人)
宮古市	16	1	仙台市	5		いわき市	2
大船渡市	3		石巻市	26	1	相馬市	10
一関市	1		気仙沼市	9		南相馬市	9
陸前高田市	51		名取市	20		檜葉町	1
釜石市	14		多賀城市	2		浪江町	4
大槌町	16		岩沼市	6		新地町	1
山田町	9		登米市	1		計	27
岩泉町	1		東松島市	8			
田野畑村	4		大崎市	2			
野田村	3		村田町	1			
計	118	1	亶理町	2			
			山元町	12			
			七ヶ浜町	2			
			七ヶ浜町	2			
			女川町	7			
			南三陸町	4			
			計	107	1		

※第1回検討会資料(平成23年11月24日現在)から時点修正

¹ 死者252名、行方不明者2名(平成24年3月11日現在)。死者数には、行方不明となっている者のうち死亡認定による死者数を含む。うち、公務災害補償請求認定は、198件となっている(平成24年5月31日現在。消防団員等公務災害補償等共済基金による。)

(2) 消防団の現状

○ 消防団は、江戸の町火消しがその起源とされ、災害時はもとより、平常時においても地域の火災予防活動、応急手当の普及啓発、お祭りなど各種行事における警戒活動など、地域コミュニティにとって欠かせない存在である。にもかかわらず、かつては200万人を超えていた団員数は、平成2年には、100万人を下回り、平成23年4月現在では、約88万人と、減少が続いている。また、団員の約71.0%が被雇用者となっている。

消防団・消防団員の現況（平成23年4月1日現在）

(ア) 消防団数 : 2,263 団
 (イ) 消防団分団数 : 22,839 分団
 (ウ) 消防団員数 : 879,978 人
 (エ) 被雇用者消防団員比率 : 71.0%

その原因は様々であり、年代や地方部と都市部によっても異なっていると考えられる。当初は、消防自動車の配備などによる消防の近代化・常備化の進展もあり、必ずしも多くの団員を必要とされなくなったといった事情もあったと考えられる。常備化が一定程度進展した昭和50年代以降で比較してみると、産業構造及び就業形態の変化、過疎化と都市部への人口集中、少子化、大学進学率の上昇などもあり、特に20歳代の消防団員数の減少が大きくなっている（平成23年（2011年）と昭和50年（1975年）を比較すると、団員数全体の減少約24万人に対して、20歳代の減少は、29.2万人）。また、背景に地域コミュニティに対する住民（とりわけ若者）の帰属意識が希薄になってきていることも影響しているのではないかと考えられる。

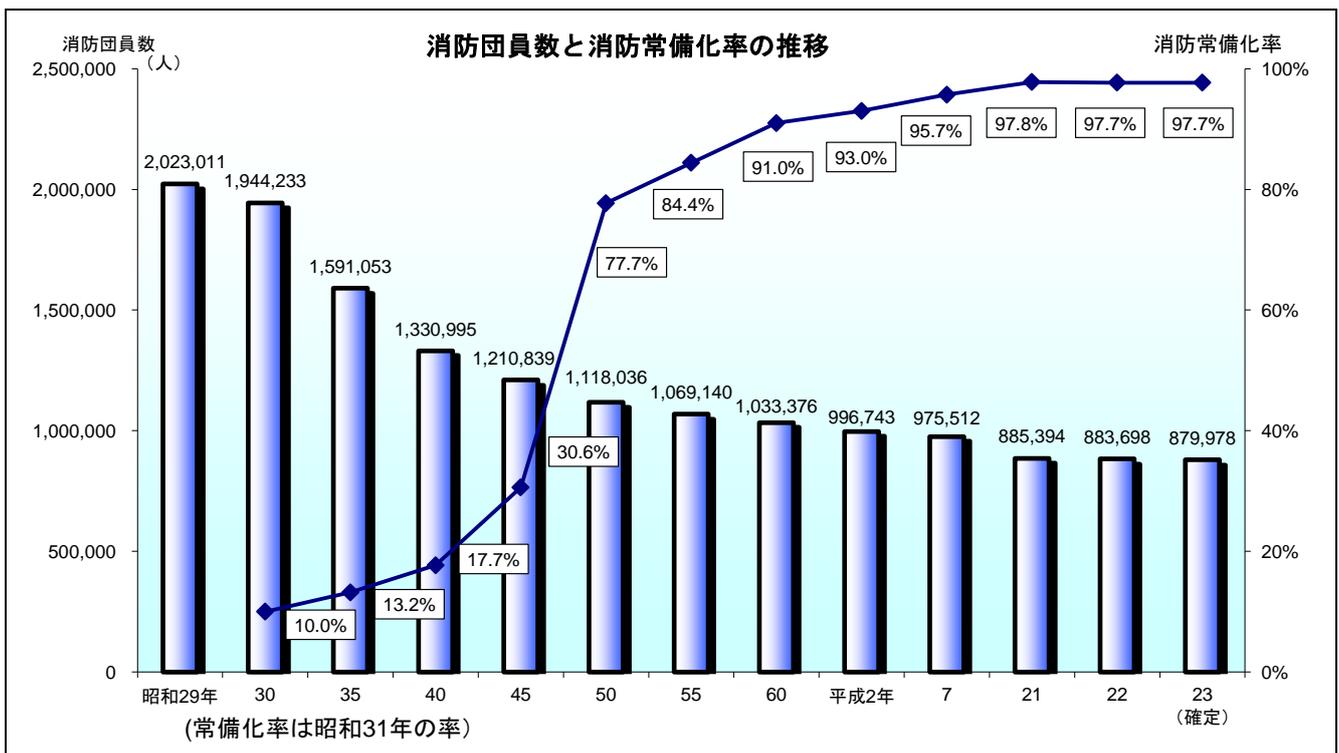


図2 消防団員数の推移と常備化率

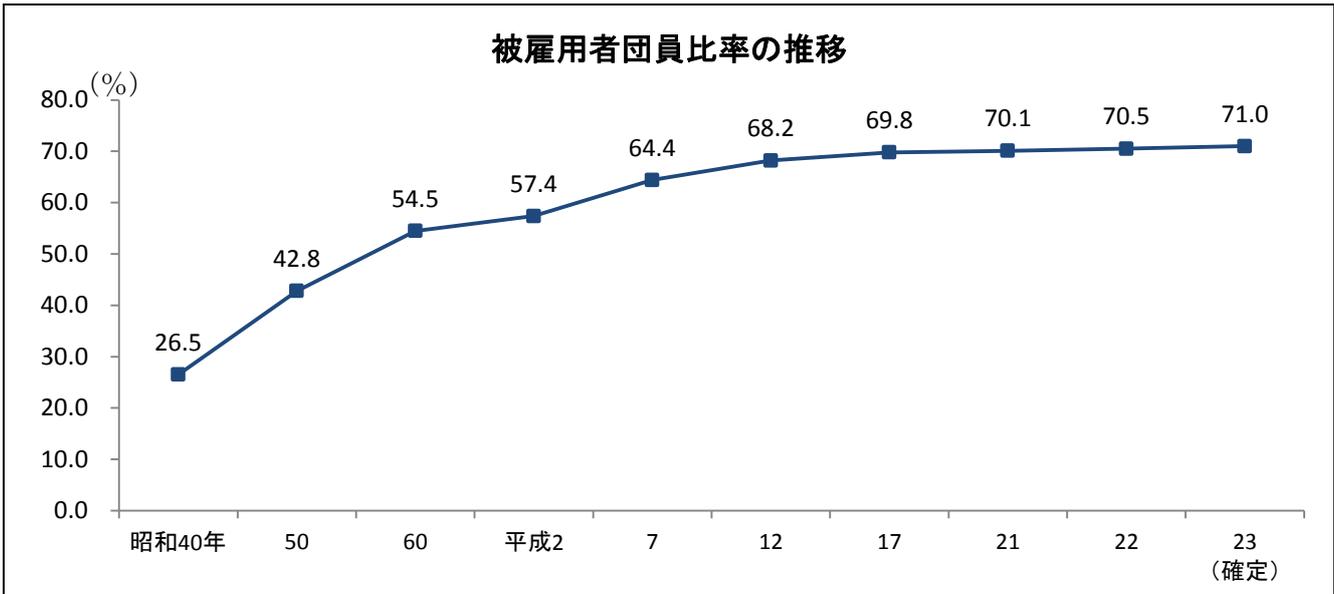
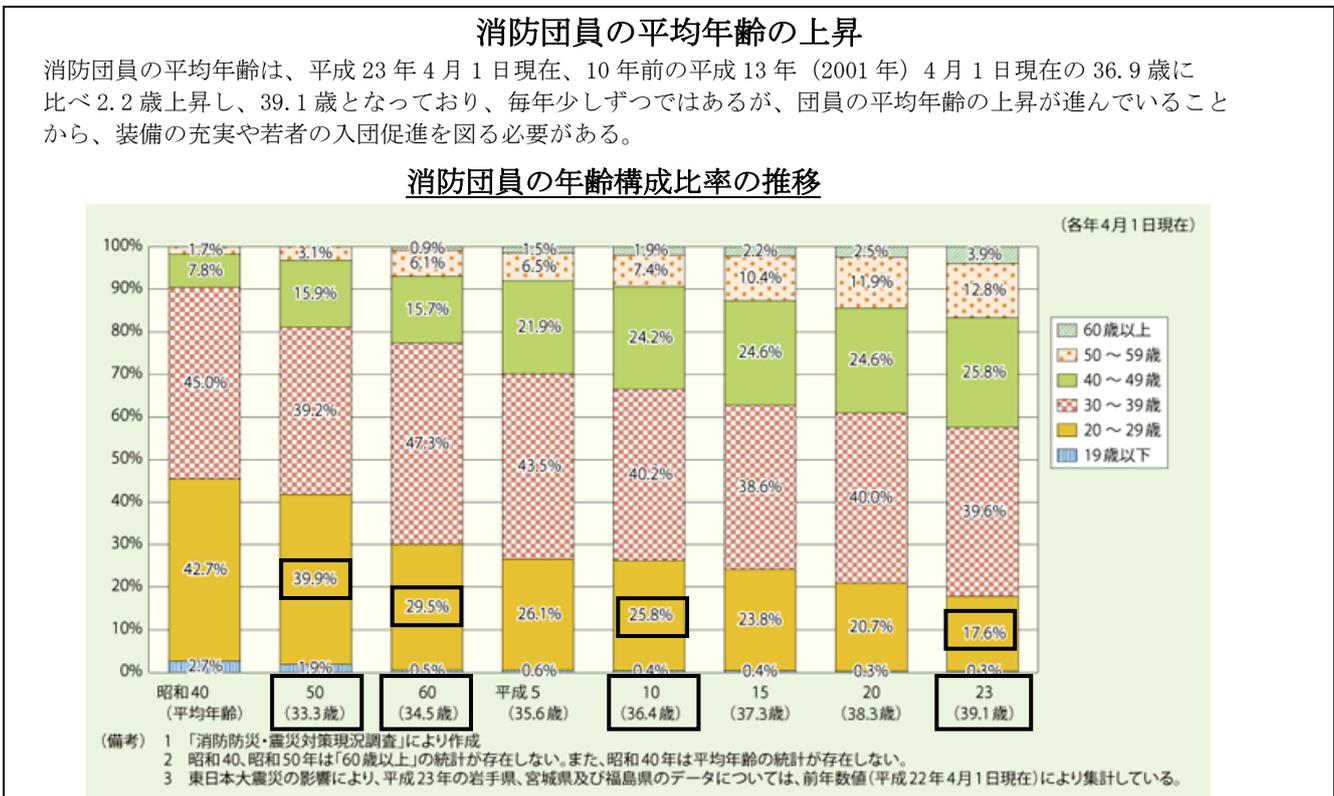


図3 被雇用者団員比率の推移



《20歳代の消防団員数》

昭和50年 約112万人×39.9% ≒ 44.7万人
 昭和60年 約103万人×29.5% ≒ 30.3万人
 平成10年 約96万人×25.8% ≒ 24.8万人
 平成23年 約88万人×17.6% ≒ 15.5万人

平成23年（2011年）と昭和50年（1975年）を比較すると、団員数全体の減少約24万人に対して、20歳代の減少は、29.2万人。

平成10年（1998年）との比較では、団員数全体では約8万人の減少に対して、20歳代では約9.3万人の減少。
 昭和60年（1985年）との比較では、団員数全体では約15万人の減少に対して、20歳代では14.8万人の減少。

図4 年齢構成の推移

⇒参考 「就業形態の変化」 ……P. 42	「大学進学率」 ……P. 43
「少子化」 ……P. 42	「コミュニティに対する意識の変化」 ……P. 44
「20歳代人口と総人口に占める割合の推移」 P. 43	

(3) 東日本大震災を地域の総合的な防災力の向上の契機に

- 東日本大震災では、改めて、地域コミュニティや絆の大切さが痛感された。普段から地域の絆が維持されていた三陸などの地域では、あの非常災害時において、行政の支援が届かない中、地域の人たちが物資を出し合い、力を合わせて助かった。消防団員は、まさにその中核として、昼夜を分かたず、活動した。また、全国から、多くのボランティアが、被災地の支援に力を尽くした。

我が国は、戦後、国土が荒廃している中、三河地震や枕崎台風（昭和20年）、南海地震（昭和21年）、福井地震（昭和23年）、南紀豪雨・台風13号等（昭和28年）、伊勢湾台風が発生した昭和34年まで自然災害による死者が1千名を超える年も少なくなかった。

伊勢湾台風を契機に、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るため、昭和36年に災害対策基本法が制定された。その結果、毎年起こり得るような災害に対しては、災害対策が確立してきたことや、河川や護岸などの整備が進められたこともり、特に風水害による被害は減少してきた。結果として、30数年間にわたって自然災害により1千名を超えるような犠牲者は発生しなかった。

そうした中、平成7年に起こった阪神・淡路大震災では、大都市直下の地震により、6,400名を超える死者・行方不明者が発生し、地方公共団体の消防防災体制についても多くの課題が指摘された。その一つが、消防の広域応援体制の確立であり、それが、緊急消防援助隊の発足につながった。東日本大震災においても、岩手、宮城、福島の3県の消防の応援のため、他の44都道府県の消防本部から、約11万人の消防隊員が緊急消防援助隊として現地に駆けつけ、地元の消防本部、消防団と協力して活動した。

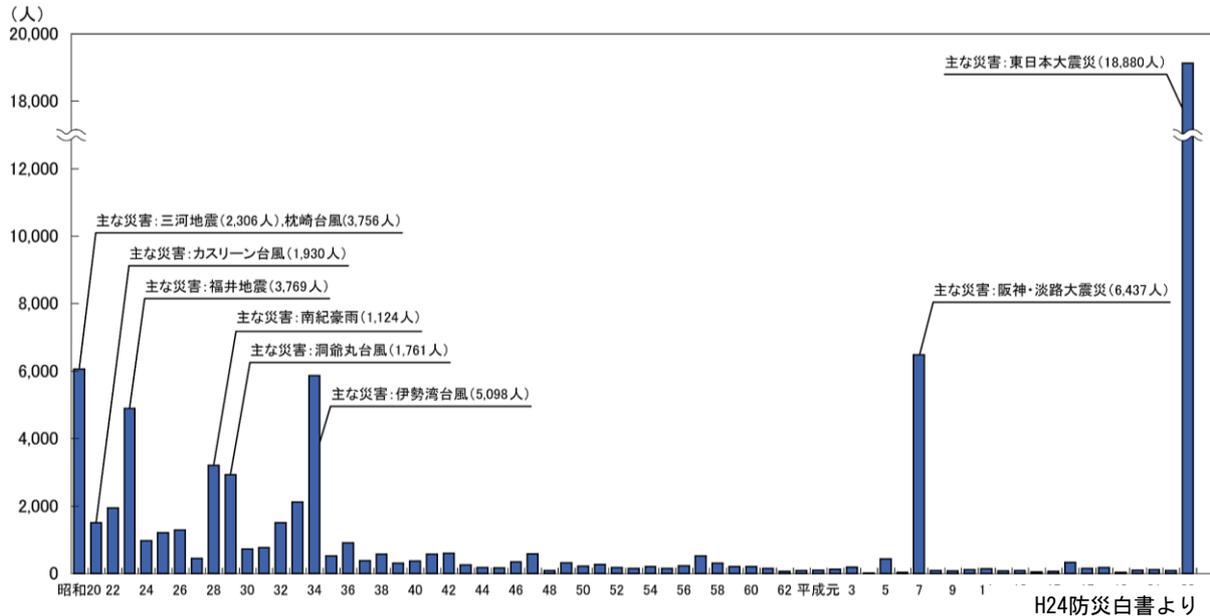
阪神・淡路大震災で提起されたもう一つの大きな課題が、「自助・共助」の重要性とそのための仕組みの確立であった。阪神・淡路大震災においても、兵庫県北淡町（現在の淡路市）消防団などの活動が高い評価を受けた。その後、災害対策基本法が改正されたこと等を受け、全国の市町村で自主防災組織の育成やボランティアによる防災活動の環境の整備の取り組みなどが進められてきた。消防団についても各種の検討・取り組みがなされてきたが、全国的な消防団員の減少には歯止めがかかっていない。

消防団は、中間報告でも記述したとおり、公助としての側面とともに、共助としての側面も有している。指揮統制に基づき活動する実動部隊であると同時に、常備消防、警察、自衛隊及び行政機関（公助）と自主防災組織・ボランティア組織（共助）や地域住民（自助）との間の「つなぎ役」、住民に対する「情報発信者」としての役割も担っている。

昨年、不幸にして、東日本大震災により多くの命が失われた。一方で、消防団をはじめとする多くの人々の懸命な努力により、たくさんの方が命が救われた。

今、再び地域の絆、つながりの大切さ、コミュニティの重要性が指摘されている。戦後最大の被害となったこの東日本大震災を、地域の総合的な防災力、地域のコミュニティの強化につなげていく契機としなければならない。

自然災害による死者・行方不明者の推移



年	人	年	人	年	人	年	人
昭和20	6,062	昭和37	381	昭和54	208	平成8	84
21	1,504	38	575	55	148	9	71
22	1,950	39	307	56	232	10	109
23	4,897	40	367	57	524	11	141
24	975	41	578	58	301	12	78
25	1,210	42	607	59	199	13	90
26	1,291	43	259	60	199	14	48
27	449	44	183	61	148	15	32
28	3,212	45	163	62	69	16	327
29	2,926	46	350	63	93	17	153
30	727	47	587	平成元	96	18	177
31	765	48	85	2	123	19	39
32	1,515	49	324	3	190	20	100
33	2,120	50	213	4	19	21	115
34	5,868	51	273	5	437	22	89
35	528	52	174	6	39	23	19,137
36	902	53	153	7	6,482		

出典：昭和20年は主な災害による死者・行方不明者（理科年表による）。

昭和21～27年は日本気象災害年報、昭和28年～37年は警察庁資料、

昭和38年以降は消防庁資料に基づき内閣府作成。

（注）平成7年の死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死919人を含む（兵庫県資料）。

平成23年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値（平成23年の死者・行方不明者のうち、

東日本大震災については、警察庁資料（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」）

（平成24年5月30日）による。）

図5 自然災害による死者・行方不明者の推移

3 東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等

(1) 消防団員に多くの犠牲者が出た要因

中間報告で詳述したとおり、東日本大震災において、日頃から火災等の災害現場で活動し、安全管理にも注意していた多くの消防団員が殉職する事態となったが、その要因として、概ね次のようなものがあげられる。

① 想像を超えた津波

今回の津波は、国等の従来 of 想定をはるかに超える規模の津波であったこと。明治三陸津波、昭和三陸津波などを経験した地域であり、日頃から津波に対する警戒感の強い三陸地方の消防団員にとっても、想像を超える大きさの津波であった。

また、津波警報の第一報において津波の高さの予測が実際の高さを大きく下回ったことや、東日本大震災の発生2日前にも三陸沖を震源とするマグニチュード7.3の地震があり津波注意報が発表されたが大きな被害がなかったことなどもマイナスに作用したものと考えられる。

② 津波の最前線―危険がひっ迫した状況での対応力を超える任務

ア) 水門等の閉鎖

団員アンケート（詳細は中間報告を参照。以下同じ。）によれば、水門等の閉鎖及び閉鎖確認作業を任務としていた消防団員は、全体の26%であった。また、それらの団員が担当することになっていた水門等の数は、平均4.5箇所となっており、最大13箇所もの水門等を担当することとなっていた団員もいた。実際に対応した水門等の数も平均で2.9箇所にとどまった。

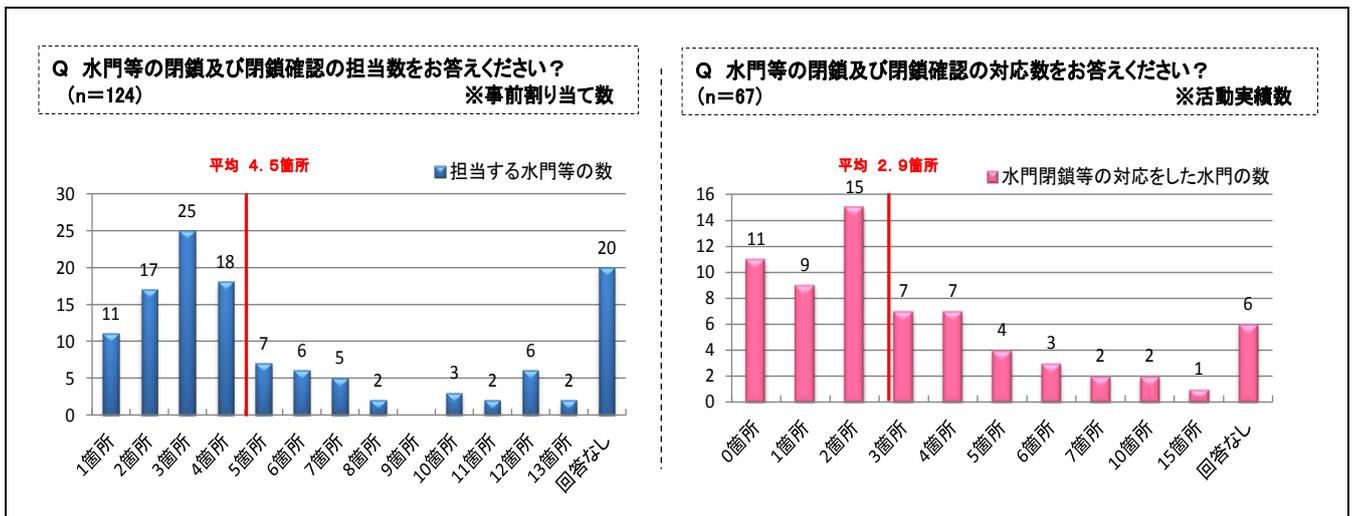


図6 東日本大震災における水門等閉鎖活動の割り当て及び実績

イ) 避難誘導等

公務災害とされた消防団員のうち、約6割は住民の避難誘導や広報の活動中であった。

表2 被災消防団員の活動状況（平成24年5月31日現在）

活動状況	岩手県	宮城県	福島県	合計(人)
① 水門閉鎖	2	1		3
② 警戒・救助	11	1		12
警戒・救助等(水門閉鎖後)	7			7
警戒・救助等(避難誘導後)	4			4
警戒・救助等(広報活動)		1		1
③ 避難誘導	44	61	13	118
避難誘導(水門閉鎖後)	25	3		28
避難誘導及び広報活動		12		12
避難誘導	19	46	13	78
④ 移動等	6	1		7
移動等(水門閉鎖後)	5	1		6
移動等(水門状況確認のため)	1			1
⑤ 出動途上	17	13	2	32
⑥ 避難等	10	6	9	25
避難等(水門閉鎖後)	8	6		14
避難等(避難誘導後)	2		9	11
合計	90	83	24	197
(再掲) 水門閉鎖等に関するもの	48	11		59

(注)本表は、被災消防団員の被災時における活動状況及びその直前の活動状況を当基金が関係組合・市町村からの災害発生速報等に基づいて整理したもので、精査の結果、異動することがある。

※ P2の脚注では、公務災害の数は198となっているが、上表における合計197との差は、震災後の検索（捜索）活動等に伴う疾病により死亡した1人である。

住民の避難・誘導及び救助に関する事例

- 避難誘導中に、津波に足をとられ海に流されそうな人を発見、消防車両に積載してあった消防ホースを使用して救助しているとき、再び襲ってきた津波に巻き込まれ3名が犠牲となった。（岩手県大槌町）
- 避難広報中に寝たきり老人宅から助けを求められ、避難介助しているとき、津波に巻き込まれ犠牲となった。（宮城県仙台市）
- 海岸近くにいる住民を避難所である小学校へと消防団車両に乗せ往復し、3度目に校舎の昇降口に到着したところで津波に巻き込まれた。同乗していた住民は校舎内に避難したが、当団員は犠牲となった。（宮城県仙台市）
- 災害時要援護者の避難や避難しない住民の説得にあっていた4名が津波に巻き込まれ犠牲となった。（宮城県岩沼市）
- 日本語が不自由な中国人研修生を含む多くの人々を的確な指示で避難場所まで誘導した後、海岸付近を見学している多くの人々に高台への避難を呼び掛けている最中に津波に巻き込まれ犠牲となった。（宮城県女川町）
- 避難場所の公会堂で一人暮らしの移動困難な高齢者がいないのに気づき、他の団員1名とともに高齢者宅に救出に向かい、救出活動を行っていたところ津波に巻き込まれ高齢者と団員2名の計3名が犠牲となった。（福島県南相馬市）

図7 消防団員が犠牲となった事例

ウ) 消防団員に対する過重な負担と退避の基準の不明確

上記のように、消防団には、地震発生から津波到達までのわずかな時間に実に多くの任務が課せられていた一方で、必ずしも消防団員の退避の基準が明確に定められていなかった。

③ 情報の不足

団員アンケートによれば、東日本大震災において地震発生時に震度の情報を把握できた団員は69%、大津波警報が発表されたことを把握できた団員は75%であった。

さらに、大津波警報を把握できた団員のうち、津波到達予想時刻まで把握できた団員は、そのうちの55%にとどまっている（全体のうち津波到達予想時刻まで把握できた団員は41%）。消防団員の情報の入手方法としては、ラジオが最も多く、次いで防災行政無線となっており、無線は少数にとどまっていた。

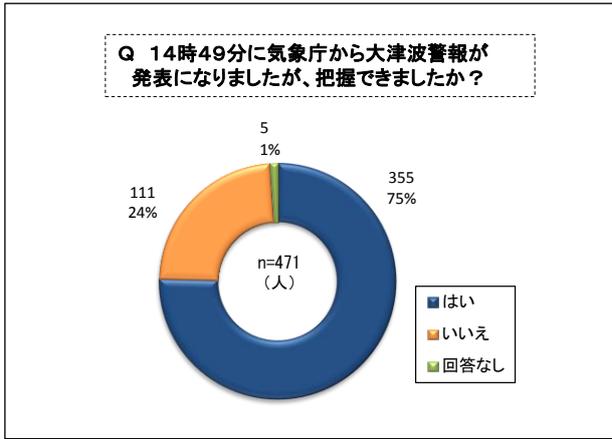


図8 地震の大きさ(震度)の把握状況

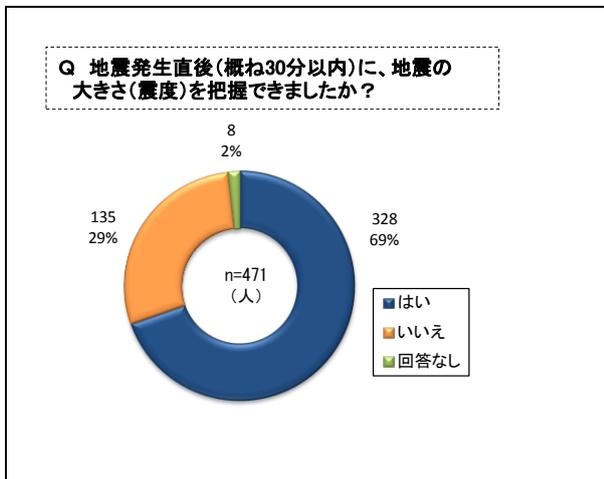


図9 大津波警報発表情報の把握状況

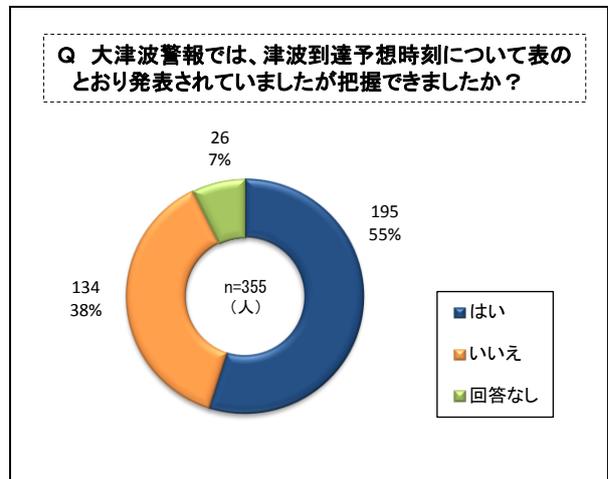


図10 津波到達予想時刻の把握状況

④ 地域住民の防災意識の不足

団員アンケートによれば、地震発生直後に避難誘導を行った消防団員のうち、「避難するよう声をかけても、避難してくれなかった住民がいた」と回答した団員が36%いた（全員避難してくれたとの回答も41%）。そのほか、ハザードマップでの認知度は住民、団員ともに低かった。

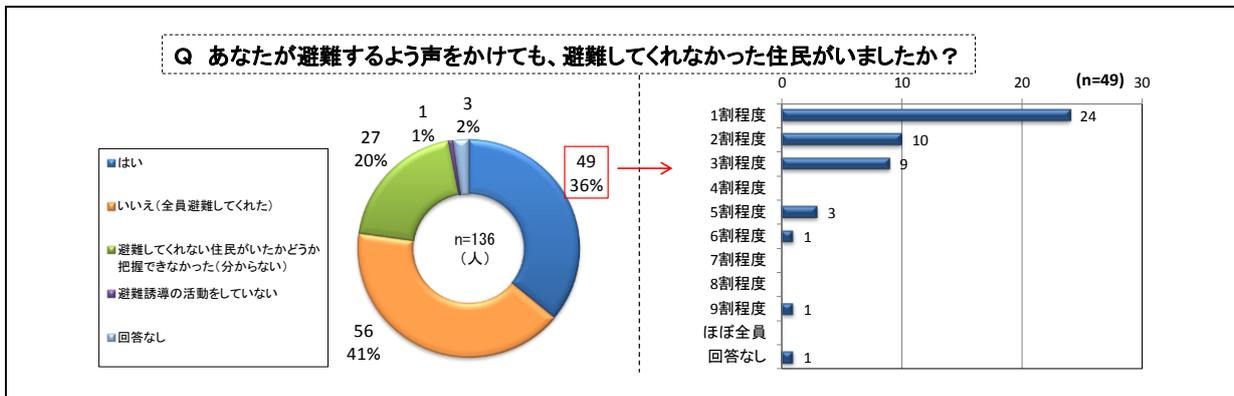


図11 東日本大震災における避難誘導の呼びかけ

(2) 津波災害時の消防団員の安全確保対策

(1) で記述した要因を踏まえ、中間報告において以下の5点について、提言した。

- ① 気象庁をはじめとする関係機関は、地震・津波の監視・観測体制の強化と津波警報の改善を行う必要がある。
- ② 市町村においては、津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備する必要がある。その際、地域ごとに、地形の特性、津波到達までの予想時間等を基に、退避ルールの確立と、津波災害時の消防団員の活動を明確化することが必要である。
- ③ 国、都道府県及び市町村は、津波警報等の情報を確実に消防団員に伝達するための情報伝達体制の整備・確立を行う必要がある。その際、情報伝達手段の多重化・双方向化を図る必要がある。
- ④ 消防団員は、普段の教育訓練を通じて、津波災害に対する知識と安全管理を高める必要がある。国、都道府県及び市町村はそのための教育訓練の機会を提供しなければならない。
- ⑤ 津波に対しては、住民が率先して避難することが基本である。そのため、国、都道府県及び市町村は、住民に対して、ハザードマップなどを活用したリスクコミュニケーション、津波防災・減災に関わる教育・訓練を行うこと、避難場所や避難路の整備、海拔表示板の設置など、津波に強いまちづくりを進めることが必要であり、その際、消防団などの活動の限界及び消防団の退避ルールについても住民に十分周知しておくことが重要である。

国、都道府県、市町村には、それぞれの対策を着実に進めていただきたい。

津波災害時の消防団員の安全確保対策	
<p>①地震・津波の監視・観測体制の強化と津波警報の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波予測、観測の充実強化等(巨大地震まで測定可能な国内広帯域地震計、沖合津波計の活用等) ○ 津波警報の改善 	<p>②退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■退避の優先(津波到達予想時間が短い地域は退避が優先) ■津波災害時の消防団活動の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関や地域の協力を得て、消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限に ○ 水門等の閉鎖活動の最小化⇒廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担 ○ 避難誘導活動等の最適化⇒住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづくりを促進 ■津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 退避のルールを確立。住民に事前に説明、理解 ○ 指揮命令系統(団指揮本部→隊長→団員)の確立 指揮者の下、複数人で活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 水門閉鎖活動時などのライフジャケットの着用 ○ 津波到達予想時刻を基に、出動及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動可能時間を設定。経過した場合は直ちに退避(「活動可能時間の判断例」を参照) ○ 隊長等は、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令
<p>③情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指揮命令系統に基づく情報伝達体制の整備 ○ 各隊への双方向の情報伝達手段の確保 ○ 情報伝達手段の多重化(車両を離れて活動する団員、参集途上の団員を考慮) 	
<p>④消防団の装備及び教育訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備について整備 ○ 安全管理マニュアルなどを消防団員に徹底するための訓練の積み重ね。国や都道府県は取組を支援 	
<p>⑤住民の防災意識の向上、地域ぐるみの津波に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、地域住民、自治会、自主防災組織などと一緒に地域ぐるみで具体的な避難計画を作成(消防団の退避ルールを説明) ○ 市町村は、都道府県と協力しながら、避難路や津波避難ビル等の整備を促進 	

図12 津波災害時の消防団員の安全確保対策
(中間報告の概要から抜粋)

⇒参考 「津波警報改善の方向性」……………P. 46	「大規模災害発生時における消防本部の効果的
「GPS波浪計による津波観測……………P. 47	な初動活動のあり方について（通知）」…P. 52
「水門等の自動化・遠隔操作化等」……………P. 49	「津波避難対策推進マニュアル検討会」…P. 58
「津波防災地域づくりに関する法律の概要等」P. 50	

また、中間報告で詳述したところではあるが、改めて以下の2点を強調しておきたい。

津波災害にあつては、消防団員を含めたすべての人が『自分の命、家族の命を守る』ため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員が自らの命を守ることがその後の消防活動において多くの命を救う基本であることを、皆が理解しなければならない。

市町村においては、地域住民、自治会、自主防災組織などと一緒になって、地域ぐるみで具体的な避難計画を作成することが重要である。その中で、消防団員等の津波災害時の活動・退避ルールについて説明しておくこと、地域住民等の協力を得ながら災害時要援護者が短時間で退避が可能となる方策（個別プランの作成、車両の活用、安否確認の方法の事前ルール化など）をあらかじめ定めておくことが重要である。

（3）消防団員の惨事ストレス対策

東日本大震災において、消防団員は津波の最前線での活動により多くの仲間を失ったほか、地震・津波により破壊された住宅等の瓦礫の中などで人命検索や遺体搬送など長期にわたり過酷な活動に従事したことから、惨事ストレスの発生が危惧される状況にあった。

このため、消防庁と(財)日本消防協会が共同事業として、心のケアの専門家を派遣するなどの対策を講じているところであるが、引き続き、中長期的な視点を含めた対策の検討が必要である。

⇒参考 「大規模災害時に係る惨事ストレス対策研究会」……………P. 60

4 装備・教育訓練等の充実、広域応援、関係機関との連携

消防団は、消防本部の始まりとされる官設消防よりも古く、江戸の町火消し以来の伝統を有するが、戦後、消防組織法が制定されるにあたり、消防本部などと同じく、市町村の消防機関の一つとされた。かつては、消防団の中にも、常勤の団員がいたが、現在はすべての団員が非常勤の特別職公務員である。その任務は、「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと」である。常に危険と隣り合わせの任務であるが、それだけに、安全管理が特に重視され、指揮者及び団員も常に安全に対する配慮をしながら、任務を達成することが求められている。

安全管理のためには、事故要因を限りなく少なくすることが求められるが、そのためには、装備及び教育訓練が重要である。一方で、非常勤である消防団員にとって、常勤の消防職員のような教育訓練を行うことは難しい。

消防団の装備・教育訓練を考えるにあたっては、消防団と、消防本部及び他の機関・組織との役割分担をどうするのか、消防団に具体的にどういった任務・活動を求めるのか、地域ぐるみでこれまで以上に真摯に検討し、災害に備えなければならない。

(1) 装備・教育訓練等の充実

- 東日本大震災における消防団の活動を踏まえると、その装備、教育訓練等に関して、大規模地震、特に津波の被害が想定される地域においては、次のようなことに留意すべきである。

- ① 安全靴などの団員の基本装備の充実
- ② 無線等通信機器の整備²
- ③ 大規模災害時において活動が長期化した場合等への備え（食糧、燃料、予備の装備、バックアップの仕組み）
- ④ 消防本部等との連携訓練の充実
- ⑤ 広域応援に備えた装備・訓練の充実

- 地域によって災害の種類・態様は異なっており、消防団に求められる活動内容も異なる。消防団に求められる活動内容に応じて、それに必要な装備を整備すること、そのための教育・訓練を実施することが求められる。

一方で平常時から、消防団に対してあまりにも多くの業務、活動が求められる傾向があり、他に生業を持っている消防団員にとって、負担が大きすぎ、結果的に消防団員の減少に拍車をかけているとの指摘がある。それぞれの地域において、災害時、平常時において消防団に求められる具体的な任務、消防団が行う活動内容を整理しておく必要がある。その際、災害時においては2（1）で記述したとおり、様々な活動が消防団に求められ、地域住民の生命・財産を守るため消防団として行わざるを得ない

² 消防団の情報伝達手段として、岩手県宮古市では各分団に5台以上の特定小電力無線機（沿岸部の分団には台数を更に増強して配備）計340台を配備（うち消防団安全対策設備整備費補助金による整備230台）。

また、岩手県陸前高田市では、750台の簡易無線機（登録局）を消防団員全員に配備し、情報伝達手段の確立を図った。

場合もあると考えられることに留意する必要がある。

東日本大震災では、消防団詰所や車両なども流され、装備もままならないまま、ガレキの中での検索、救助活動に従事せざるをえず、釘などを踏んで負傷したケースが多数報告されている。まずは、団員の生命・身体を保護するため安全靴に代表される基本装備の点検・整備が必要である。

また、安全管理上、情報の収集・伝達が特に重要であり、無線等双方向の通信機器の整備を進める必要がある。

東日本大震災では、食糧や燃料などがない中での活動を余儀なくされた。地震等の大規模災害時においては、活動が長期化した場合への備え（食糧、燃料、予備の装備）、消防本部や消防団の活動を支えるような仕組み（消防団の本部機能・兵站機能の強化、消防団による広域応援、活動が長期化した場合の消防本部・消防団のバックアップなど）を検討しておく必要がある。

無線や資機材などの装備は、それを使いこなすための教育訓練が前提となる。消防団員の教育訓練については、「消防学校の教育訓練の基準」に基づき消防学校等により行われることとされており、その充実が望まれる。他方で、消防職員と異なり、消防学校等で一定期間まとまって教育訓練を行うことが難しい事情（団員の時間を確保することが困難）も考慮すると、各消防本部・消防署と消防団との間で連携した訓練を定期的実施することが重要である（事例）。

さらに（２）で述べるように、消防団による広域応援を推進することも有効と考えられ、そのための装備・訓練の充実を図ることも重要である

国として、装備の基準等の見直しや必要な財政措置等を検討すべきである。

⇒参考 「消防学校の教育訓練の基準」・・・P. 68

⇒事例 「消防署と消防団との連携強化」・・・P. 160

（２）消防団による広域応援

東日本大震災においても、岩手県内の消防団による広域応援が岩手県内及び宮城県気仙沼市において実施され、高い評価を受けた（参考）。また、消防団に係る応援協定が結ばれている例も多い（参考）。

一方で、消防団は、消防本部以上に地域に密着した存在であり、消防組織法上も、消防長又は消防署長の命令がない限り、管轄区域外で行動することはできないこととされている³。

消防団員は他に生業等を有していること等から、遠く離れた地域への長期間にわたる応援出動は難しいという事情もある一方で、比較的短期間、同一都道府県内や隣接した地域・都道府県であれば応援出動することも可能と考えられ、地域の状況を知っていることから、他の実動部隊（緊急消防援助隊、警察、自衛隊）にはない独自の強みを発揮できるのではないかと考えられる。また、東日本大震災では、消防団は、災害の発生直後から、他の実動部隊が引き上げるまで、まさに最初から最後まで、昼夜を分かたず、献身的な活動を行ったが、消防団による広域応援が行われることにより、被災地の消防団員の負担を少しでも軽減することが可能になるのではないかと考えられる。

³ 消防組織法第十八条第三項 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

南海トラフ沿いで発生する巨大地震や、首都直下地震などの大規模災害時においては、消防団のように、要員動員力や地域密着性があり、日頃から訓練され指揮命令系統が確立された部隊の存在は大きい。消防団による広域応援の実施を、国、都道府県、市町村が協力し、消防団の理解を得ながら推進していくことは、大変意義があると考える。国及び都道府県としても、消防団の相互応援協定の締結を促進するとともに、必要な支援を行うべきである。

⇒参考 「消防団による広域応援活動」……………P. 74 「消防団の相互応援協定の締結状況」……………P. 75

(3) 消防本部・警察・自衛隊等との連携

東日本大震災では被災地の消防本部も多くの被害を受ける中で懸命な消火、救助、救急等の活動を行った。また、消防団は、その地域密着性を生かし、警察や自衛隊と協力・連携した行方不明者の検索（捜索）・救助等にも従事した。

警察や自衛隊は、機動力を有し、部隊の展開力に優れ、指揮命令系統が確立されている。大規模災害時において、被災地域の地理的状況、人的状況に詳しく、地域に密着した消防機関、特に消防団が警察や自衛隊と協力・連携して活動を行うことで、より効果的な災害応急対策が実施できると考えられる⁴。大震災での多くの経験や教訓を踏まえ、消防本部、消防団、警察、自衛隊といった部隊が、それぞれの装備・特性を生かし、より効果的な協力・連携体制の構築を図っていくことが望まれる。そのためには、普段から防災会議などを通じて連携の維持・強化を図るとともに、総合防災訓練へ積極的に参加して大規模災害時における役割分担を確認しておくなど、平常時から「顔の見える関係」を築いておくことが重要である。

また、東日本大震災を踏まえて災害対策基本法の一部が改正され、地方公共団体の長をはじめとする災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない旨の規定が新設された。また、地方公共団体の災害対策本部長（首長）は、関係行政機関の長をはじめとした関係者に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができるとされたところである。このような改正の趣旨を踏まえ、消防団をはじめとする実動部隊の関係者を災害対策本部に集めて情報共有を行うなど、より効果的な災害応急対策が実施されることが期待される場所である。

⁴ 宮城県気仙沼市においては、緊急消防援助隊の指揮支援部隊（東京消防庁）が早い段階で現地に入ったこともあり、消防・警察・自衛隊で検索（捜索）に関するマーキングの統一を図った。これにより重複して同じ場所の検索（捜索）を行うような事態を避けられた。

5 若者が入りやすい消防団へ

○ 消防団への入団促進に関しては、これまでも多くの検討がなされ、各地域においてもそれぞれ意欲的な取り組みがなされ、一定の効果が表れているところもある(参考)。

しかしながら、前述のとおり、全国的な傾向としては、団員の減少傾向及び平均年齢の上昇に歯止めがかかっていない。下表は、本年2月、日本消防協会主催の消防団中堅幹部研修に参加した団員218名の協力を得て行ったアンケートの結果である⁵。

本検討会としては、「若者が入りやすい消防団へ」という観点から、特に以下の取り組みの推進を提言したい。

- ① 処遇の改善等 (家族の理解)
- ② 事業所への働きかけ (事業所の理解)
- ③ 地域ぐるみの取り組み (地域の理解)
- ④ より多様で魅力ある消防団へ
 - 女性消防団員の入団促進
 - 大学・高校への働きかけ
 - 専門性の向上
 - 広域応援への取り組み
 - 防災教育の取り組み
 - 消防団の魅力の発信

消防団幹部候補中央特別研修 (H24. 2) の受講生に対するアンケート結果

1 どのようにしたら勧誘しやすいか

受講生からの主な意見	男性	女性
何らかのメリットを消防団員又は会社に与える。	23	9
日頃の活動をもっとPRする。	47	59
子供の頃から防災教育で教える。	13	9

2 どういった点が支障となっているか

受講生からの主な意見	男性	女性
消防団について住民からの悪いイメージを持たれている。	34	30
休みをつぶしたくない。	15	6
会社の理解と協力が得にくい。	24	22
家族の理解が得にくい。	13	14
操法がハードというイメージ。	9	0

※ アンケートに回答した受講生の年齢及び階級の構成

年齢	男性	女性	階級	男性	女性
20代	10	9	団長・副団長	7	0
30代	82	20	分団長・副分団長	32	8
40代	28	39	部長・班長	36	21
50代	7	17	団員	54	58
60代	2	1	不明	1	1
不明	1	2			
合計	130	88	合計	130	88

⁵ 平成22年度に「消防団の充実強化についての検討会」で実施した消防団員確保のための取り組みに関するアンケートの結果においても、「消防団員に対する悪いイメージ(親の反対等)」「消防団に対する理解不足」「高齢化、人口の減少」が、団員確保の取り組みにおいて障害となっているとの回答が多かった。

○処遇の改善等（家族の理解）

消防団員の処遇などについては、本検討会においても多くの委員から改善を図るべきといった意見が寄せられた。

消防団員の報酬・出動手当の額については、市町村の条例で定めることとされているが、その金額は地域によってかなり差があり、また、団員数と報酬等の金額との間に必ずしも相関関係があるわけでもない（参考）。また、市町村によっては、条例上、報酬又は出動手当について定めていない団体もあるが、その主な理由は、「団員の出勤回数に偏りがあったため、公平を期すため、報酬は廃止し、手当のみにした。」「出動手当は、年額報酬に含んで支給している。」などである（参考）。

消防団の活動内容は、地域によってかなり異なっており、それぞれの市町村において、消防団の活動内容に加え、自治会の役員など他のボランティア的な地域の役職の方々などとのバランス等も考慮した上で、団員の報酬・出動手当を決めているところもあると考えられる。一方で、活動内容に応じた、相応の報酬を支給すべきと考えられる。

東日本大震災の被災地の市町村の中には、震災後の消防団の活動の困難さを踏まえて、出動手当を引き上げた団体もある（事例）。また、市町村によっては、消火活動や水防活動の場合の出動手当と、訓練時の出動手当とを分けて定めている団体もある。（訓練の場合に比べて、活動の危険度や拘束時間が長いこと等を踏まえたものと思われる。）

消防団員の中には、自分たちは郷土のために活動しているのであり、報酬・出動手当の金額の多寡は関係ないという声も根強い。一方で、中間報告で詳述した団員アンケートの結果からは、処遇が十分ではないと考えている団員が多いことも伺える。

また、前述の中堅幹部研修のアンケートからもわかるように、若者の入団を促進する観点からは、団員の家族の理解を得ることが重要である。そのためにも、報酬・出動手当の改善は重要と考える。

ただし、若者が少ない地域もあることから、そのような地域において、現在在籍している団員に出来るだけ長期間残ってもらうことや、消防職員OBや消防団員OBを機能別団員として大規模災害時に備えるといった取り組みも行われており、これらの取り組みも推進していくべきである。

さらに、団員が災害時に活動するにあたって家族の安全が心配との声が強い。平常時から、自宅から近い避難場所の確認や、家族同士が緊急時に連絡を取る方法（災害用伝言ダイヤルの活用等）などを検討しておくことが必要である。

以上のことを踏まえ、本検討会としては、団員の処遇の改善等について次の点を提言したい。

- ア 活動内容に応じた処遇の改善は重要であり、特に地震、風水害などの長時間（長期間）の活動を余儀なくされる大規模災害時の出動手当は充実すべき。
- イ 報酬、出動手当は団員本人に直接支給することとし、団活動に要する経費（燃料費、通信運搬費等）は別途予算措置をすべき。
- ウ 災害時の団員家族の安否確認の方法など家族を含めた安全対策を平常時から検討すべき。
- エ 消防団員の退職報償金制度などのあり方についても検討すべき。

⇒参考	「消防団員数の人口比等」……………P. 78	「消防団員の就業形態別の内訳」……………P. 85
	「消防団員の処遇の状況」……………P. 80	「報酬・出動手当の例」……………P. 85
	「年額報酬（団員）の都道府県別平均額等」…P. 83	

各委員から寄せられた意見

- ボランティア精神に支えられた消防団員に直接聞くと報酬の事は口にしないが、アンケート結果を見ると、「報酬が十分でない」という団員が、やはりたくさんいらっしゃる。それぞれの現場で活動している人たちに、それなりの補償なり、報酬なりがいくような処遇のあり方の検討が必要。
- 少子高齢化で、団員の補充がなかなか難しい。地方の特に田舎の消防団は、なかなか新入団員の確保が難しいということが現状である。
- 地域によっては若者がいないという地域もあり、そのような地域では、現在いる団員に出来るだけ長期間残ってもらうしかない。そのような場合に対応するため、退職報償金の勤続年数の延長、支給額の拡大も必要と考える。
- 今から25年くらい前は、地域社会も企業も消防団活動に非常に温かい目を向けていた。しかし、最近はなかなか厳しい目が向けられているようだ。
- 団員を大事にすること、団員を育てていく手法をしっかりと作り上げていくことが必要。
- 自分の職場を失ったうえ報酬も明確でない中で、ボランティア的に活動している消防団の現実を前に、次に消防団員になりたいという人間がどれくらいいるだろうか。
- 今こそ、今まで分かっていたやれなかったことをやるべき。それは①情報伝達、②資源管理、③財務（必要経費）、④安全管理、⑤広報・教育である。
- 火災予防の巡回指導をする時のガソリン経費も不足しているのが現状。必要経費の手当では当然考えられるべき。
- 消防団員は、多くが地域を守る強い思いのもと消防活動を行っている。全国的に見れば団員数が減少傾向にあることは事実。団員構成を見ても緊急時に担当地区にいないサラリーマン団員が増加しており、また今回の災害を受け消防団を継続することに悩んでいる団員も多いことも事実である。この検討会が「悩む団員、一步を踏み出せない団員」に寄り添う対策を出せればと考えている。
- 団員を増やすためにはインセンティブが必要。少なくとも年額報酬、出動手当は団員本人に渡すような仕組みを作るべきだ。
- 団員数が多いところの報酬等の処遇が良いのかというと、必ずしもそうではない。報酬・手当が個人口座に振り込まれていても、団の活動に要する経費を団員が負担しているという事例もある。
- 常備消防と消防団の関わりで、消防団員が減少することで日本の防災力も低下するのであれば、消防団を準常備消防化するような新たな方向性を明確にすべきだ。

○事業所への働きかけ（事業所の理解）

前述のとおり、団員に占める被雇用者の比率が高くなっており、勤務先となる事業所の消防団活動への理解は不可欠である。これまでも各市町村、消防団長による事業所への協力の依頼などの地道な働きかけが行われてきたところであり、今後とも重要である。

被雇用者団員の場合、特に勤務先の事業所が住所地と離れているような場合には、入団の意志があっても、団員としての活動が制約されることから、入団を辞退してしまうことや、仮に団員になっても、事業所への遠慮から訓練等にも参加できないといった状況がある。消防団員であること、消防団活動を行うことが、広く社会全体で評価されること、勤務先の事業所でもプラスに評価されるようにしていくことが望まれる。国等による経済団体などへの働きかけも重要である。

消防団活動に理解のある事業所の表彰や、平成18年度から始められた「消防団協力事業所表示制度」などの取り組みも重要である。また、長野県や静岡県で行われている

消防団に協力している事業所の事業税を軽減する取り組みや、各地で行われている入札における優遇などの特例措置等の実施は、消防団員の活動環境を整えるという観点から重要な取り組みと考える。

⇒事例 「長野県での取り組み」……P. 128 「消防団協力事業所として認定された事業所」に係る
「静岡県での取り組み」……P. 128 特例措置等の実施状況について」……P. 129

○地域ぐるみの取り組み（地域の理解）

地域に密着した存在である以上、消防団の活動には地域の理解が欠かせない。周りの住民からかけられる「御苦労様」の一言だけで十分との声も多いが、愛知県瀬戸市や岐阜県関市では、消防団への支援としてサービスを提供する消防団サポート店の制度といった取り組みが進められている（事例）。地域をあげて、消防団を応援している好事例と言え、消防団員の家族の理解を得る観点からも素晴らしい取り組みと考える。

⇒事例 「愛知県瀬戸市での取り組み」……P. 131 「岐阜県関市での取り組み」……P. 132

○より多様で魅力ある消防団へ

阪神・淡路大震災はボランティア元年と言われた。それ以降、中越地震、今年の東日本大震災や台風災害、本年7月の九州北部豪雨などでもボランティア活動に励む若者らの姿がある。

多くの人々の心の中に「人のために役立ちたい」という奉仕の精神がある。このため、「消防団の良いところ」、「消防団だからできること」を積極的に発信するとともに、そのような消防団の活動をPRすることも重要と考える。

「消防団は上下関係が厳しい。訓練が大変」といったことがマイナスのイメージとして捉えられる場合もあるが、訓練を行い、指揮命令系統を確立することで、団員の安全を確保しつつ、住民の命を守るために活動できるのである。

一方で、より多様な人材を求め、地域の特性に応じた多様な活動を行うことにより、若者らにとって、より魅力的な消防団にしていく努力も大切と考える。

また、女性消防団員の数は増えつつあり、応急手当・火災予防の普及啓発から消火活動まで、消防団活動の幅が広がってきている。さらに、消防団員を増やすため、女性が消防団に入団しやすいような環境整備（更衣室、ロッカーなど）や軽量の資機材の導入などが望まれる。

⇒事例 「茨城県阿見町消防団の取り組み」……P. 133 「三重県津市消防団の取り組み」……P. 133

淑徳大学の学生消防隊や愛媛県松山市消防団の大学生防災サポーターなど大学生団員の取り組みも特筆に値する。高校生に対する体験入団などの取り組みも重要である。大学生・専門学校生や高校生に対して、消防団のことをもっと知ってもらい取り組みを進めることが望まれる。

⇒事例 「淑徳大学の学生消防隊」……P. 134 「高校生への働きかけ」……P. 135
「松山市消防団の大学生防災サポーター」……P. 134

消火や水防活動のような従来からの活動に加え、救助資機材を活用した各種救助にあたる消防団の隊も増えてきている。また、平成18年度から機能別分団・機能別団員の仕組みが取り入れられた。重機などを扱う専門の隊や、医師や看護師などその技術・専門性を活かした団員など「非常勤の消防団員」という特性を活かして、大規模災害時には、消防本部や消防団、他の部隊と連携した取り組みが期待される消防隊・消防団員もいる⁶。

また過疎地においては、消防本部の救急隊と協力して、救急搬送を行っている消防団もある。

さらには、3で記述したとおり管轄区域を越え広域応援を行う消防団や後述する防災教育の取り組みなど、様々な取り組みを進めることにより、若者たちに「その意志と能力を発揮できる場」を提供できるものと考えられる。

⇒事例 「特殊技能団員（東京消防庁）」……P.137

これらの点を踏まえて、各市町村において、それぞれの地域の特性・必要性に応じ、地域の防災、コミュニティを強化する観点から、消防団という組織（仕組み）を再評価するとともに、今いる団員に加えて、新たな団員を増やし、地域の防災、コミュニティの強化、さらには地域の活性化に役立てて行くことが望まれる。

そして、国、都道府県、市町村それぞれが消防団の活躍している事例、魅力を地域の人々やマスコミなどとも連携しながら積極的に発信していくべきである。

⇒参考 「全国消防団員意見発表会等」……P.90 「消防団員入団促進キャンペーン期間
「消防団・自主防災組織の理解促進 における広報展開」……P.96
シンポジウム」……P.95

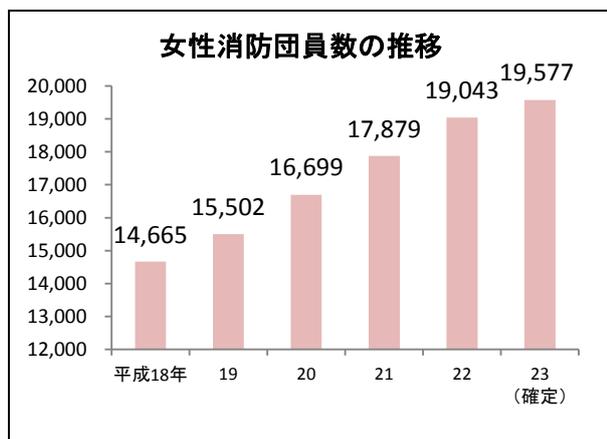


図13 女性消防団員数の推移

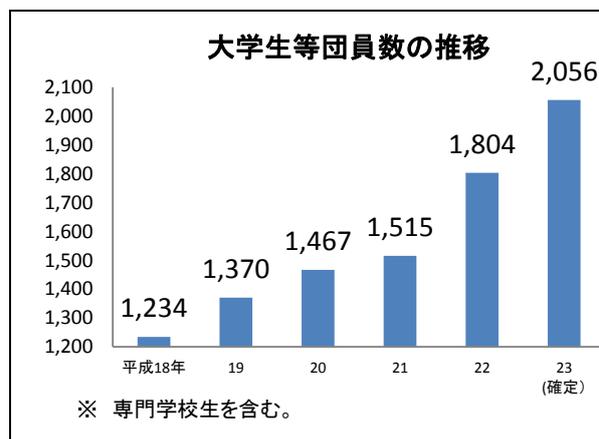


図14 大学生等団員数の推移

⁶ 今回は若者が入りやすい消防団を中心に述べているが、消防職団員のOBを機能別団員として、大規模災害等に限り出動することとしている消防団もある。

また、公務員等の入団を推奨しており、平成22年4月1日現在では、全国で約6万3千人の公務員が消防団員となって活躍している。

6 地域の総合的な防災力の向上のために

○ 消防本部、消防団は市町村の機関であり、地域にとって最も身近な防災の担い手である。また、町内会などを単位とした「自主防災組織」、平常時は子どもたちの教育の場であると同時に災害時には避難所ともなる「学校」、企業など地域の「事業所」、そして何よりも一人ひとりの「住民」が重要な防災の担い手である。そして、防災を含む地域における行政を総合的に実施する役割を市町村が担っている。地域の総合的な防災力の向上については、既に消防審議会の「地域総合防災力の充実方策に関する小委員会報告書（平成20年11月）」があり、本検討会でも各委員から多くの意見が出されたが、大規模災害時の活動のあり方及び大規模災害時に備えた平素からの取り組みとして、消防団との関係を中心に、特に次の点を提言したい。

- ① 大規模災害時において、各々の地域にとって消防団詰所の存在は重要（町内会や自主防災組織との情報共有の拠点）。消防団と自主防災組織などが役割分担し、協力して災害対応にあたる必要がある。外部からの各種応援隊が、到着するまでの間、あるいは災害活動が長期化する中で、消防隊（消防職団員）が、消火、救助などの活動に専念できるようなバックアップの仕組みを地域で準備しておくことが重要。
- ② 平常時から市町村、消防本部、消防団、自主防災組織などで各種資機材や備蓄倉庫の点検、津波避難計画の作成や避難訓練などを実施しておくことが重要。
- ③ 企業等の自衛消防組織との連携も重要。
- ④ 地域をあげて防災教育に取り組むべき。
- ⑤ 東日本大震災などの経験を伝えていくべき（災害伝承）。

各委員から寄せられた意見

- 住民の防災意識をアップすること。住民が消防団と一緒に地域防災力をアップすることが重要。
- 消防団に頼れば済む、消防団の多様な任務は当然、というような風潮を反省するべきだ。
- 消防団はボランティア精神に支えられた非常勤特別職の地方公務員による組織として存在していくのか、それとも防災機関として位置付けるのかということを整理すべきだ。
- 地域防災力を高めるためには、例えば消防団OBや家庭にいる女性を消防協力員などに位置づけ防災に対する能力を高めることによって、自助につなげることができるのではないだろうか。
- 大規模広域災害から国民の命を守るために、災害リスクのエリア内の各主体（個人、自治会、自主防災組織、消防団、常備消防、警察、施設管理者、自治体、民児協、事業者など）が実効的な防災の役割・行動など「市民防災」のあり方を具体的に議論する場が必要と考える。

○ 大規模災害時における消防団等のバックアップ・役割分担・平常時からの点検、訓練等の重要性、企業等との連携

東日本大震災では、岩手、宮城、福島の沿岸部の市町村で420箇所の消防団の詰所が津波により流されるなどの被害を受けた。消防団の詰所は、ポンプ車等の格納場所であるとともに、災害時には、消防団員及び地域の住民にとっての重要な情報共有の拠点と

なる。その設置場所の安全性を点検するとともに、仮に被災した場合のバックアップを検討しておく必要がある。宮城県東松島市では、同市の消防団（分団）の詰所が津波により使えなくなったが、地域の自主防災会が、仮の詰所の場所を提供するとともに、両者が協力し、役割分担して災害対応にあたったことが報告されている⁷。消防団は、公助と共助の両方の側面を有しており、住民や自主防災組織と行政や警察・自衛隊とのつなぎ役を果たすことができる。また、平常時から市町村、消防本部、消防団、自主防災組織などで各種資機材や備蓄倉庫の点検、津波避難計画の作成や避難訓練などを充実しておくことが重要である。

東日本大震災のような大規模災害発生時には、被災地の消防本部や消防団は、災害対応に追われ、まさに不眠不休の対応を余儀なくされる。消防隊をその装備・技術を用いた消火や救助などの活動に専念させるためには、市町村役場はもちろん、自主防災組織（住民）や事業所などそれぞれの主体が、それぞれの資源と能力を生かし、役割を分担し、お互いに助け合うことが求められる。企業などの事業所に組織されている自衛消防組織による協力、建設事業者による重機による協力、スーパーなどによる食料品の避難所への提供など、まさに地域の総合的な防災力が問われることとなる。いざという時に、的確かつ迅速な対応ができるように、平常時から協力関係の構築（協定の締結など）、意見交換などを行っておくことが重要と考える。

また、木造住宅密集地などでは、消防車両が現場に到着できないことも想定され、自主防災組織などによる初動活動が重要であり、多様な水利の確保と女性や高齢者でも利用可能な軽量の消火資機材の整備も重要である。

自主防災組織の現況

平成 23 年 4 月 1 日現在^{※2}

活動カバー率 ^{※1}	組織数	町内会単位	小学校単位	その他	規約のある組織
75.8%	146,396	137,303 (93.8%)	2,908 (2.0%)	6,185 (4.2%)	101,687 (69.5%)

(市町村の取り組み)

自主防災組織を有する市町村	地域防災計画に記載のある市町村	自主防災組織連合体を有する市町村	消防署・消防団が平常時の訓練指導を行う市町村
1,625 (93.0%)	1,437 (82.3%)	344 (19.7%)	1,108 (63.4%)

(自主防災組織の活動)

N = 146,396

平常時				災害時					
防災訓練	防災知識の啓発	防災巡視	消火器等の配布・共同購入	危険箇所の巡視	情報の収集・伝達	初期消火	負傷者等の救出救護	住民の避難誘導	給食給水
88.7%	82.6%	62.5%	32.6%	60.9%	86.9%	87.9%	81.7%	84.8%	73.2%

^{※1} 自主防災組織活動カバー率 = 自主防災組織の組織されている地域の世帯数 ÷ 管内全世帯数 × 100

^{※2} 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値(平成 22 年 4 月 1 日現在)による集計。

⇒事例 「自主防災組織」……………P. 139 「災害時支援ボランティア」……………P. 142
「婦人(女性)防火クラブ」……………P. 140

○ 地域をあげた防災教育、災害伝承

昭和 20 年代頃から少年消防クラブの取り組みが各地で続けられている。宮城県気仙沼市立階上(はしかみ)中学校では、震災前から全校をあげて少年消防クラブの活動として、津波体験者からの聞き取りや応急手当の講習、消防団など地域と協力した訓練などを行っていた。特に総合防災訓練では、「自分たち中学生が、災害時にできることは何

⁷ 後藤一蔵氏「東日本大震災を機に変わりつつある消防団と自主防災組織の関係―宮城県東松島市を中心として―」(平成 24 年 4 月) 参照。

だろう？それを考え、実行します。」をモットーに、避難所の設営や炊き出し、救出・救護、テント・トイレの設営などの訓練に取り組んでいた。東日本大震災において、実際に中学校が地域の避難所となり、避難所の設営、炊き出し・配膳、清掃・トイレの水汲み、支援物資の運搬・配布に、先生たちが驚くぐらい、中学生たちが頑張ったと報告されている（事例）。全国各地で少年消防クラブの取り組みが進められており、本年8月に岩手県内において、将来の地域防災の担い手育成を図るため、岩手県及び東京・北海道などの少年消防クラブの交流会が開催された（事例）。

また、岩手県釜石市では、釜石東中学校の生徒による防災教育を生かした率先避難の実例が報告されている。中学生が率先避難者になり、小学生らの手本となるとともに、小学生の手をひき、保育士と一緒に保育園児を助けるなどの行動をとっている（事例）。

気仙沼市の松岩公民館においては、館長が中心となり地域住民が役割分担を行い、地域住民自らが仮設風呂を設置するなど日頃からの公民館と地域住民のネットワークを活かし、消防団と連携して避難所運営を行ったことなど、多くの公民館が地域の防災拠点となるとともに、日頃から地域の防災教育を推進している（事例）。

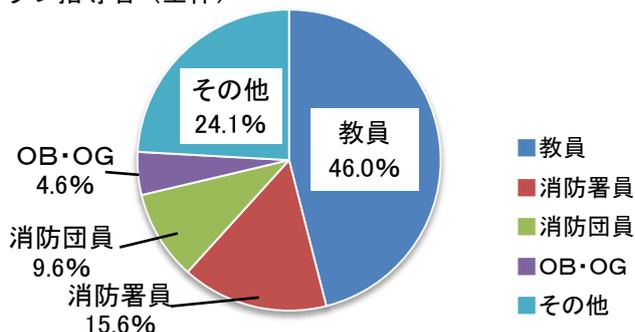
文部科学省では、東日本大震災を踏まえ、各自治体と連携しながら、学校における実践的な防災教育や公民館を活用した防災への取り組みなどを進めようとしている（参考）。

前述の中央幹部研修のアンケートにもあるように防災教育の中で力を合わせて地域を守っていく大切さ、地域に貢献することの喜びや社会奉仕の精神の大切さを教えることも重要と考えられ、それが地域の防災力の向上、消防団の充実にもつながっていくのではないかと。

今ほど消防本部や消防団が、学校等と協力しながら、地域の防災教育に取り組んでいくことが、求められているときはないのではないだろうか。その際これまでの少年消防クラブなどの取り組みがその大きな基礎になると考える。

東日本大震災という戦後最大の被害をもたらした災害、その脅威とそれにも拘わらず必死に闘った地域の人々、消防団、消防本部、自治体、警察、自衛隊の経験を広く多くの人々に、そして後世に伝え続け、近い将来発生が危惧される大規模災害での被害の軽減につなげていかなければならない。

クラブ指導者（全体）



N=3,614（複数回答を含む、未回答を除く）

「少年消防クラブの充実方策に関する検討会」報告書（平成22年3月）による調査結果より

クラブ指導者	人数	比率(%)
教員	9,579	46.0
消防職員	3,237	15.6
消防団員	2,001	9.6
OB・OG	963	4.6
その他	5,022	24.1

⇒事例 「少年消防クラブ」……………P. 145	「防災体操」……………P. 152
「宮城県気仙沼市立階上中学校の 取り組み」……………P. 147	「地域防災スクール」……………P. 153
「少年消防クラブ交流会概要」……………P. 151	「岩手県釜石市での取り組み」……………P. 154
	「宮城県気仙沼市立松岩公民館の取り組み」……………P. 155

⇒参考 「小学校学習指導要領等における消防団 に関連する記述（抄）……………P. 98	「学校安全の推進に関する計画」（概要）……………P. 99
--	-------------------------------

大規模災害時の役割分担

○市町村長(市役所・町村役場)

災害対策本部の設置など

○消防本部

消火、検索・救助、救急(応急手当を含む。)、避難誘導、警戒
 ・火災防ぎよ、人命救助等が最優先。
 ・被害状況の把握・伝達等、市町村災害対策本部の機能を補佐。

○消防団

消火、水防活動、検索・救助、応急手当、避難誘導、警戒、避難所支援 その他
 ・津波災害時などでは、水門等の閉鎖業務。避難誘導の比重が大。
 ・検索・救助にあたっては、警察や自衛隊などと連携した活動も。

○町内会・自主防災組織・自主防犯組織(住民)

初期消火、救助、応急手当、避難誘導・支援、避難所支援、(消防隊のバックアップ)
 ・津波災害時では、率先避難、避難の呼びかけや災害時要援護者の避難支援も。
 ・阪神・淡路大震災のように倒壊家屋が多い場合は、救助が重要。
 ・首都直下地震のように火災が同時多発することが想定される場合は、初期消火が重要。
 ・場合によって防犯活動も。

○婦人防火クラブ(住民)

初期消火、応急手当、避難誘導・支援、避難所支援、(消防隊のバックアップ)

○ボランティア(住民)

避難所支援、(消防隊のバックアップ)

○学校(児童・生徒の安全確保、避難所運営補助)

○企業等の事業所(自衛消防組織ほか)

○民生委員

災害時要援護者など

○社会福祉協議会

ボランティアセンターの立ち上げなど

- ・医療機関
- ・都道府県の出先機関
- ・警察(交番など)
- ・国の出先機関



・国
 ・自衛隊

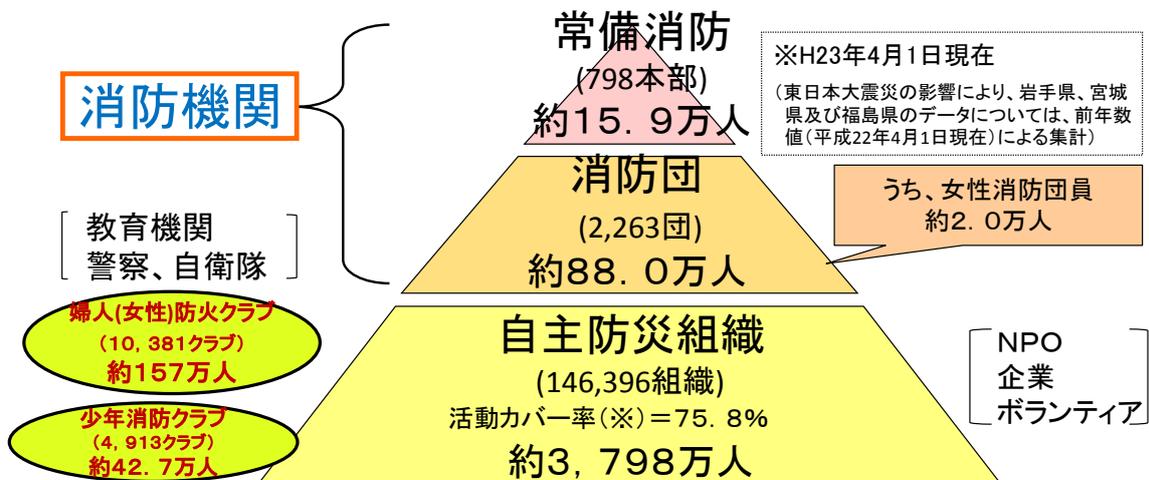


・ボランティア ・NPO
 ・企業 ・医師会など



・都道府県
 ・警察

地域の総合防災力



(※) 自主防災組織活動カバー率=自主防災組織の組織されている地域の世帯数÷管内全世帯数×100

参 考 资 料 集

参 考 資 料 集

目 次

1	開催要綱	24
	・開催要綱	25
2	委員名簿等	26
	・委員名簿	27
	・ワーキングチーム名簿	28
	・検討経緯	29
3	報告書の概要	30
	・本報告書のポイント	31
	・中間報告書の概要	32
4	基本認識の関連資料	37
	・東日本大震災における消防団の活動事例	38
	・就業形態の変化	42
	・少子化	42
	・20歳代人口と総人口に占める割合の推移	43
	・大学進学率	43
	・コミュニティに対する意識の変化	44
5	東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等	45
	・津波警報改善の方向性	46
	・GPS波浪計による津波観測	47
	・水門等の自動化・遠隔操作化等	49
	・津波防災地域づくりに関する法律の概要等	50
	・大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方について（通知）	52
	・津波避難対策推進マニュアル検討会	58
	・大規模災害時に係る惨事ストレス対策研究会	60
6	装備・教育訓練等の充実、広域応援、関係機関との連携	64
	・消防団の装備の基準	65
	・消防学校の教育訓練の基準（抜粋）	68
	・「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標について（抜粋）	70
	・消防団員を対象とする教育訓練の実施状況	73
	・消防団による広域応援活動	74
	・消防団の相互応援協定の締結状況	75
	・警察との連携	76
	・自衛隊との連携	76
7	若者が入りやすい消防団へ	77
	・消防団員数の人口比等	78
	・消防団員の処遇の状況（H16～H21）	80

・年額報酬（団員）の都道府県別平均額等	83
・消防団員の就業形態別の内訳	85
・報酬・出動手当の例	85
・公務災害補償	87
・退職報償金	88
・表彰制度（消防団関係）	89
・全国消防団員意見発表会等	90
・消防団・自主防災組織の理解促進シンポジウム	95
・消防団員入団促進キャンペーン期間における広報展開	96
8 地域の総合的な防災力の向上のために	97
・小学校学習指導要領等における消防団に関連する記述（抄）	98
・学校安全の推進に関する計画（概要）	99
9 消防団に関する最近の通知	101
・消防団の充実強化について（平成23年10月28日）	102
・「消防団員入団促進キャンペーン」に基づく広報の推進について（平成23年12月22日）	104
・津波災害時の消防団員の安全確保対策について（平成24年3月9日）	106
10 その他	107
・「消防団の充実強化に関する検討会報告書」で示された内容に関するアンケート結果	108
・消防組織法における消防団の位置づけについて	121

※参考資料については、特に断り書きのない限り、消防庁が作成したものである。

1 開催要綱

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における 消防団活動のあり方等に関する検討会開催要綱

1 目的

東日本大震災における消防団活動を検証し、今後の大規模災害時における消防団活動のあり方及び団員の安全確保策並びに平常時における住民の防災意識向上のための啓発のあり方等を検討し、地域コミュニティの核としての消防団の充実強化を図るため、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会（以下「検討会」という。）」を開催する。

2 検討事項

- (1) 大規模災害時における消防団活動のあり方について
- (2) 消防団員の安全確保について
- (3) 活動時の情報伝達について
- (4) 地域住民の防災意識向上のための啓発について
- (5) 消防団員の装備、教育・訓練について
- (6) 消防団員の処遇改善・確保策の推進について
- (7) その他必要な事項について（消防団の広域応援など）

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 消防庁長官は、座長及び委員を委嘱する。また、消防庁長官は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。
- (3) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故がある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要に応じて委員以外の学識経験者等を検討会に招聘し、意見を聴取することができる。

4 ワーキングチームの構成

- (1) 座長は、必要に応じ検討会にワーキングチームを置くことができる。
- (2) ワーキングチームの構成員は、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員並びに消防防災業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

5 庶務

検討会に係る庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課が行う。

6 雑則

- (1) 検討会は、原則公開・公表とする。ただし、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。
- (2) 検討会の委員、ワーキングチームの構成員は、やむを得ない事情により会に出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成23年11月11日から施行する。

2 委員名簿等

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における 消防団活動のあり方等に関する検討会委員名簿

(50音順、敬称略)

座長	室崎 益輝	関西学院大学総合政策学部教授
委員	秋本 敏文	(財)日本消防協会会長
委員	小川 和久	特定非営利活動法人・国際変動研究所理事長
委員	櫛井 正喜	全国消防長会警防防災委員会委員長(北九州市消防局長)
委員	越村 俊一	東北大学 災害科学国際研究所 広域被害把握研究分野 教授
委員	重川 希志依	富士常葉大学大学院環境防災研究科教授
委員	高梨 成子	(株)防災&情報研究所代表
委員	高松 清之	高知県危機管理部長
委員	武山 文英	宮城県気仙沼市消防団長
委員	田中 淳	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター長・教授
委員	田村 圭子	新潟大学危機管理室/災害・復興科学研究所教授
委員	船橋 昇治	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室長
委員	古木 哲夫	山口県和木町長
委員	松尾 一郎	特定非営利活動法人・環境防災総合政策研究機構理事
委員	宮村 忠	関東学院大学名誉教授
委員	山口 英樹	消防庁国民保護・防災部防災課長
委員	山崎 登	NHK解説主幹
委員	山本 正徳	岩手県宮古市長

合計18名

人事異動・組織改編等に伴う委員の変更

元委員	野田 徹	(元)国土交通省水管理・国土保全局防災課長
元委員	森部 慎之助	(元)高知県危機管理部長

オブザーバー	藤山 秀章	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)
オブザーバー	伊藤 学司	文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
オブザーバー	大路 正浩	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
オブザーバー	篠原 和良	警察庁 警備局警備課 災害対策室長
オブザーバー	伊藤 博信	国土交通省 港湾局 海岸・防災課海岸・防災企画官
オブザーバー	上垣内 修	気象庁地震火山部管理課長
オブザーバー	町田 一仁	防衛省 運用企画局 事態対処課 国民保護・災害対策室長

人事異動・組織改編等に伴うオブザーバーの変更

元オブザーバー	越智 繁雄	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)
元オブザーバー	平下 文康	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

ワーキングチーム名簿

(50音順、敬称略)

構成員	伊藤博信	国土交通省港湾局海岸・防災課海岸・防災企画官
構成員	川手晃	(財)日本消防協会常務理事
構成員	岡本巖	山口県和木町企画総務課長
構成員	小澤浩子	東京都赤羽消防団副団長
構成員	椛嶋健二	北九州市消防局警防部警防課長
構成員	鹿山雄一	埼玉県坂戸市消防団本部指導部長
構成員	北添和幸	高知県危機管理部消防政策課長
構成員	後藤一蔵	東北福祉大学兼任講師、消防団員確保アドバイザー
構成員	齋藤誠	気象庁地震火山部管理課地震情報企画官
構成員	竹下哲也	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室企画専門官
構成員	田中和七	岩手県宮古市消防団本部付分団長
構成員	森浩一	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部警防課長
構成員	守屋正巳	東京消防庁防災部消防団課長
構成員	涌田恵一郎	東京都稲城市消防団
構成員	山口英樹	消防庁国民保護・防災部防災課長
構成員	井上元次	消防庁消防・救急課課長補佐
構成員	西村卓	消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐

合計17名

人事異動・組織改編等に伴う構成員の変更

元構成員	新井田浩	(元)国土交通省水管理・国土保全局水防企画官
元構成員	岩田知也	(元)(財)日本消防協会常務理事
元構成員	鈴木浩永	(元)東京消防庁防災部消防団課長
元構成員	月成幸治	(元)北九州市消防局警防部警防課長

※ 小澤構成員と涌田構成員は、第4回ワーキングから参画。

※ 検討事項に応じてオブザーバーの関係省庁から参画。

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 検討経緯

年度	月	本検討会	ワーキングチーム
H23	11月	第1回本検討会 (H23. 11. 25) <input type="checkbox"/> フリートーキング (検討事項(1)～(3)を中心に) <input type="checkbox"/> ワーキングチームの設置	
	12月 S 2月		
	3月	第2回本検討会 (H24. 3. 5) <input type="checkbox"/> ワーキングチームからの報告 <input type="checkbox"/> 中間報告書(案)の検討 ※中間報告書の提出 (H24. 3. 9)	 <input type="checkbox"/> 中間報告書(案)の検討 ほか <input type="checkbox"/> 消防団の充実強化に関する検討会報告書で示された内容に関するアンケート調査
H24	4月		
	5月		第4回ワーキングチーム (H24. 5. 16) <input type="checkbox"/> 消防団員の装備、教育・訓練 <input type="checkbox"/> 消防団員の処遇改善・入団促進策 ほか
	6月	第3回本検討会 (H24. 6. 8) <input type="checkbox"/> 消防団の装備、教育・訓練 <input type="checkbox"/> 地域住民の防災意識の向上のための啓発 ほか	第5回ワーキングチーム (H24. 6. 27) <input type="checkbox"/> 地域住民の防災意識向上のための啓発 ほか <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 婦人防火クラブ 少年消防クラブ 自主防災組織 防災教育 </div>
	7月 S 8月	第4回本検討会 (H24. 8. 22) <input type="checkbox"/> ワーキングチームからの報告 <input type="checkbox"/> 報告書(案)の検討	第6回ワーキングチーム (H24. 7. 25) <input type="checkbox"/> 消防団の広域応援 <input type="checkbox"/> 警察、消防、自衛隊との連携 ほか 

3 報告書の概要

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する 検討会報告書(H24. 8)のポイント

1. 教訓・現状分析

(1) 東日本大震災での献身的な活動と多くの犠牲者

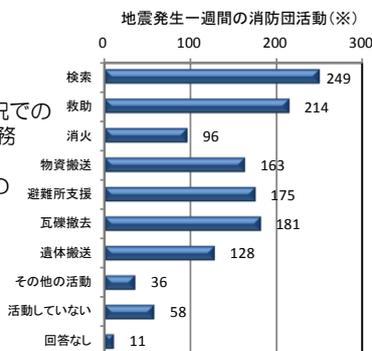
ア 事実

- ① 消防団員による住民の避難誘導、水門閉鎖、消火、救助等の活動
- ② 消防団員の死者・行方不明者数 254名
上記のうち公務災害該当者数 198名

イ 多くの犠牲者が出た要因

- ① 想像を超えた津波
- ② 津波の最前線
一危険が逼迫した状況での
対応力を超えた任務
- ③ 情報の不足
- ④ 地域住民の防災意識の
不足

※宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市、いわき市の消防団員に対するアンケート調査より。



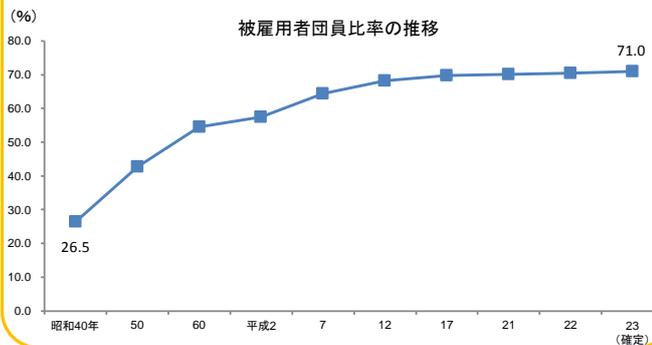
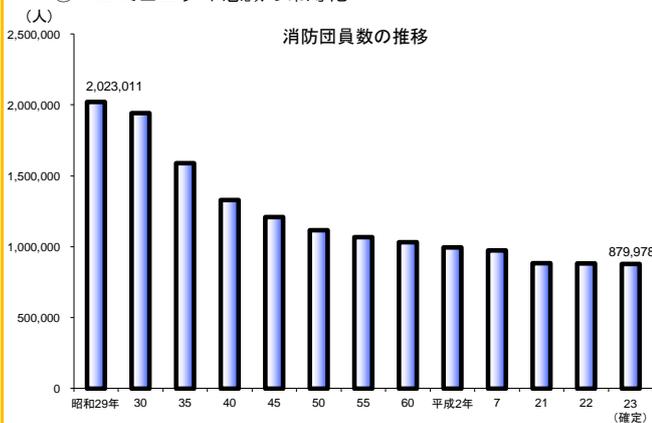
(2) 消防団員数の減少傾向など

ア 事実

- ① 消防団員数の減少
- ② 消防団員の平均年齢の上昇、20代団員の減少
(昭和50年 33.3歳、平成23年 39.1歳)
- ③ 被雇用者比率の上昇(平成23年 71%)

イ 要因

- ① 消防の近代化・常備化の進展(昭和30年~40年代)
- ② 産業構造・就業形態の変化、過疎化、少子化など
- ③ コミュニティ意識の希薄化



若者が消防団への入団をためらう理由

- 上下関係の厳しさ、拘束時間の長さへの抵抗感
- 家族の反対
- 仕事との両立が困難(事業所への遠慮)

2. 取組の方向

- (1) 地震・津波の監視・観測体制の強化と津波警報の改善並びに水門等の廃止・遠隔操作化(気象庁、国土交通省等)

- (2) 退避ルールの確立、装備・教育訓練等の充実、広域応援など

- 退避のルールの確立など安全管理マニュアルの整備、地域ぐるみでの避難計画の作成等
- 惨事ストレス対策
- 安全靴などの基本装備、無線等の整備
- 常備消防との連携訓練の充実
- 都道府県内及び隣接した地域への広域応援の推進
- 関係機関との連携 など

- (3) 若者が入りやすい消防団へ

ア 処遇の改善等(家族の理解)

- 大規模災害時(長時間且つ長期間にわたる活動)の出動手当の充実
- 報酬・手当は団員本人へ
- 家族の安全対策 など

イ 事業所への働きかけ(事業所の理解)

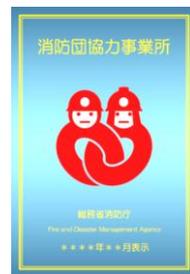
- 市町村による働きかけ
- 長野県、静岡県等の取り組みを推奨 など

ウ 地域ぐるみの取り組み(地域の理解)

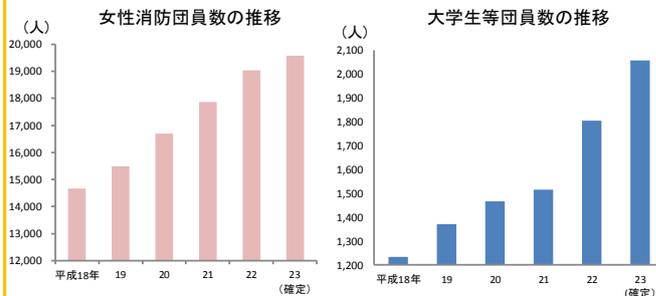
- 愛知県瀬戸市、岐阜県関市等の取り組みを推奨

エ より多様で魅力ある消防団へ

- 女性の入団促進
- 大学・高校への働きかけ
- 専門性の向上(救助など)
- 広域応援への取り組み
- 防災教育への取り組み
- 消防団の魅力の発信



消防庁が交付する表示証
(ゴールドマーク)



- (4) 地域の総合的な防災力の向上のために

- 自主防災組織等との連携強化
- 防災教育(学校等との連携、少年消防クラブ)、災害伝承

大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書の概要

H24.3 消防庁防災課

1. はじめに

- 東日本大震災において消防団は自らも被災者であったにも関わらず、水門等の閉鎖や住民の避難誘導、救助活動などを献身的に行った。
- 一方で、活動中に多数の犠牲者が生じた。(死者・行方不明者254名(うち公務中198名))
- 検討会では、「住民の安全を守るという消防団の任務」と「消防団員の安全確保」という2つの命題を達成すべくその方策について議論。

2. 東日本大震災における消防団の活動と消防団が果たすべき役割

(1) 最初から最後まで

消防団は地域に最も密着した存在であるがゆえに、誰よりも真っ先に災害現場へ駆けつけ、そして最後まで活動することを余儀なくされる。

(2) 突に様々な活動に従事—地域コミュニティの核

住民の生命・身体・財産を守るという使命から必要とされるありとあらゆる業務に献身的に取り組んだところであり、まさに地域コミュニティの核というべき存在。

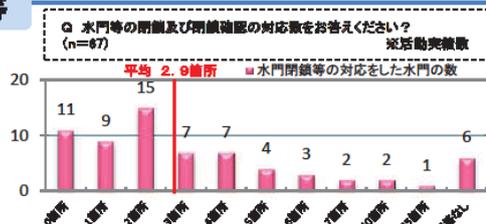
(3) 自助、共助、公助—地域の総合防災力向上における消防団の役割

郷土愛護の精神に基づく非常勤特別職の地方公務員からなる消防団は、公助の側面とともに、共助の側面も有している。常備消防、警察、自衛隊及び行政機関と自主防災組織や地域住民との間の「つなぎ役」、住民に対する「情報発信者」としての役割も担っている。地域の総合的な防災力を高めるために消防団が果たすべき役割は極めて大きくその充実が望まれる。

3. 東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等

(1) 消防団員に多くの犠牲が出た要因

- ① 想像を超えた津波
- ② 津波の最前線—危険が逼迫した状況での対応力を超えた任務
- ③ 情報の不足
- ④ 地域住民の防災意識の不足



(2) 津波災害時の消防団員の安全確保対策

津波災害時の潜在的な危険要因をできるだけ排除。

津波災害にあっては、消防団員を含めたすべての人が「自分の命、家族の命を守る」ため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員が自らの命を守ることがその後の消防活動において多くの命を救う基本であることを、皆が理解。

① 地震・津波の監視・観測体制の強化と津波警報の改善

- 津波予測、観測の充実強化等(巨大地震まで測定可能な国内広帯域地震計、沖合津波計の活用等)
- 津波警報の改善

③ 情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化

- 指揮命令系統に基づく情報伝達体制の整備
- 各隊への双方向の情報伝達手段の確保
- 情報伝達手段の多重化(車両を離れて活動する団員、参集途上の団員を考慮)

④ 消防団の装備及び教育訓練の充実

- 安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備について整備
- 安全管理マニュアルなどを消防団員に徹底するための訓練の積み重ね。国や都道府県は取組を支援

⑤ 住民の防災意識の向上、地域ぐるみの津波に強いまちづくり

- 市町村は、地域住民、自治会、自主防災組織などと一緒に地域ぐるみで具体的な避難計画を作成(消防団の退避ルールを説明)
- 市町村は、都道府県と協力しながら、避難路や津波避難ビル等の整備を促進

② 退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化

- 退避の優先(津波到達予想時間が短い地域は退避が優先)
- 津波災害時の消防団活動の明確化
 - 関係機関や地域の協力を得て、消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限に
 - 水門等の閉鎖活動の最小化→廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担
 - 避難誘導活動等の最適化→住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづくりを促進
- 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成
 - 退避のルールを確立。住民に事前に説明、理解
 - 指揮命令系統(団指揮本部→隊長→団員)の確立 指揮者の下、複数人で活動
 - 水門閉鎖活動時などのライフジャケットの着用
 - 津波到達予想時刻を基に、出勤及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動可能時間を設定。経過した場合は直ちに退避(「活動可能時間の判断例」を参照)
 - 隊長等は、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令

(3) 消防団員の惨事ストレス対策

- 心のケアの専門家を派遣する事業(消防庁、(財)日本消防協会共同)等を実施。引き続き中長期的な視点を含めた対策を検討

大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書の概要

4. 消防団の装備、教育訓練の充実

- 東日本大震災における消防団活動として救助や瓦礫撤去が多かったことを踏まえた装備と教育訓練のあり方について、検討を深めることとする。
- ポンプ車両などの装備についても、その更新が遅れているとの指摘もあり、団員の安全確保の面からも適切な時期での更新が望まれる。

<最終報告に向けて議論>

5. 消防団員の処遇改善及び入団促進等

- 東日本大震災の教訓を踏まえて、地域の総合防災力を高めていくことや、防災教育などの取り組みの強化が求められている。
- 消防団の処遇改善及び確保策の推進等については、これまでも多くの提言がなされており、それらも踏まえながらさらに検討を深める。
- 各委員より、「現場で活動している人たちに、それなりの補償なり、報酬なりがいくような処遇のあり方の検討が必要である。」「少子高齢化で、団員の補充がなかなか難しい。地方の特に田舎の消防団は、新入団員の確保が難しい。」等の意見。

<最終報告に向けて議論>

6. 住民の防災意識の向上

- 消防団員の活動時の安全を確保する観点からも、また、住民の命を守るためにも、住民の防災意識、率先避難の意識の向上を図っていくことが重要。
- 消防団が果たすべき役割、これまでの少年消防クラブの取り組みなどを踏まえた学校との連携等についてさらに検討。

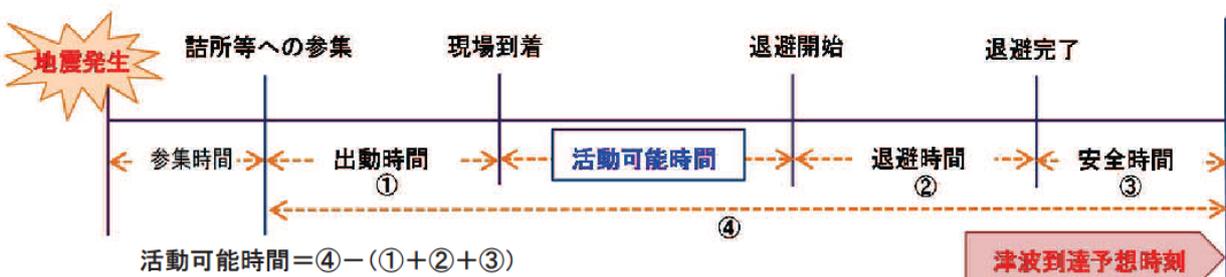
<最終報告に向けて議論>

7. 最終報告に向けて

- 国、都道府県、市町村、消防団、地域住民は、それぞれの立場で地域における防災・減災に取り組んでいかなければならない。
- 本中間報告を参考に各地で取り組みが進み、津波災害において、より多くの住民の命が救われるとともに、消防団員をはじめとする防災事務従事者の活動中の犠牲が発生しないことを期待。
- 本検討会は、引き続き消防団の充実に向けて、活動環境の整備などの消防団への入団促進等、活動に相応しい処遇改善、消防団による広域応援、消防団と自主防災組織等との連携強化、防災教育への取り組みなどについて、検討を深めていく。

活動可能時間の判断例

<活動可能時間が経過すれば活動中でも退避>



- ※1 詰所が津波浸水想定区域内にある場合は、参集場所について要検討。
- ※2 海岸付近に勤務している消防団員は、詰所等へ参集せず水門等に直行する場合があります。
- ※3 浸水想定区域内においては、震源によっては、津波到達までに時間がないことも想定され、水門等の閉鎖を放棄し、自らの退避と住民の避難誘導等を優先する。

津波災害時の消防団員の安全確保対策(活動・安全管理マニュアル整備のフローチャート)

津波災害時の過重な消防団活動

1 活動の明確化

①水門・陸閘等の閉鎖活動の最小化

- 必須ではない水門等の廃止
- 水門の半開化・遠隔操作化・自動化の促進、非常用電源設備の整備、施設の耐震化
- 常時閉鎖(コンクリート閉鎖、施錠、利用時開放の徹底)
- 自動浮揚式陸閘の導入、階段、スロープの設置

②避難誘導活動等の最適化

- 住民の率先避難の周知・徹底
- 避難路、避難階段、緊急避難場所の整備、津波避難ビルの確保
- 地域ぐるみの具体的な避難計画の作成
- 防災行政無線や防災ラジオ、エリアメールなど住民に対する多様な情報伝達手段の整備、確保

<国等の取り組み>

- 地震・津波の監視体制の強化
- 津波警報の改善
- 水門等の廃止・遠隔操作化 等

<地域の取り組み>

- 地域ぐるみの避難計画
- 津波に強い地域づくり 等

<住民の防災意識の向上>

負担の軽減

2 活動・安全管理マニュアルの整備

- 指揮命令系統の確立
- 退避ルールの確立
(※津波到達までの予想時間が短い地域においては、退避を優先。住民への説明、理解)
- 単独行動の原則禁止
- 津波到達予想時刻等に基づく活動可能時間の設定
(※警報の内容、地域の状況によっては、水門等の閉鎖は放棄し、自らの退避と住民の避難を優先)
- マニュアルの住民への周知と理解促進の取り組み
(※消防団員も住民と一緒に率先避難する場合がある。住民への説明、理解)

安全性の向上

3 情報伝達体制の整備と手段の多重化

- 情報伝達体制の整備(団指揮本部 → 隊 → 団員)
- 常備消防等との連携
(※団指揮本部に団長等が到着するまでの間の消防吏員、市町村職員による情報発信の代行等)
- 各隊への双方向の情報伝達手段の確保
- 参集途上の団員や単独行動を余儀なくされた団員への情報伝達を考慮した情報伝達手段の多重化
- 装備の充実

安全性の向上

<教育・訓練>
技術の向上・課題の抽出

訓練の反復・検証

「消防団の任務」と「団員の安全」の両立

津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル等で定めるべき事項

1 前提

津波災害時において、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくためには、消防団員に対する安全配慮が極めて重要である。このため、あらかじめ以下の事項について整備しておくとともに、津波到達までの予想時間が短い地域にあっては、「退避を優先する」ことについて徹底し、事前に住民に説明し理解を得ておく。

- ① 地域ごとの津波による被害想定（ハザードマップ等、津波高さ、浸水区域等）
- ② 地震発生から津波到達までの想定時間（津波地震や遠地地震についても留意）
- ③ 緊急避難場所、避難路、避難階段 等

2 参集

- ① 高台の詰所など、津波災害時の参集場所（車両・資機材の整備も考慮）をあらかじめ定めておく。詰所等が津波の浸水想定区域内にある場合は、移転等を含めた検討を行うとともに津波災害時の参集場所について別途定めておく必要がある。
- ② 原則として、複数人が参集した後、指揮者の下、活動する。
- ③ 参集途上において、津波に巻き込まれないように、ラジオ等による津波や避難に関する各種情報の収集及び参集ルートに注意する（無理な参集は行わず、参集できない場合はその旨団指揮本部に連絡する。）。
- ④ 海岸付近に勤務している者で、やむを得ず水門等に直行せざるを得ない者については、無線等の通信機器、ラジオの携行、ライフジャケットの着用などを義務づける。この場合も津波警報及び地域の状況によっては、水門等の閉鎖活動は行わず、自らの退避と住民の避難誘導を優先することがあり得る。

3 消防団の活動と安全管理

- ① 全般的事項
 - 団指揮本部は、消防本部等関係機関との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針及び活動可能時間（又は時刻）を判断し、団員に伝達する。
 - 原則として、隊（2名以上）として活動することとし、隊長は安全管理に特に留意する。
 - 隊長は、無線等で団指揮本部と連絡を取り、その指揮下で活動する。
 - 隊長は、団指揮本部と連絡が取れない状態となった場合は、周囲の状況に特に注意するとともに隊を速やかに安全なところに退避させる。
 - 津波災害時の活動にあたっては、必ずライフジャケットを着用する。
 - 車両を離れる場合で、3名以上の隊の場合には、原則として1名を車両に残し、団指揮本部との連絡、情報収集、周囲の警戒にあたらせる。また、車両は直ちに退避できるように、停車位置や向きに留意する。車両を離れる者は、原則として無線等を携帯する。ラジオ等からの津波情報にも十分留意する。
- ② 消防団として、津波災害時の初動対応として具体的に行うべき活動を精査の上、リストアップし、注意点を文書化するとともに、団員に周知しておく。

<例>

▷ 水門等の閉鎖

水門等の閉鎖を担当する場合は、原則として1隊（2名以上）で1つの水門等を担当することとし、やむを得ず複数の水門等を担当せざるを得ない場合も、海岸線から高台等に向かって垂直に移動できるよう、退避ルートの設定等に留意する。津波到達予想時刻によっては、活動を中止する。（水門等の閉鎖を担当する場合は、水門等の管理者との間で情報伝達等について、別途確認しておく。水門等の管理者からの情報が早く確実な場合はそちらを優先する。）

▷ 避難誘導、避難広報等

○ 車両とともに活動する場合

避難広報は、原則として車両で行うこととし、2名以上で乗車し、1名は常に無線、ラジオ放送、周囲の状況等を警戒する。また、常に高台等への退避ルートを念頭において活動する。

○ 車両から離れて活動する場合

原則として、1名は車両で待機し、消防団指揮本部との連絡、ラジオ等での情報収集等、周囲の状況把握を行う。車両はでき得る限り見晴らしのよい所に停車させ、直ちに

退避できるように停車位置や向きに配慮する。車両から離れて活動する場合は、隊（2名以上）として行動し、ライフジャケットを着用の上、無線（トランシーバーを含む。）を携行する。原則として、車両の拡声機のサイレン音が聞こえる範囲で活動する。

注) 海面監視

海面監視については、国等においてGPS波浪計などの監視・観測体制が強化されることとなっている。仮に消防団が行う場合は、安全な高台等で行うことを原則とする。危険を感じた場合は、直ちに、より安全な場所に退避するとともに、その旨、団指揮本部に連絡をする。

注) 災害時要援護者の避難

災害時要援護者の避難については、あらかじめ市町村の消防・防災部局及び福祉部局において、地域住民と一緒に退避の方法を定めておくことが重要であり、その内容を消防団員等にも周知しておく必要がある。

4 退避ルールと情報伝達手段

① 退避ルール

- 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手までは、原則として退避を優先する。活動する場合においては、「出勤時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ退避するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避する。
- 団指揮本部や隊長（隊長等）は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出す。
- 隊長等は、活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。

② 情報伝達手段

退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておく。

5 補足注意事項

- ① 気象庁は地震発生から3分程度以内を目標に津波警報等を発表することとしている。東日本大震災を踏まえ、津波警報の見直しとして津波高さなどがその時点で正確に予測できない場合は、高さについて「巨大」「高い」と発表する予定であり、その場合は特に注意が必要である。
- ② 津波警報が発表されるタイミングに合わせて、各津波予報区内で最も早い津波到達予想時刻と、各津波観測点等における津波到達予想時刻が発表されることとなっており（ただし、テレビ、ラジオでは、津波予報区ごとのみの場合がある）、市町村災害対策本部又は消防本部は、それらの情報を確認の上、団指揮本部に伝達する。団指揮本部はそれらの情報を各隊長又は団員に伝達する。

原則として、団員は詰所等（詰所等が浸水想定区域内にある場合には、あらかじめ津波に対し安全な参集場所を指定・整備しておく。この場合には、車両や資機材が使用できるよう配慮する。）に参集し、隊として行動する。

団指揮本部は、津波到達予想時刻を踏まえ、「退避時間」に「安全時間」を見込んだ活動可能時間（又は時刻）を設定し、活動することを原則とすべきである（例 津波到達予想時刻が15時20分とされ、退避時間を5分間、安全時間を10分とすれば、活動可能時刻は15時5分までとなる。）。なお、海岸近くに勤務し、水門等の閉鎖、海岸付近の住民の避難誘導活動等を優先せざるを得ない団員については、周囲の安全を確認の上、ライフジャケットを着用し、通信機器、ラジオ等を携行の上、活動する。その場合、複数人の団員で活動することが望ましいが、周囲に団員がいない場合、周囲の者に協力を求めるとともに特に安全に注意する。団指揮本部又は水門等管理者等との指示を仰ぐとともに、危険を察知した場合は直ちに退避する。

ただし、この場合においても、津波警報の内容及び地域の状況によっては、水門等の閉鎖は放棄し、自らの退避と住民の避難誘導を優先するものとする。

- ③ 津波災害時においては、住民が率先避難することが基本である。また、津波到達までの予想時間が短い場合など、退避を優先する必要がある場合には、消防団員も避難のリーダーとして住民と一緒に率先避難することが望ましい。そのことについては、事前に住民と話し合って理解を求めておく必要がある。

4 基本認識の関連資料

東日本大震災における消防団の活躍(岩手県)＜水門閉鎖＞ ①

【遠隔操作機能付き水門が作動せず 消防団員が手動で閉鎖】

＜宮古市＞

- 津波注意報以上が発令された場合、消防団が水門を閉鎖することが市の地域防災計画に定められている。
- 津軽石地区の遠隔閉鎖機能付き水門が、地震による停電で遠隔操作による閉鎖が不能となったため、消防団員が現場に急行し手動で閉鎖。
- 閉鎖後すぐに避難したものの、ぎりぎりまで、津波が迫っていた。



＜津軽石川水門＞

【消防団の活躍により、 すべての水門を閉鎖】

＜大船渡市＞

- 津波注意報以上が発令された場合、消防計画に基づき消防団が水門を閉鎖することになっている。
- 155箇所のうち、手動閉鎖式である147箇所を消防団が閉鎖。
- 残りの遠隔閉鎖式8箇所は、常備消防の指令室から操作。うち、正常に作動しなかった7箇所を消防団員が手動で閉鎖。



＜越喜来水門＞

※6/22(水)～6/23(木)実施の岩手県沿岸市町村に対するヒアリング結果より。

東日本大震災における消防団の活躍(宮城県塩竈市)＜水門閉鎖＞ ②

【島民を迅速に避難誘導し、人的被害ゼロ】

- 離島である浦戸地区桂島(人口約240名)には、震災発生時に約150名の島民が島内にいたが、消防団の迅速な活動により、全ての島民を避難所(旧浦戸第二小学校)へ避難させた。

＜活動の流れ＞

- 浦戸消防団第二分団の分団長以下15名の団員が発災直後に器具置場へ取り決めにより自動参集。
- 分団長の指示により、避難誘導10名、避難広報3名、見張り2名に分かれて活動を実施。
- 地震の規模の大きさから、昭和35年のチリ地震津波以上の津波の襲来を予想し、海岸地区にあるすべての住宅を1軒ずつ回り、避難を呼びかけた。
- 要援護者の約30名は、団員と島民が協力し、軽トラック10台の荷台を使い避難させた。また、避難しないと訴えた3名についても、説得し避難させた。
- 当地区は、今回の津波により全壊58棟、半壊7棟の被害が発生しているが、消防団員が高齢者等の要援護者の住まいも把握していたため、人的被害を一人も出さなかった。

※6/6(月)～6/9(木)実施の宮城県沿岸市町村に対するヒアリング結果より。

東日本大震災における消防団の活躍(宮城県亶理町)＜避難誘導＞ ③

【孤立住民(約400人)を安全な避難所まで誘導】

- 避難所に指定されていた長瀬小学校の体育館に約400人が避難していたところに津波が押し寄せてきたため、避難していた住民のうち老人や子供を団員20名がステージ上に上げるとともに、入口を運動用マット等で必死に押さえ、水の浸入を防いだ。
- 翌々日(13日)の13時～18時に団員50名で、漂流していたボート2隻と車両3台(トラック2台、軽トラック1台)を使い全員(約400名)を別の避難所へ移動させた。

＜移動経路及び手段＞

長瀬小学校 → 線路までの500mを徒歩で移動(要援護者等は車両使用) → 線路上2kmを徒歩で移動(要援護者等は線路沿いを船で移動) → バス、車両で別の避難所へ移動



＜長瀬小学校体育館＞



＜2階から屋外を撮影(3/12 6時30分頃)＞

※6/6(月)～6/9(木)実施の宮城県沿岸市町村に対するヒアリング結果より。

東日本大震災における消防団の活躍(宮城県気仙沼市)＜救助活動＞ ④

【福祉施設に取り残された要救助者を消防団、常備消防、緊急消防援助隊が連携し、救助】

- 鹿折地区の福祉施設において、津波により施設職員53名及び入居者86名が孤立。
- 常備消防や緊急消防援助隊と連携して施設から救助し、避難所である鹿折中学校まで誘導。
- 消防団員3班、20名が活動を実施。



＜福祉施設 リバーサイド春園＞



提供：東京消防庁



提供：東京消防庁

東日本大震災における消防団の活躍(岩手県釜石市)＜消火活動＞ ⑤

【常備消防が津波で被災したため消防団が主として消火活動を実施】

＜民家への延焼阻止(3/11)＞

- 只越地区において津波で流されてきた車両から発生した火災が、付近の民家に燃え移ろうとしていた。
- この地区を管轄している消防署は、車両や資機材が津波の被害を受けて活動ができなかったため、消防団(車両1台、団員8名)のみで消火活動を実施し、鎮火させた。

＜山林火災への対応(3/15)＞

- 大槌町から延焼拡大してきた山林火災に出動。
- 3月15日の早朝から日没まで、消防団員延べ85名が消火活動を実施。
- 常備消防は、資機材が津波で流出していたため、指揮活動のみ。

※6/22(水)～6/23(木)実施の岩手県沿岸市町村に対するヒアリング結果より。

東日本大震災における消防団の活躍(宮城県気仙沼市)＜消火活動＞ ⑥

【消防団、常備消防、緊急消防援助隊が連携し、消火活動を実施】

- 発災当日に鹿折地区で大規模な住宅街火災が発生(覚知15時56分)。
- 大規模火災であり、津波の被害により付近の水利も使用不能であったため、常備消防のみでの対応は、困難であった。
- 津波浸水で南側からの進入が不可のため、北側から活動。
- 消防団はポンプ車11台、小型動力ポンプ付積載車6台を使用し活動。
- 自然水利から最長約1,000mの遠距離送水を常備消防と協力して実施。
- 発災翌日には、緊急消防援助隊と合同で活動。
- この火災には、3日間で延べ271名の消防団員が不眠不休で対応した。



＜消防団による放水＞



提供:東京消防庁

＜消防団と緊急消防援助隊による放水＞

※5/13(金)実施の気仙沼市に対するヒアリング結果より。

東日本大震災における消防団の活躍(福島県いわき市)＜給水活動＞ ⑦

- 本来は市の水道部局の業務であるが、断水が広範囲に発生し、対応が困難であったことから、市長からの要請により消防団が対応。

【避難所における活動】

- 市内各地の避難所及び公民館等において、給水活動を実施。
- 3月11日から水道が復旧するまでの間、消防団員が交代で対応。



＜常盤公民館＞

【断水地域における活動】

- 発災直後から断水した市内各地において、給水活動を実施。
- 市内各浄水場等で補給した水を、断水地域まで給水車及び消防団車両で輸送し、給水活動を実施。
- 消防団員延べ2,795名が対応した。



＜内郷白水地区＞

※7/6(水)実施の福島県いわき市に対するヒアリング結果より。

東日本大震災における消防団活動への地域の声

①地元小学校の児童・教員を救った適切な誘導(岩手県宮古市)

岩手県宮古市の鎌ヶ崎小学校では、避難広報中に小学校に立ち寄った井戸端団員の適切な情報と避難誘導によって、児童の命を守ることができた。

【地域の声】鎌ヶ崎小学校 笹川正校長

地震がおさまり、いったんグラウンドに児童全員を集めていた時に、消防団員の方が来てくれました。消防団の方から、津波がすぐそこまで迫ってきているという事、当初予定していた避難経路は道が崩れていたりして大変危険だという情報を頂き、小学校裏の高台にある神社に避難することにしました。

途中は消防団の方に適切に誘導して頂きながら、なんとか約200名の児童全員を無事に避難させることができました。本当にありがとうございました。



岩手県宮古市鎌ヶ崎地区児童と地域の皆様

②消防団員と地域住民の絆を実感(宮城県東松島市)

東松島市東名地区の高橋さんは、千葉団員の適切な対応と地域の絆によって救われた。高橋さんは、大きな揺れで家の外に避難はしたものの、警報が聞こえなかったため、津波がくることを全く想定していなかった。しかし、千葉団員や地域住民のおかげもあり、飼い犬とともに命を守ることができた。

【地域の声】東松島市東名地区在住(震災当時) 高橋さん

本当に着の身着のままの避難でした。どこからともなく「津波がくるぞ!」という声で、あわてて高台の方へ逃げました。しかしそこも危険だということになり、近所で顔なじみでもあった千葉さんの車で、ご近所の方も一緒に、より安全な場所まで避難させてもらいました。

千葉さんは、私や地域の他の方に、自分の車の中で暖をとるように勧めてくださり、ご自身は地域のために一晩中活動をされていました。

出産予定日が間近に迫っていた犬も、地域の方の協力もあり、震災当日に車内で無事出産。あの状況で6匹がみんな無事に産まれてくれたことは、本当に奇跡だったと思います。未だに津波が迫ってきたときのことを考えると怖くて仕方ありませんが、今回の震災では千葉さんや地域の方に本当に感謝・感謝です。



宮城県東松島市千葉団員と高橋さんご一家

③保育所職員と園児を救った適切な指示(福島県いわき市)

地震後に発生した津波を目の当たりにし、動揺していた保育所の職員と園児を、避難広報中だった脇本団員の適切な指示と避難誘導が救った。

【地域の声】いわき市立永崎保育所 安藤さんと和泉さん

津波の第一波が近所の家々をのみ込んでいくのが見えました。「次の波はここまで来てしまうかもしれない」と思い、パニックでした。ちょうどその時に脇本さんが駆けつけてくれました。脇本さんは、お子さんを私が担任として受け持っていたこともあり、顔なじみでした。脇本さんは、「ここにはいけない!」と私たちと当時保育所に避難していた地域の方々を、安全な避難所まで誘導してくれました。

避難した後も、家の様子が気になって戻ろうとした私たちを止めてくれました。今回は、一旦波が引いた後に、家の様子を見に戻ってしまった方が、数多く犠牲になられていると聞きました。津波は、第四波、五波と後からきたので、戻っていたら津波にのまれていたかもしれません。本当に命の恩人です。

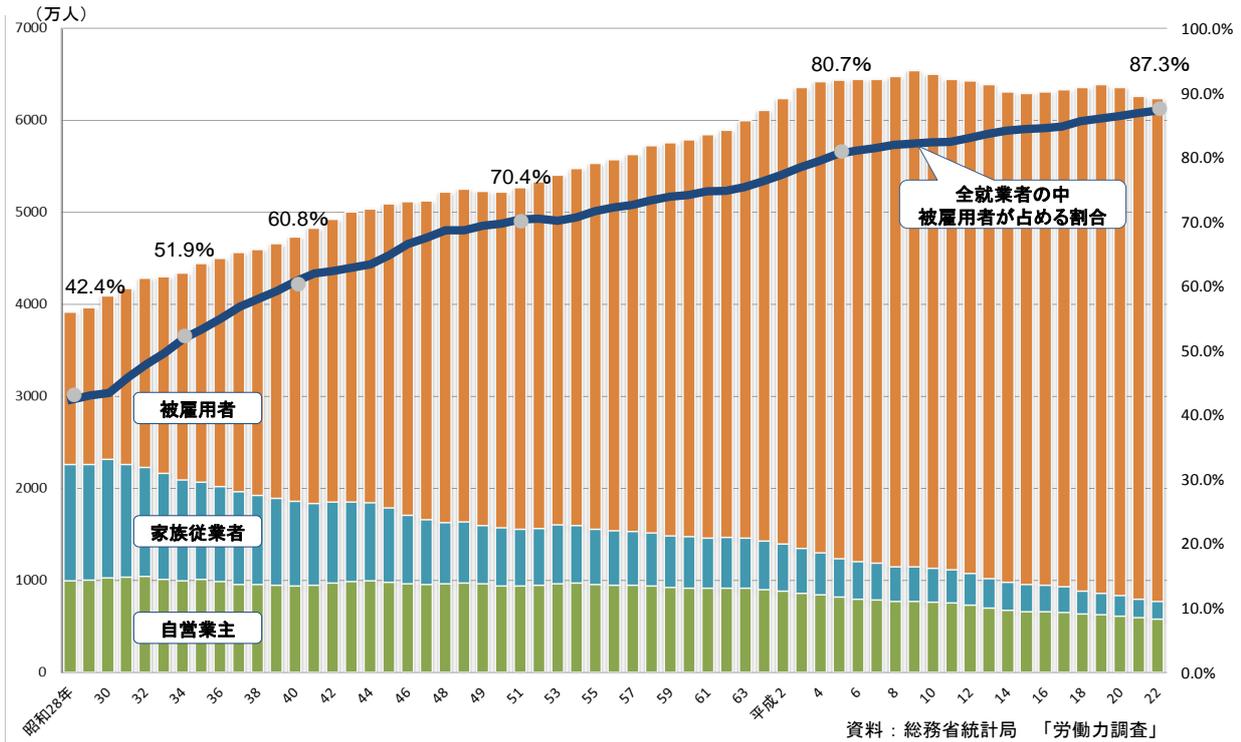


福島県いわき市脇本団員と保育所の皆様

※ 消防団員募集リーフレット製作のための取材より

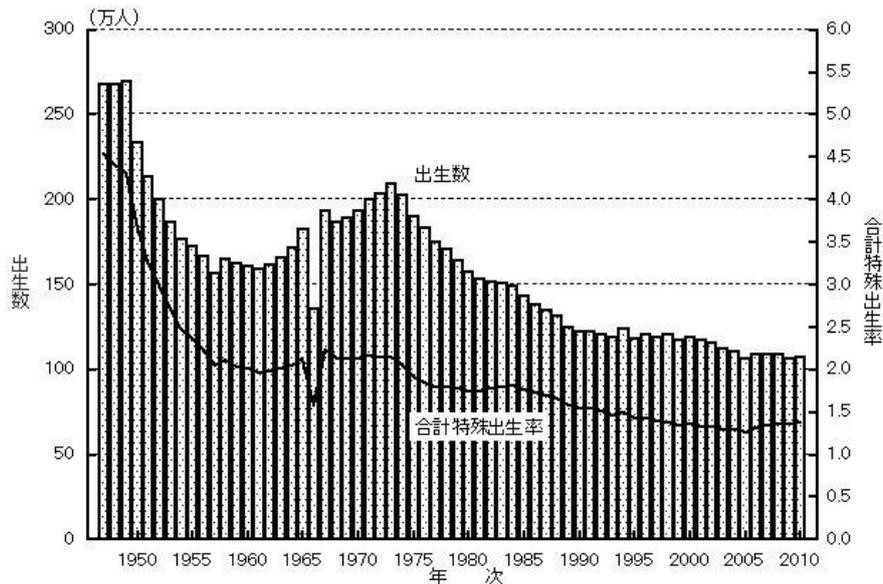
就業形態の変化

従業上の地位別就業者数の推移



少子化

出生数および合計特殊出生率：1947～2010年

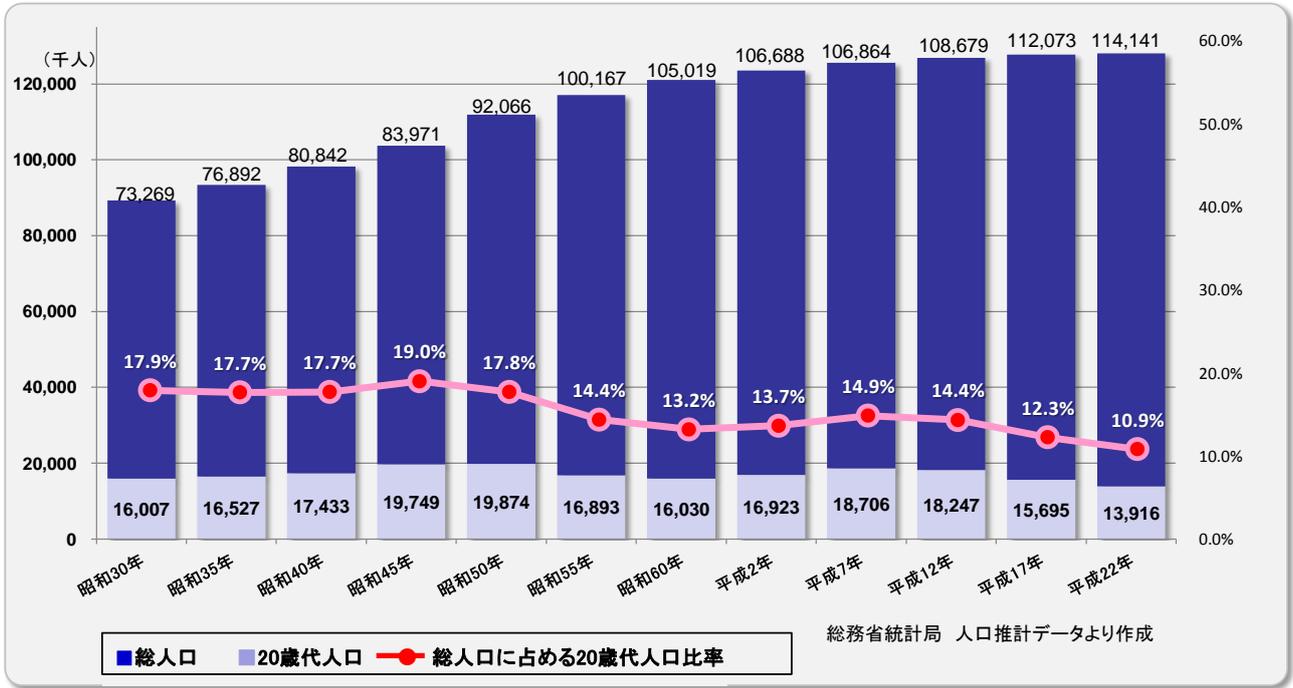


厚生労働省統計情報部 『人口動態統計』および国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』による。

20歳代人口と総人口に占める割合の推移

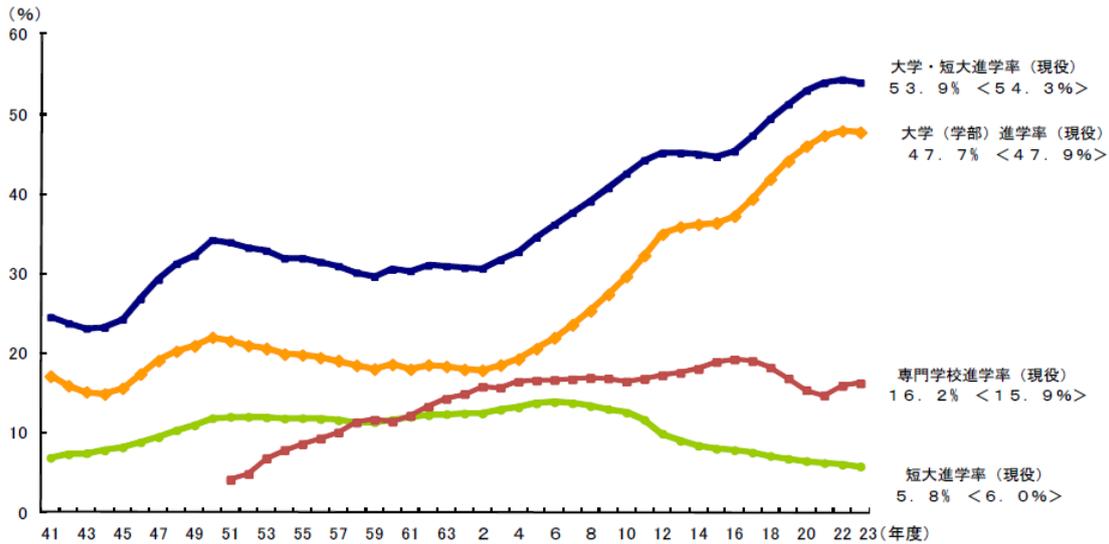
○昭和35年から平成22年までの間、総人口が増加しているのに対して、20歳代の人口は減少傾向にあった。

○20歳代人口が総人口に占める割合は、昭和50年代から急激に減少し、平成22年には約1割になった。



大学進学率

平成23年3月高等学校卒業者の進学率の推移(現役進学率)



(注) <>は前年度の数値である。

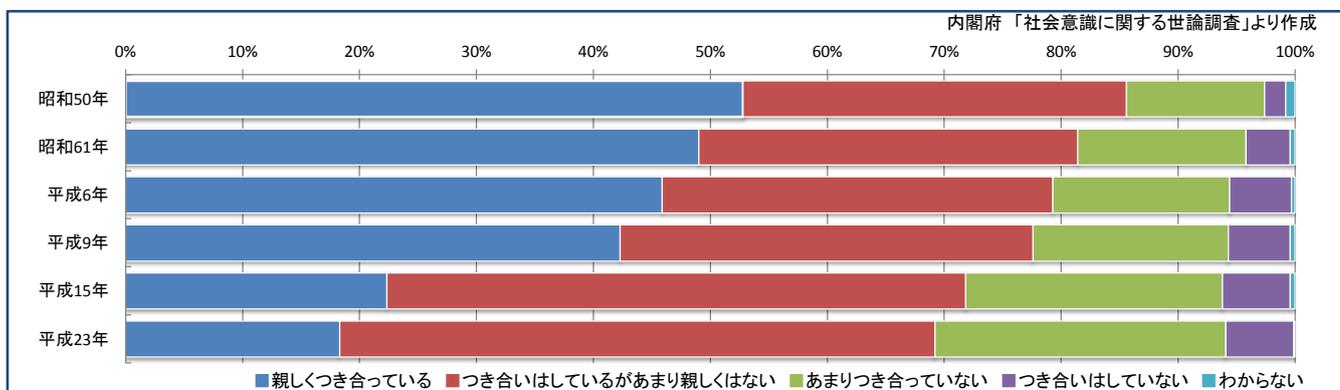
$$\text{大学・短大進学率(現役)} = \frac{\text{大学の学部、短期大学の本科、大学・短期大学の通信教育部、同別科及び高等学校・特別支援学校高等部専攻科に進学した者}}{\text{高等学校卒業者及び中等教育学校後期課程卒業者}}$$

(文部科学省 平成23年度学校基本調査)

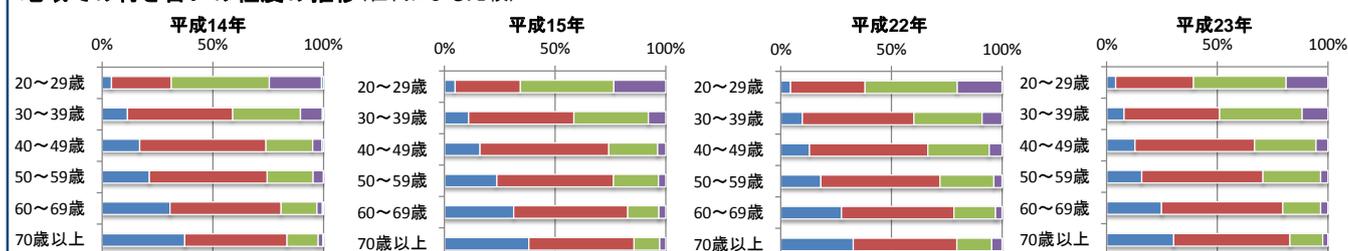
コミュニティに対する意識の変化

地域での付き合いの程度の推移(20歳以上)

- 「親しくつき合っている」と回答した者は、昭和50年では52.8%であったが、年々減少傾向にあり、平成23年では18.3%であった。
- 「つき合いはしているが、あまり親しくはない」及び「あまりつき合っていない」と回答した者は、昭和50年では44.6%であったが、年々増加傾向にあり、平成23年では、75.8%であった。
- 各世代による付き合いの程度をみると、特に20歳代では「地域の付き合いがある」と回答した者は、近年50%に満たない。

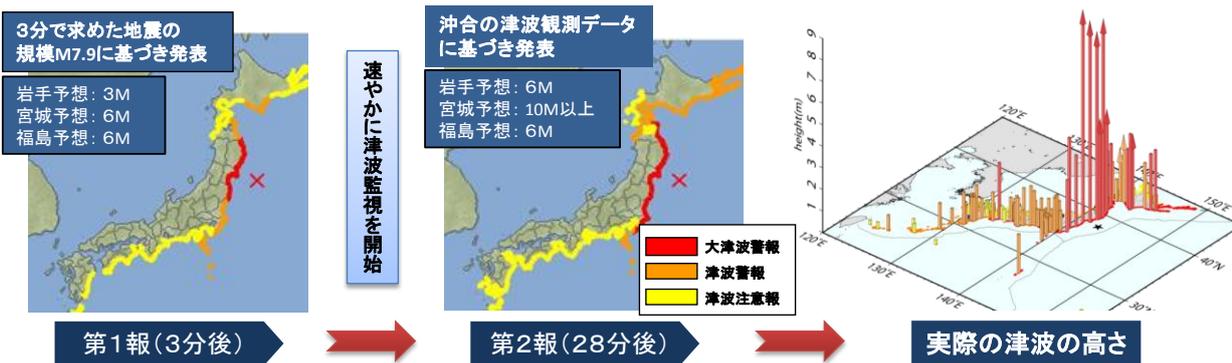


地域での付き合いの程度の推移(世代による比較)



5 東日本大震災における教訓と 消防団員の安全確保対策等

東北地方太平洋沖地震における津波警報の課題 (気象庁資料より)



東北地方太平洋沖地震発生直後における津波警報等の発表状況

主要課題

1. 地震発生3分後に発表した津波警報第1報での地震規模推定が過小評価。
2. 第1報で発表した「予想される津波の高さ3m」が避難の遅れに繋がったと考えられる。
3. 広帯域地震計が振り切れ、地震の規模(マグニチュード, M)の精査ができなかった。また、沖合津波計のデータを利用した津波警報更新の手段が不十分であった。
4. 観測結果「第1波0.2m」等の情報が、避難の遅れや中断に繋がったと考えられる。

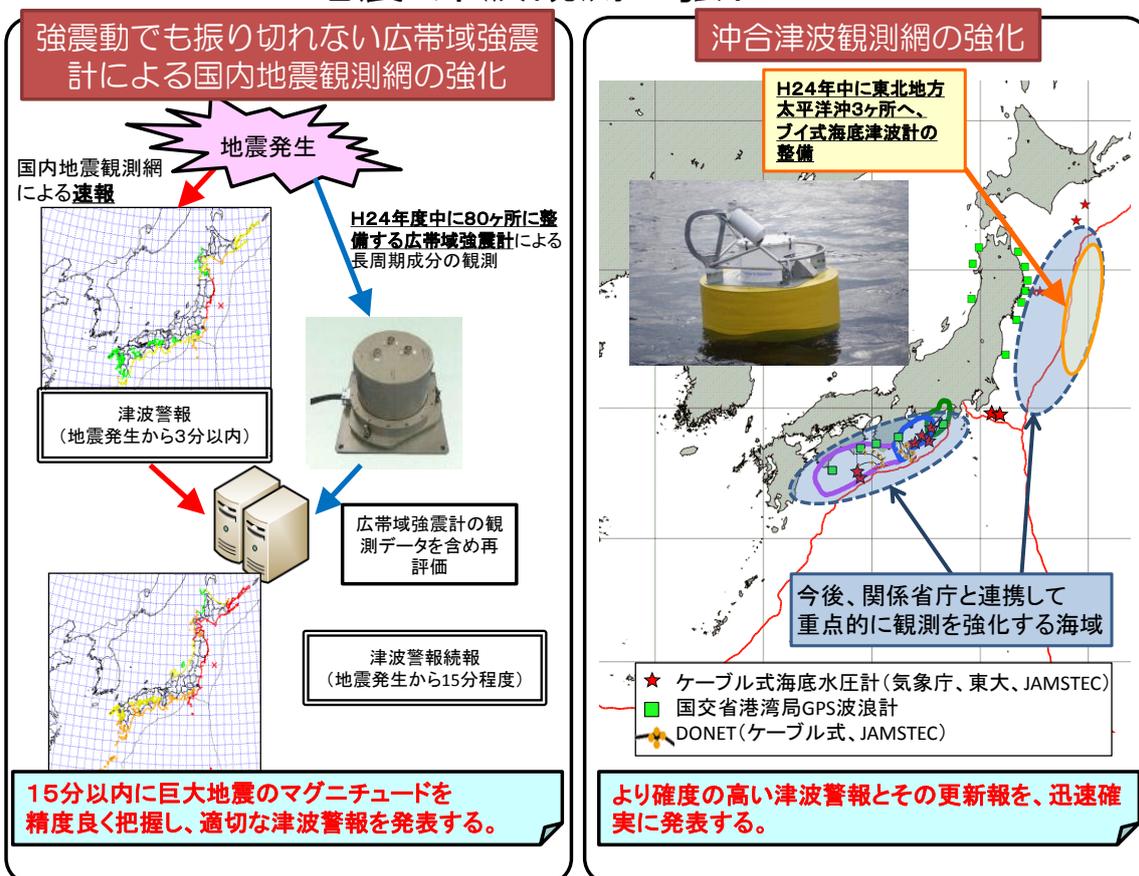


有識者や関係防災機関等のご意見を踏まえ

- 迅速、確実な発表のための地震・津波観測の強化
- 発表方法や伝達内容の改善見直し

1

地震・津波観測の強化 (気象庁資料より)



15分以内に巨大地震のマグニチュードを精度良く把握し、適切な津波警報を発表する。

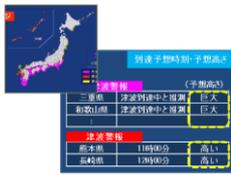
より確度の高い津波警報とその更新報を、迅速確実に発表する。

1

津波警報等の発表方法、伝達内容の改善見直し

津波警報

東日本大震災レベルの津波が予想される場合、津波警報で「巨大」と発表します



- マグニチュード8を超える巨大地震の場合、予想される津波の高さを、当初「巨大」「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝えます。

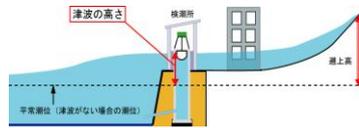
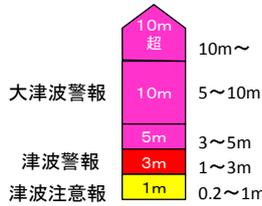
- その後、正しい地震の規模が分かり次第、津波の高さを数値で発表します。



- マグニチュード8を超える巨大地震の場合は、地震の規模をすぐには正確に把握できません。
- その際、その海域で想定される最大規模の地震が起きたと見なして、津波警報を発表します。

予想される津波の高さは、5段階の数値で発表します

- 起こりうる被害との関係や、津波予測の誤差等を考慮し、これまで8段階で発表していた津波の予想高さを5段階に区切り、各区分の幅の高い方の値で発表します。



予想される津波の高さの発表値とその区分

津波情報

沖合で観測された津波の情報をいち早く発表します

- GPS波浪計や沖合の津波計で津波を観測したら、「沖合の津波情報」としていち早く発表します。
- この観測データにより、大きな津波が予想される場合すぐに津波警報を切り替えます。



- 沖合に、津波を観測できる機器が増設されます。
- 沖合で小さな波も、海岸に近付くと高くなります。

高い津波が来る前の小さな津波は「観測中」と発表します

- 高い津波が予想されているときに、小さい観測値を発表すると、今回の津波が小さいという誤解を招いてしまう恐れがあるため、その時は「観測中」と発表します。

* 「観測中」と発表する基準 *

- 大津波警報の予想に対して、観測された波の高さが1mに満たないとき
- 津波警報の予想に対して、観測された波の高さが20cmに満たないとき



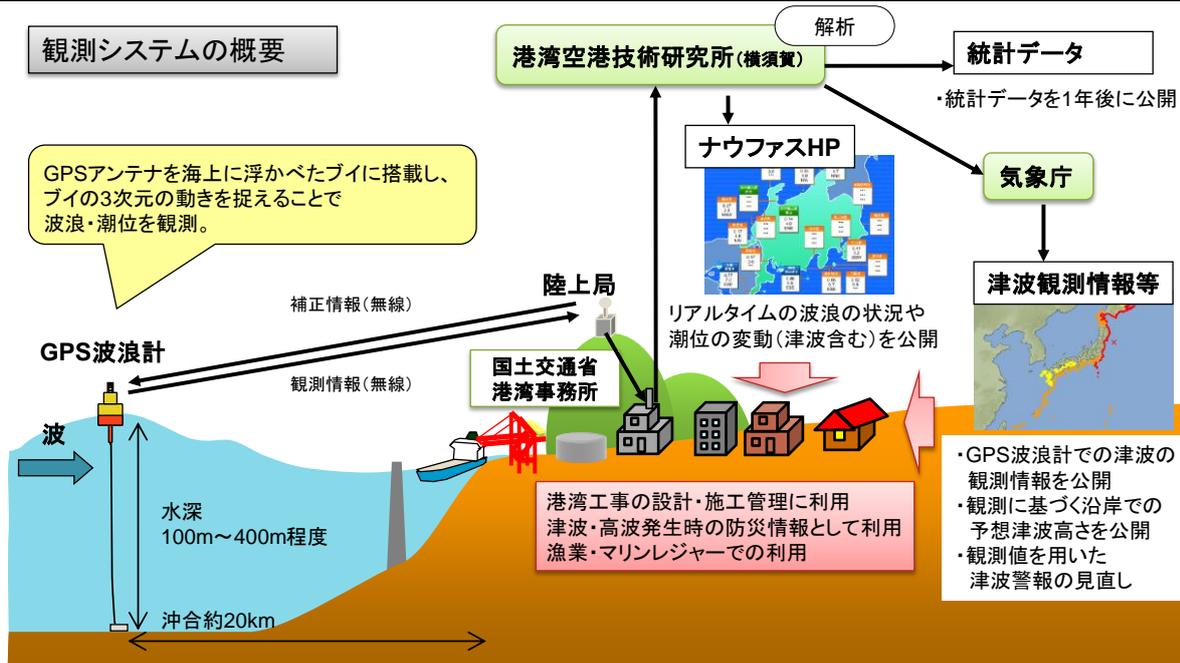
- 津波は繰り返し来襲し、あとから来る津波の方が高くなる 경우가多くあります。
- 観測された津波が小さくても、津波警報が発表されている間は避難し続ける必要があります。

GPS波浪計による沖合波浪観測



GPS波浪計では、港湾整備に必要な沖合波浪観測を実施しています。地震発生時には津波の観測も可能*であることから、気象庁等関係機関と連携することにより、港湾を含む沿岸域での津波への迅速な対応にも活用しています。

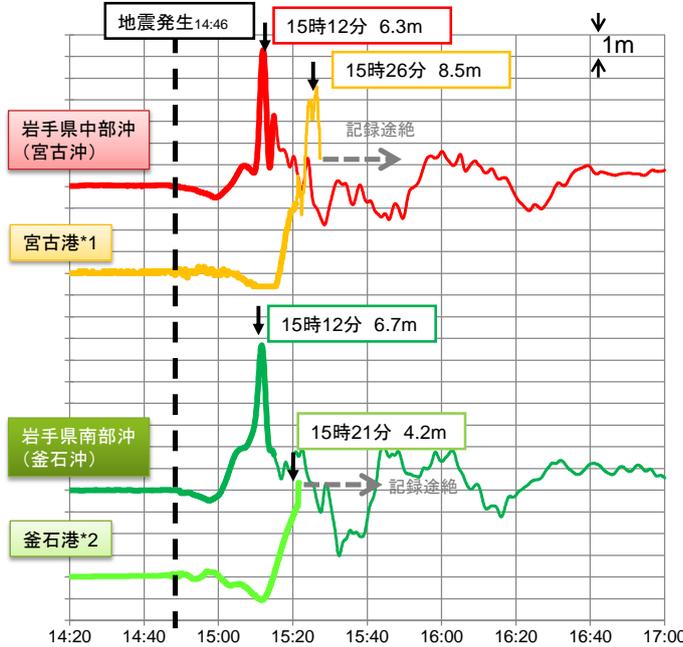
観測システムの概要



* 沖合では沿岸に比べて津波の高さは小さくなる。津波警報が発表(気象庁所管)される程度の高さの津波が沿岸に来襲する場合(沿岸で津波の高さが1m以上)では、GPS波浪計を設置している沖合でも津波成分を検出可能であると考えられる。

GPS波浪計による津波観測

- ・東北太平洋岸の複数のGPS波浪計で、15時20分過ぎに沿岸を襲った巨大な津波を、沿岸に到達する10分ほど前に捉え、この観測データを受け、気象庁が津波警報引き上げ*を行った。
 (* 宮城県:津波高さ予想6m→10m以上 岩手・福島県:津波高さ予想3m→6m 青森・茨城県:津波警報(津波)→津波警報(大津波))
- ・地形の影響を受けない沖合で、地震発生前から津波収束までの全津波波形を観測した貴重なデータであり、巨大津波発生メカニズムを検証する有力なデータとなっている。

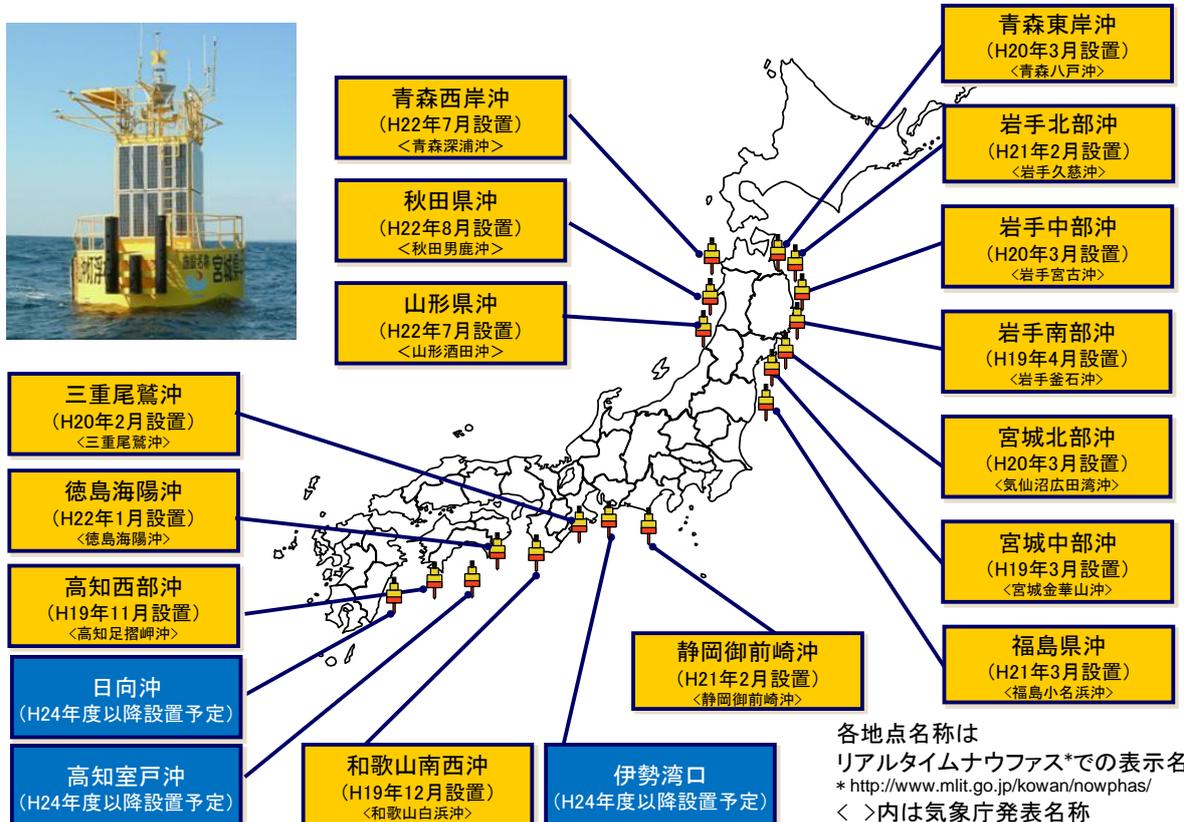


地震発生から津波到達まで(平成23年3月11日)

午後 2時46分	地震発生
2時49分	気象庁が「津波警報(大津波)」を発表。
同50分	気象庁が予想される津波の高さを「岩手、福島で3m、宮城で6m」と発表 釜石港GPS波浪計では、地震発生以降、引き潮を観測
同57分	釜石港GPS波浪計で、海面の上昇を観測
3時9分	釜石港GPS波浪計で海面変動が3mに到達
同14分	気象庁が、予想される津波の高さを「岩手、福島6m、宮城は10m以上」に変更
同21分	釜石港の検潮所で4.2m以上の波を観測

* 数字はいずれも概数。細線部は後日回収されたデータ *1 気象庁巨大津波計観測 *2 海上保安庁観測

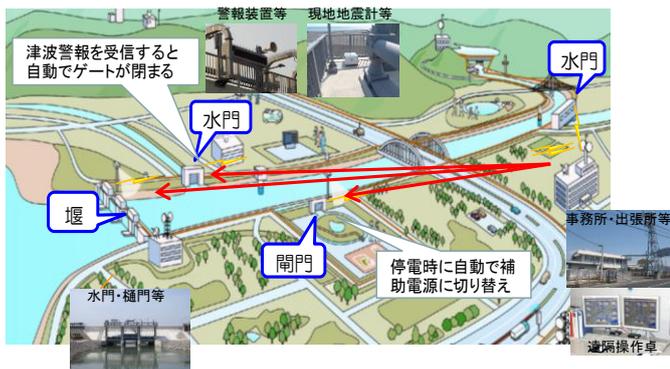
GPS波浪計設置状況(平成24年8月現在)



各地点名称はリアルタイムナウファス*での表示名
 * <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
 < >内は気象庁発表名称

- 河川管理施設の自動化、遠隔操作化により、操作の確実性と操作員の安全性を確保
- 操作員の安全確保のため、危険時の退避を明示した河川管理施設の操作規則の作成基準等を平成24年3月9日付けで作成・通知

<施設の自動化・遠隔操作化のイメージ>



- 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費により、東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域の河川の津波遡上区間における水門等の自動化・遠隔操作化をH23年度(補正予算)より実施中

<河川管理施設の操作規則の作成基準のポイント>

【通知の目的】

- 津波時の操作方法を追加
- 整備水準を上回る洪水時も含め、操作員の安全確保を追加

【主なポイント】

- 操作員の安全対策として、危険時の退避を明示
 - ・ 津波時は、機側操作を行わないことを基本
 - ・ 現状の整備水準を上回る洪水・高潮時の退避を追加
 - ・ いずれも、所長指示および現場判断の考え方を明記
- 主たる操作方法を明示
 - ・ 平常時は「機側操作」を基本
 - ・ 洪水・高潮時は「機側操作」を基本
 - ・ 現状の整備水準を上回る洪水・高潮時は「遠隔操作等」を基本
 - ・ 津波時は「遠隔操作等」を基本
- 機側操作、遠隔操作の定義を明確化

将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進。

概要

基本指針（国土交通大臣）

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）**を作成することができる。

特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の容積率規制の緩和

都道府県による
集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災
拠点市街地形成施設に関する
都市計画

津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の**津波防護施設**の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

最大クラスの津波への対応

最大クラスの津波

津波のレベル：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。
住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立。

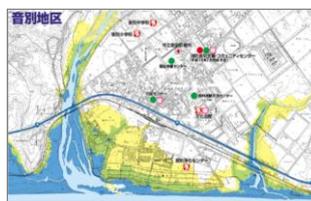
基本的考え方：被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要。
海岸保全施設等を超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視。



避難路



津波避難ビル



津波ハザードマップ

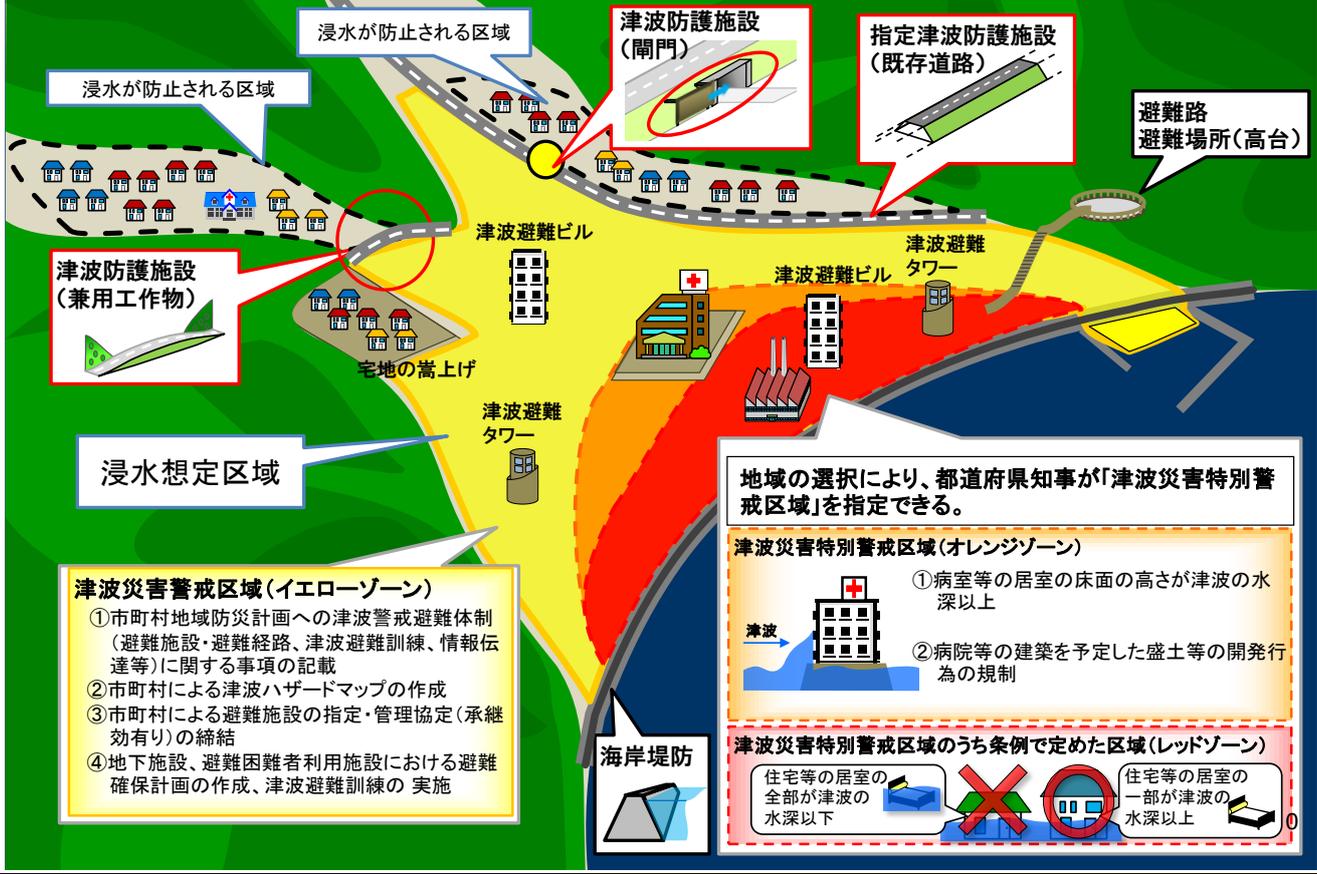


避難訓練

津波災害に対しては、今回のような大規模な津波災害が発生した場合でも、なんとしても人命を守るという考え方に基づき、ハード・ソフト施策の適切な組み合わせにより、減災のための施策を実施。

- ・平成23年6月26日：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 中間とりまとめ」
- ・平成23年7月6日：「津波防災まちづくりの考え方」（社会資本整備審議会計画部会 緊急提言）
- ・平成23年7月29日：「東日本大震災からの復興の基本方針」（東日本大震災復興対策本部）
- ・平成23年9月28日：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 報告」

津波防災地域づくりのイメージ



水防法の一部改正について(津波防災地域づくり関係法律整備法)

国土交通省

従来の水防法

平成23年12月27日施行

水災の警戒、防御、これによる被害の軽減を目的とし、水防組織、水防活動等のソフト施策を中心に規定。
 解釈上「洪水又は高潮」に含まれるものとして、「津波」による災害にも対応

東日本大震災による大規模な津波災害

ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想による津波防災の推進

津波防災地域づくり法

津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進(同日施行)

改正後の水防法

水防法における「津波」の位置づけを明確化した上で、同法に基づく津波防災を強力に推進

津波防災を含む水防活動全体の強化

目的規定等における「津波」の明確化

(1条、2条、3条の2、10条、16条、29条)
 →目的規定において「津波」を追加するとともに「津波」が洪水予報、水防警報等の対象となることを明示。

気象業務法、同法施行令の改正

巡視の対象への津波防護施設の追加

(9条)
 →水防管理者等は津波防護施設を巡視等しなければならない。

洪水ハザードマップと津波、土砂災害ハザードマップの一覧化

(15条)
 →津波災害警戒区域における津波ハザードマップ等については、洪水ハザードマップが作成される場合には、これと一覧できるようにして周知する。

津波避難訓練への参加

(新32条の3)
 →水防団、消防機関、水防協力団体は、津波災害警戒区域において実施される津波防災訓練に参加しなければならない。

水防計画における水防活動従事者の安全配慮

(7条、新33条)
 →水防計画は水防活動に従事する者の安全の確保に配慮されたものでなければならない。

水防計画の見直し

国土交通大臣による特定緊急水防活動の実施

(新32条、新43条の2)
 →著しく激甚な水災が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、以下の特定緊急水防活動を行うことができる。
 ・浸入した水の排除
 ・浸水した区域等の監視
 ・浸水の量の観測
 ・監視、観測の結果に基づく浸水する区域・時期又は浸水の量の予測
 ・人工衛星通信による通信の確保
 ・堤防等が決壊した場所における仮締切等の作業

水防訓練の実施の拡大

(新32条の2)
 →指定管理団体以外の水防管理団体も水防訓練を行うよう努めなければならない。

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長

大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方について（通知）

消防庁では、東日本大震災を踏まえて「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会」を開催し、災害初期における対応策を中心に、効果的な初動活動及び職員の安全対策を含めた具体的に取り組むべき方策などについて検討してきた結果、この度、「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書」として取りまとめられました（別添「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書の概要」参照）。

本報告書では、東日本大震災において多くの消防職員が活動中に被災し、また、消防庁舎及び車両等にも多大な被害を受けながらの活動を余儀なくされたことを踏まえ、多様な大規模災害に対して、消防本部が事前に計画しておくべき事項及び具体的に取り組むべき方策等について例示するとともに、津波災害を中心とした安全管理のあり方についても示されています。

つきましては、貴職におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対して、下記事項について留意のうえ、報告書の内容を参考として消防本部としての活動計画等の作成及び見直しに取り組んでいただき、大規模災害への備えに万全を期していただく旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 事前計画の策定及び訓練の実施

発災から継続する災害への対応において、効果的な初動活動を行っていくには、あらかじめ地域の実情を踏まえ、想定される災害等の状況をもとに、活動すべき内容について事前に計画を策定しておくことが重要であり、また、当該計画に基づき平常時から十分な訓練を実施し、災害対応に備えておくことが必

要である。

2 津波災害時における安全管理

消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とする。このことについては、事前に住民に周知し、十分な理解を得ておくことが必要である。

3 地域住民の防災意識及び地域全体としての災害対応力の向上

大規模災害への対応については、消防等の公的機関による活動のみならず、自助、共助による取組みが重要となる。このため、平素から地域住民の防災意識の向上を図るとともに、避難方法や避難場所の整備等について地域が一体となって検討を進め、訓練を実施していくことが必要であり、これらのことが地域全体の災害対応力の向上に繋がるよう、消防本部、都道府県及び市町村の防災部局等が情報共有を図り、連携していくことが重要である。

【資料】

別添：大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会
報告書の概要

※報告書全文は、消防庁ホームページで御覧いただけます。

「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会
報告書（平成24年3月）」

(http://www.fdma.go.jp/disaster/syodokatudo_arikata_kento/index.html)

なお、報告書については、後日、各都道府県あて送付させていただきます。

【担当】

消防庁消防・救急課
青木対策官、井上補佐、大森係長、伴事務官
TEL 03-5253-7522
FAX 03-5253-7532
E-mail keibou@ml.soumu.go.jp

大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書の概要

1 検討目的等

(1) 検討目的

- 東日本大震災では、災害が複合的かつ同時多発的に発生し、被災地における消防本部は、発災直後から県内外からの応援隊や緊急消防援助隊が到着するまでの間、限られた消防力で対応を求められた上、消防活動は職員、消防庁舎及び消防車両等に多大な被害を受けた状況下で行われた。

※消防職員の死者・行方不明者27人、うち消防活動中26人（参集途上1人含む。）

- これらのことを踏まえ、災害初期における対応策を中心に大規模災害発生時における消防本部の効果的な活動のあり方や職員の安全対策を含め、消防本部が具体的に取るべき方策等について検討したもの。

(2) 初動活動の重要性

- 地震等の災害発生とともに、消防本部では消防力の確保のため初動措置を行い、災害対応体制を確立したうえで、発災直後から集中する災害通報等に基づき災害対応を実施する。
- 被害状況等の把握、同時多発災害への対応など、初動期における対応が、その後の被害軽減に繋がっていくため、限られた消防力を効果的に活用することが重要となる。

(3) 事前計画の策定及び訓練の実施

- 効果的な初動活動を行うには、事前に計画を策定しておくことが重要であり、また、当該計画に基づき十分な訓練を実施し、災害対応に備えておく必要がある。

2 災害対応体制の確立

消防本部では、大規模災害が発生した際、災害に即応していくため、その人員、施設、車両、装備、資機材及び水利等の消防力を早期に確保し、災害対応体制を確立することが重要となる。

○災害対応体制を確立するうえで留意すべき事項

庁舎等の被災を想定した事前計画の策定及び職員の安全管理を含めた非常招集計画の策定が必要である。

【事前に計画しておくべき事項（例）】

- ・ 消防署所に大きな被害が生じた場合、早期に移動できる場所において消防機能を維持できる規模、機能を備えた施設等を代替場所として指定しておくこと。
- ・ 津波の浸水想定区域内にある署所は、重要な機器、資機材、予備電源等を上階へ配置しておくこと。
- ・ 庁舎の耐震化、耐浪化を促進すること。
- ・ 発災時の消防車両の車庫前への移動及び津波時の車両退避の実施方法等を確立しておくこと。
- ・ 津波の浸水想定区域内に署所がある場合、職員の招集場所を他の署所等に指定することや非常招集時における参集ルートについて津波の浸水想定区域を避けるなど職員の安全管理の徹底を図ること。

3 情報管理体制の確立

早期に情報を収集・集約・分析し、災害活動につなげていくこと、また、災害の発生状況等から保有する消防力における対応の可否判断を行うためにも初動期における情報管理が重要となる。

○情報管理体制を確立するうえで留意すべき事項

情報通信手段の複数確保、119番通報途絶時の対応、関係機関等による情報収集及び伝達などが必要である。

【具体的に取り組むべき方策（例）】

- ・ 消防救急無線、衛星携帯電話等多様な通信手段の確保、通信設備の耐震化、無線の非常電源の容量確保及び予備電源の確保、無線のデジタル化等の高度化等の推進
- ・ 119番通報途絶時に備えた災害覚知方法の確立及び119番通報集中時等の情報処理体制の確立 など

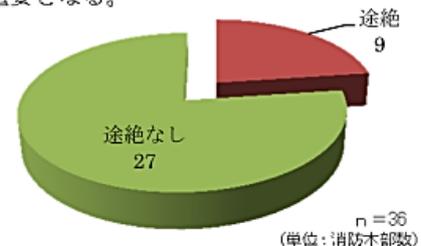


図1 被災3県における119番通報途絶状況

4 消防活動方針

大規模災害発生時の活動方針は、消防本部の消防力を最大限に発揮し、総合的な対応を図るため職員が共通認識を持つことを基本に、災害の状況に応じた活動の優先順位や部隊活動の原則等、地域の実情に応じ、災害を想定して事前に定めておく必要がある。

○消防活動方針において留意すべき事項

地震発生後に被害を増幅させるものとして、二次的に発生する火災があげられる。このため、火災への優先対応を考慮する必要があり、また、沿岸部では津波発生に備えた情報の収集、広報・避難誘導活動や津波の浸水想定区域内における活動等について活動方針を定めておく必要がある。更に、同時多発する災害に限られた消防力で対応するには、状況に応じた出動の選別を行う必要があるため、その基準等について定めておく必要がある。

【事前に計画しておくべき事項（例）】

- ・ 災害の発生状況を想定した具体的な活動方針
- ・ 活動の原則（火災対応の優先、避難場所・避難道路確保の優先、1火災1隊出動（例）、人命優先の原則等）
- ・ 災害に対する出動の選別の基準（人命優先、住民対応の可否、災害の拡大危険等）
- ・ 津波発生時の活動要領、応援要請の判断要素・判断時期、受援体制の確立 など

5 部隊等の安全管理

沿岸部の消防本部では、津波警報等の発表後、広報活動や避難誘導を実施するとともに、浸水想定区域内においても消防活動を継続し、一人でも多くの住民の命を守ろうと懸命の活動を実施したが、想定を超える津波により多くの職員が被災した。

【消防職員の被災者数】

27人（死者23人、行方不明者4人）
うち26人が消防活動中に被災

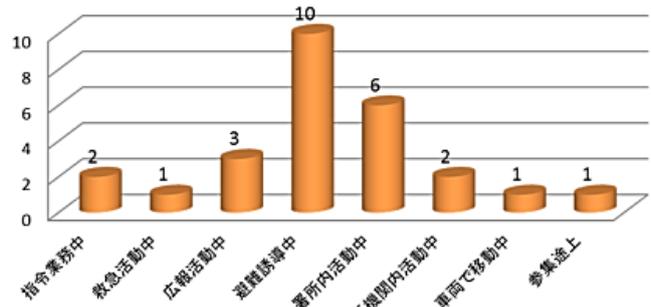


図2 活動中に被災した職員の活動別状況

n = 26
(単位: 人)

津波等に対する消防職員の安全管理について

消防の出動する現場は常に危険と隣り合わせである。しかし、火災現場などでは、多くの知見や災害現場経験から、資機材や装備をはじめ、状況に応じた安全管理策を図った上で活動するものであり、職員の身に危険が迫れば退避することとなる。

これに対し、津波に対する安全管理は、津波到達前に退避することが基本となる。津波到達までに一定の時間があれば退避する時間等を踏まえた上で可能な活動を実施するが、津波到達までに活動できる時間がない場合や、活動中であっても退避するために限界の時間となれば、津波後の消防活動の継続を図るため、住民の避難誘導を行いながら、消防職員も住民とともに退避することが重要である。

1 基本事項

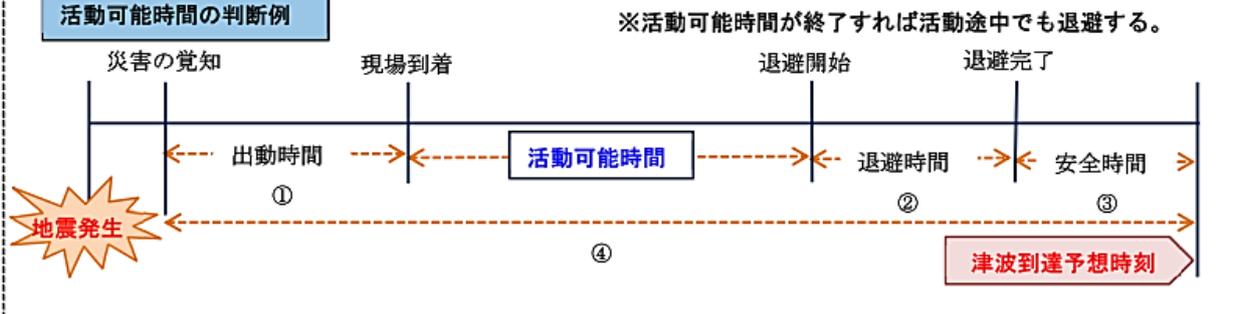
(1) 消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とする。このことを事前に住民に周知し、理解を得ることが必要であり、また、訓練等により、出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める必要がある。

(2) 浸水想定区域内の活動については「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動する。

- ① 災害発生場所（地点）までの出動（移動）時間
- ② 災害発生場所から直近の安全退避場所への退避（移動）時間
- ③ 安全時間（想定外の事案発生も含めて、安全確実に退避するための予備時間。例：〇〇分前退避完了）
- ④ 津波到達予想時刻までの時間

$$\text{活動可能時間} = \text{④} - (\text{①} + \text{②} + \text{③})$$

活動可能時間の判断例



(3) 「情報伝達体制の強化、確立」を図る。

- ア 消防本部と部隊が連携して、リアルタイムに情報共有が図れる複数の伝達手段を確保する。
- イ 情報内容の確認が可能な双方向性をもった伝達手段を確保する。

2 活動状況に応じた安全管理について留意すべき事項

- (1) 消防本部
津波の浸水想定区域における部隊出動の可否の決定、部隊への安全に関する情報提供（退避指示等を含む）
- (2) 活動部隊
安全退避場所及び退避ルートの確認、情報連絡体制の確保、活動可能時間の終了及び危険時における退避指示等
- (3) 広報・避難誘導活動
広報等の実施ルート及び退避ルートの事前調査及び計画、渋滞状況の確認等
- (4) 署所内活動等
署所内における活動人員数の把握、退避する場合の本部機能の維持、署外活動者の安全管理等

3 安全管理に関する事前計画の策定

地域防災計画、ハザードマップ等に基づく津波の浸水想定区域の把握を行うとともに、津波の浸水想定区域ごとの安全退避場所や津波避難ビル等の位置、距離、移動時間について検討したうえで事前計画を策定し、現地での活動や退避に係る時間等の確認、訓練の実施を行っておく必要がある。

4 地震発生後における津波以外の事故・災害に関する安全管理

余震への警戒、活動空間の確保、退路の確保、安全監視員の配置、情報共有、単独行動の禁止、交通事故の防止

6 部隊運用方策

消防本部では人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼として、災害に対する消防活動の効果等を的確に判断し、限られた部隊を効果的に運用することが重要となる。

○部隊運用において留意すべき事項

災害状況等に応じた本部運用と署所運用の切替え、災害の同時多発時における1災害への部隊出動数、被害集中地域への部隊移動配置、大規模火災時の部隊運用等を想定した計画が必要である。また、地震時は災害覚知の遅れ、消防水利の不足、がれき等による現場到着遅延及び障害が発生することを考慮する必要がある。

【事前に計画しておくべき事項（例）】

- ・本部運用と署所運用の切替えの判断要素と時期
- ・災害種別ごとに出勤させる部隊数
- ・部隊の増援を行う場合の判断基準
- ・大規模な火災発生時の部隊運用方策及び延焼阻止対策
- ・道路啓開等のための重機所有企業等との協定
- ・がれき等により消防隊が現場に接近できない場合の可搬式小型動力ポンプの活用 など

【東日本大震災の市街地広域火災の特徴】

- ・延焼面積の広い火災現場が多いこと。
 - ・多県にわたり発生していること。
 - ・市街地広域火災の合計面積が広いこと。
- （消防研究センター調査結果から）

【被災地消防本部において効果があったとされる資機材（例）】

アルミボート、ライフジャケット
衛星電話、個人貸与された受令機 など

7 消防団等との情報共有及び連携のあり方

大規模災害発生時は被害の範囲が広大であることから、情報の収集をはじめ、広報・避難誘導活動、災害対応などにおいて、関係機関との連携は不可欠であり、特に消防本部と消防団との情報共有及び連携活動が重要となる。

○消防団等との情報共有及び連携において留意すべき事項

消防本部等と消防団との通信手段の確保及び連絡体制の確立を行い、災害時における活動の分担や連携方法について事前に計画を策定し、共同して平時における訓練等を実施しておくことが必要である。また、災害対応の中心となる消防本部等と消防団による合同の指揮本部を設置するなど、情報の共有と指揮系統の統一を図ることが重要となる。

【具体的に取り組むべき方策（例）】

- ・災害発生時の消防本部及び消防団本部の合同の指揮本部の設置
- ・消防本部と消防団との情報連絡手段の整備
- ・具体的な活動についての役割分担や連携方法についての事前計画の策定及び事前計画に基づく訓練の実施
- ・安全管理及び退避時の連携方法についての事前計画の策定 など



図3 被災地消防本部における消防団との連携活動に関する計画状況
（単位：消防本部数）

8 長期化活動への対策等

大規模災害発生時は活動が長期化することが想定されるため、職員の食糧、飲料水及び車両等の燃料の確保とともに、継続した活動における職員の健康・安全を考慮した休憩や交替が必要となる。

○長期活動に備えて留意すべき事項

食糧等の備蓄とともに、活動が長期継続した場合に必要な物資等を調達できるよう、署所近隣における事業所等との事前協定や協力体制の確立が重要である。また、活動時間に応じた職員の交替計画や休憩場所の確保等にも留意する必要がある。

【具体的に取り組むべき方策（例）】

- ・ 初動期の活動に必要な具体的期間を設定した食糧等の備蓄
- ・ 食糧、燃料等の確保のための事業所等との連携体制に関する協定
- ・ 職員の交替等による健康管理上必要な措置についての事前計画の策定
- ・ 職員家族の安否確認方法 など

○応援隊を受け入れるための体制づくり

応援要請の実施、受援準備の開始 など

9 今後の取り組むべき課題

津波を含む大規模災害における消防職員の安全管理のあり方については、消防本部の対応や体制だけでなく、地域住民の理解や地域全体での体制整備といったことも重要であり、今後、各消防本部において、この報告書全体を踏まえ、事前計画の整備と訓練等を進めていくことに加え、次のような課題の解決に向けて取り組んでいく必要がある。

- ・ 津波による身の危険がある場合には消防職員も退避することについて、地域住民への周知及び理解を求めていくこと。
- ・ 自助、共助の推進とともに、防災についての知識、技術の向上等を図るための教育を行うこと。
- ・ 災害時要援護者を含む住民の安全な避難方法等について、防災関係機関、自主防災組織、事業所、福祉関係者等、地域が一体となって検討を進め、連携訓練を実施していくことで、地域全体の災害対応力の向上を図ること。
- ・ 避難路や津波避難ビル等の避難施設についての地域全体による整備等を図っていくこと。
- ・ 消防における津波に対する安全対策の検証、知見を積み上げていくこと。

平成24年5月30日
消 防 庁

「津波避難対策推進マニュアル検討会」の開催

東日本大震災を踏まえた防災基本計画の修正（平成23年12月27日）等を受けて、地方公共団体の津波避難対策の推進を目的として「津波避難対策推進マニュアル検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。

1 背景・目的

未曾有の被害をもたらした東日本大震災を踏まえ、また、今後発生が懸念される南海トラフの巨大地震に起因する津波災害等に備えるため、市町村における津波避難計画の策定など、地方公共団体の津波避難対策の推進を目的として、学識経験者及び地方公共団体の防災担当者等による「津波避難対策推進マニュアル検討会」（以下、「検討会」という。）を開催します。

2 検討項目

- (1) 津波避難に関する地方公共団体の対応状況の検証に関する事項
- (2) 市町村における津波避難計画の策定等に関する事項
（「津波対策推進マニュアル検討報告書（平成14年3月）」の見直し）
- (3) 住民参加による津波避難訓練のあり方に関する事項

3 構成員

別紙のとおり

4 スケジュール

平成24年6月5日（火）10時から中央合同庁舎第2号館地下2階 総務省第1会議室にて、第1回検討会を開催します（合計4回の開催を予定）。



(連絡先)

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：中道震災対策専門官、日野震災対策係長

電話：03-5253-7525（直通） FAX：03-5253-7535

「津波避難対策推進マニュアル検討会」委員名簿

(敬称略、五十音順)

委員	伊藤久幸	愛知県弥富市総務部防災安全課長
委員	今村文彦	東北大学災害科学国際研究所副所長・教授
委員	及川秀子	宮城県気仙沼本吉地域婦人防火クラブ連合会会長
委員	片田敏孝	群馬大学大学院広域首都圏防災研究センター長・教授
委員	重川希志依	富士常葉大学大学院環境防災研究科教授
委員	滝田和明	静岡県危機管理部危機情報課長
委員	戸由忍	岩手県宮古市危機管理監危機管理課長
委員	中張茂	徳島県海陽町副町長
委員	室崎益輝	関西学院大学総合政策学部教授
委員	山口達夫	神奈川県安全防災局危機管理部応急対策担当課長

合計10名

平成24年6月1日
消 防 庁

「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」の開催

東日本大震災における惨事ストレス対策の実施状況を踏まえ、より効果的な惨事ストレス対策について必要な検討を行うため、「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」を開催することとしましたのでお知らせします。

1 経緯・目的

消防庁では、平成13年度から平成14年度にかけて、また、平成17年度に惨事ストレスに係る研究会を開催するとともに、平成15年には、緊急時メンタルサポートチームを創設し、各地に派遣するなど、惨事ストレス対策に取り組んできました。また、東日本大震災後には、被災三県（岩手県・宮城県・福島県）の消防職員や消防団員に対し、緊急時メンタルサポートチームをあわせて16回派遣するとともに、全国の消防職団員を対象とした惨事ストレスセミナーをブロック毎に9会場で開催しました。

本研究会は、東日本大震災後における消防職団員の惨事ストレスの状況やこれまでの惨事ストレス対策の実施状況を踏まえつつ、今後発生が危惧される首都直下地震、東海・東南海・南海の三連動地震などの大規模災害等に備え、国・都道府県・消防本部等の各層における惨事ストレス対策の充実・強化を図るため、より効果的な惨事ストレス対策について検討を行うものです。

2 開催要綱 別紙1のとおり

3 構成員 別紙2のとおり

4 東日本大震災に係る惨事ストレス対策の状況 別紙3のとおり

5 スケジュール

平成24年6月7日（木）15時から全国都市会館にて、第1回研究会を開催します。
（平成25年2月までに合計5回程度開催する予定）



（連絡先）消防庁消防・救急課
青木対策官・城田係長
電 話 03-5253-7522（直通）
ファクシミリ 03-5253-7532
電子メール shokuin@soumu.go.jp

大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会 開催要綱

1 経緯・目的

消防庁では、平成 13 年度から平成 14 年度にかけて、また、平成 17 年度に惨事ストレスに係る研究会を開催するとともに、平成 15 年には、緊急時メンタルサポートチームを創設し、各地に派遣するなど、惨事ストレス対策に取り組んできた。また、東日本大震災後には、被災三県（岩手県・宮城県・福島県）の消防職員や消防団員に対し、緊急時メンタルサポートチームをあわせて 16 回派遣するとともに、全国の消防職団員を対象とした惨事ストレスセミナーをブロック毎に 9 会場で開催した。

本研究会は、東日本大震災後における消防職団員の惨事ストレスの状況やこれまでの惨事ストレス対策の実施状況を踏まえつつ、今後発生が危惧される首都直下地震、東海・東南海・南海の三連動地震などの大規模災害等に備え、国・都道府県・消防本部等の各般各層における惨事ストレス対策の充実・強化を図るため、より効果的な惨事ストレス対策について検討を行うものである。

2 研究項目

- (1) 惨事ストレス対策の実施体制の整備について
- (2) 惨事ストレス対策に関する消防職団員への事前教育、普及啓発等について
- (3) 対象者の特性を踏まえた対策の実施について

3 研究会について

- (1) 研究会は、座長及び構成員をもって構成する。
- (2) 座長及び構成員は、学識経験者及び地方公共団体の消防防災関係者等の中から委嘱する。
- (3) 座長及び構成員は、消防庁長官が委嘱する。
- (4) 座長は研究会を代表し、会務を総括する。
- (5) 座長に事故がある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (6) 座長は、必要があると認めるときには、オブザーバーの出席を認めることができる。

4 任期

座長及び構成員の任期は、委嘱の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

5 事務局

消防庁消防・救急課に事務局を置く。

6 雑則

この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会構成員

(敬称略：五十音順)

【座 長】

丸 山 晋 ルーテル学院大学総合人間学部教授

【委 員】

大和田 仁 双葉地方広域市町村圏組合消防本部総務課長

小 野 司 仙台市消防局総務部総務課長

加 藤 寛 兵庫県こころのケアセンターセンター長

煙 山 佳 成 大槌町消防団長

工 藤 久 也 宮古地区広域行政組合消防本部総務課長

小 西 聖 子 武蔵野大学人間関係学部教授

小 林 清 剛 埼玉県危機管理防災部消防防災課長

副 島 將 司 京都市消防局総務部人事課長

富 岡 隆 財団法人日本消防協会福祉部長

古 川 昭 宏 東京消防庁人事部厚生課副参事

松 井 豊 筑波大学人間総合科学研究科教授

松 浦 正 一 帝京平成大学大学院臨床心理学研究科准教授

東日本大震災に係る惨事ストレス対策の状況

1 緊急時メンタルサポートチーム派遣状況

(平成24年3月31日現在)

派遣先	消防本部		消防団	
	派遣対象数	対象者数	派遣対象数	対象者数
岩手県	—	—	5会場	199名
宮城県	5本部	282名	1会場	114名
福島県	3本部	236名	2会場	96名
合計	8本部	518名	8会場	409名

※ 表中の数値は延べ数である。

2 惨事ストレスセミナー開催状況

(平成24年3月31日現在)

会場	実施日	消防職団員数
岩手県	12月12日	46名
宮城県	12月21日	65名
北海道	1月11日	97名
福島県	1月20日	100名
東京都	2月16日	271名
大阪府	2月24日	151名
福岡県	3月6日	79名
愛知県	3月9日	144名
広島県	3月16日	81名
合計	9会場	1034名

※1 表中の数値は延べ数である。

※2 各会場とも、当該都道府県以外の消防職団員も参加可能とした。

6 装備・教育訓練等の充実、広域応援、 関係機関との連携

消防団の装備の基準

昭和六十三年七月十三日
消防庁告示第三号

消防団の装備の基準を次のように定める。

消防団の装備の基準

(趣旨)

第一条 消防団の装備については、この基準の定めるところによる。

(装備)

第二条 消防団は、次に掲げる装備を配備するものとする。

- 一 制服
- 二 盛夏服
- 三 作業服
- 四 雨衣
- 五 安全帽
- 六 靴
- 七 防火衣一式
- 八 携帯用無線機
- 九 車載用無線機
- 十 無線受令機
- 十一 火災鎮圧用器具
- 十二 救急救助用器具
- 十三 避難誘導用器具
- 十四 啓発活動用器具

(制服)

第三条 制服は、甲種衣又は乙種衣、帽及びズボンとする。

2 制服は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。

(盛夏服)

第四条 盛夏服は、盛夏帽、盛夏上衣及び盛夏ズボンとする。

2 盛夏服は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。ただし、地域の気候条件により配備する必要のない消防団については、この限りでない。

(作業服)

第五条 作業服は、略帽、作業上衣及び作業ズボンとする。

2 作業服は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。

(雨衣等)

第六条 雨衣、安全帽及び靴は、全部の団員に支給し、又は貸与するものとする。

(防火衣一式)

第七条 防火衣一式は、防火衣、防火帽及び防火用長靴とする。ただし、防火帽及び防火用長靴については、安全帽及び靴をもつて代えることができる。

2 防火衣一式は、消防団の管理する動力消防ポンプごとに、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二十九条第一項及び第二項の規定による消防団員の数に相当する数及びその他地域の実情に応じて必要な数を配備するものとする。

3 前項に規定するもののほか、防火衣一式は、部長以上の階級にある団員に支給し、又は貸与するものとする。

4 防火衣一式については、前項の規定にかかわらず、地域の実情に応じて、その数を増減することができる。

(制服等の形式)

第八条 第三条に規定する帽、甲種衣、乙種衣及びズボン、第四条に規定する盛夏帽、盛夏上衣及び盛夏ズボン、第五条に規定する略帽、作業上衣及び作業ズボン、第六条に規定する雨衣、安全帽及び靴並びに前条に規定する防火衣、防火帽及び防火用長靴の形式については、消防団員服制（昭和二十五年国家公安委員会告示第一号）に定めるところによる。

(携帯用無線機)

第九条 携帯用無線機は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織の長の階級以上の階級にある団員に配備するものとする。ただし、地域の実情に応じて、その全部若しくは一部について無線受令機をもつて代え、又は当該階級以外の階級にある団員に配備することができる。

(車載用無線機)

第一〇条 車載用無線機は、消防団の全部の車両に配備するものとする。ただし、地域の実情に応じて、その全部又は一部について携帯用無線機又は無線受令機をもつて代えることができる。

(無線受令機)

第一一条 無線受令機は、部長以上の階級にある団員のうち、第九条の規定により携帯用無線機が配備されている団員以外の者に配備するものとする。ただし、林野火災等の地域の災害の実情に応じて、その配備数を増加するものとする。

(火災鎮圧用器具)

第十二条 火災鎮圧用器具は、吸水器具、放水器具、破壊器具その他火災の鎮圧のために必要と認められる器具とする。

2 火災鎮圧用器具は、動力消防ポンプごとに必要と認められる数を配備するものとする。

(救急救助用器具)

第十三条 救急救助用器具は、担架、応急処置用セットその他の救急救助のために必要と認められる器具とする。

2 救急救助用器具は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織に必要と認められる数を配備するものとする。

(避難誘導用器具)

第十四条 避難誘導用器具は、警戒用ロープ、拡声器その他住民の避難誘導のために必要と認められる器具とする。

2 避難誘導用器具は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織に必要と認められる数を配備するものとする。

(啓発活動用器具)

第一五条 啓発活動用器具は、応急手当訓練用器具、訓練用消火器その他の啓発活動に必要と認められる器具とする。

2 啓発活動用器具は、分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織に必要と認められる数を配備するものとする。

(追加装備)

第一六条 第二条に規定する装備のほか、地域の実情に応じて、次に掲げる装備のうち必要と認められるものを配備するものとする。

- 一 林野火災用装備
- 二 積雪寒冷地域用装備
- 三 水災用装備
- 四 水難救助用器具
- 五 山岳救助用器具
- 六 その他必要と認められる装備

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成一二年一月二〇日消防庁告示第三号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成十七年六月十三日消防庁告示第十一号〕

この告示は、公布の日から施行する。

消防学校の教育訓練の基準（平成十五年十一月十九日消防庁告示第三号） 抜粋

（教育訓練の種類）

第三条 消防学校の教育訓練の種類は（略）、消防団員に対するものにあつては基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とする。

2 （略）

3 「基礎教育」とは、任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練をいう。

4 「専科教育」とは、（略）主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。

5 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。この場合において「幹部」とは（略）、消防団員にあつては班長以上の階級にある者をいう。

6 「特別教育」とは、第二項から前項までに掲げる教育訓練以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

（消防団員に対する基礎教育）

第八条 消防団員に対する基礎教育の対象団員は、消防団員としての経験が概ね三年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことのない者（団員の階級にある者に限る。）とする。

2 消防団員に対する基礎教育の到達目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解していること。

二 災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。

3 消防団員に対する基礎教育の標準的な教科目及び時間数は、別表第四のとおりとする。

（消防団員に対する専科教育）

第九条 消防団員に対する専科教育は、警防科（消防団員として概ね三年以上の経験を有する者を対象とする。）及び機関科（消防団員として概ね一年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定の者を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。

2 消防団員に対する専科教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 警防科 次に掲げるもの

イ 火災防ぎょ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。

ロ 災害現場において中核的な活動を遂行できること。

二 機関科 次に掲げるもの

イ 道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有していること。

ロ 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。

- 3 消防団員に対する専科教育の標準的な教科目及び時間数は、科の種別の区分に応じ、別表第五のとおりとする。

(消防団員に対する幹部教育)

第一〇条 消防団員に対する幹部教育は、初級幹部科（班長の階級にある者を対象とする。）及び中級幹部科（部長及び分団長の階級にある者を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。

- 2 消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 次に掲げるもの

イ 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。

ロ 地域住民に対して防災指導を行えること。

二 中級幹部科 次に掲げるもの

イ 消防団中級幹部としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。

ロ 各種災害事象において、消防団に期待される役割及び効果的な防ぎょ活動の在り方を深く理解していること。

- 3 消防団員に対する幹部教育の標準的な教科目及び時間数は、科の種別の区分に応じ、別表第六のとおりとする。

(消防団員に対する特別教育)

第一一条 消防団員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。

(消防団員に対する教育訓練の特例)

第一五条 消防団員に対する教育訓練が消防学校において十分実施できがたいと認められるときは、消防学校の教員を教育訓練実施場所に派遣して、教育訓練を行わせることができる。

- 2 消防団員に対する教育訓練が一の期間でまとめて実施できがたいと認められるときは、消防学校の学校長は、必要に応じ、概ね三年の範囲内で定める期間において、適宜分割してこれを行うことができる。

- 3 消防学校が消防団員に対して行う教育訓練は、必要に応じ、教科目を単位として修了を認定することができる。この場合において、消防学校の学校長が定める教科目のすべてについて、修了の認定を受けたときは、当該教育訓練の修了を認定するものとする。

- 4 消防団員に対する教育訓練が消防学校において十分実施できがたいと認められる場合であつて市町村が教育訓練の一部を分担できるときは、消防学校の学校長は、市町村長と協議の上、当該市町村における教育訓練の受講をもって、消防学校における教科目の修了と認定することができる。

「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標について 抜粋
 (平成15年11月19日付け消防消第220号消防庁消防課長通知)

消防団員に対する基礎教育

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		職責と心構え	1
訓練礼式	各個訓練	停止間の動作	2
		行進間の動作	
	通常点検	通常点検実施要領	
	敬礼動作	各個の敬礼 部隊の敬礼	
	小隊訓練	隊形編成と整頓 行進	
組織制度	消防団の概要	消防団の沿革と組織 消防団員の任免と階級	2
	消防団の活動	消防団業務の内容 出動区域	
		消防団と消防署との関係	
ポンプ操法	放水訓練	水利部署と吸水要領 ホース延長、結合、放水及び収納要領	4
		消防ポンプ操法の概要	
火災防ぎょ	概要	火災の意義 燃焼条件と消火理論 火災防ぎょ戦術の原則 警戒区域等設定要領	3
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割 地域防災計画に占める消防団の役割	2
	現場活動要領	地域特性に応じた危険要素 地域特性に応じた災害防ぎょ活動の原則	
救急救助	救急法	心肺蘇生法 搬送法	5
		救助法	
緊急自動車運行管理	道路交通法	総則 運転者の義務と安全運転 緊急自動車の交通方法	2
		道路運送車両法	
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因 消防団活動に係る事故予防対策 災害現場等における事故発生時の措置	2
行事その他		入校式、修了式等	1

消防団員に対する専科教育

1 警防科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		職責と心構え	1
火災防ぎょ	通論	火災性状と消火理論	4
	火災防ぎょ行動	水利選定、注水部署及び注水技術	
	火災想定訓練	建物火災消火訓練	
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割	2
		地域防災計画に占める消防団の役割	
	現場活動要領	大規模地震 風水害	
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因	2
		消防団活動に係る事故予防対策	
		災害現場等における事故発生時の措置	
事例研究	実務研究課題討議	警防戦術事例	2
		安全管理事例	
行事その他		入校式、修了式等	1

2 機関科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		職責と心構え	1
道路交通関係法令	道路交通法	運転者の義務と安全運転	1
	道路運送車両法	日常点検実施要領	
		保安基準	
緊急走行要領	緊急走行の基本原則	緊急自動車の交通方法 交通事故発生時の措置	2
	走行訓練	基本走行訓練	
ポンプ運用	ポンプの構造と作用	ポンプ本体と真空ポンプ	5
	ポンプ運用訓練	ポンプ圧力と筒先圧力	
		吸水及び送水上の注意事項	
		吸水及び送水要領	
		中継送水要領	
機関整備	点検整備	ポンプ点検要領	2
		ポンプ使用後の点検整備要領	
	故障と対策	エンジン本体の故障と主な原因	
		ポンプの故障と主な原因	
行事その他		入校式、修了式等	1

消防団員に対する幹部教育

1 初級幹部科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		初級幹部としての職責と心構え	1
訓練礼式	訓練礼式指導要領	小隊の編成と整頓	1
		敬礼	
		通常点検	
現場指揮	現場指揮要領	現場指揮の重要性と効果 火災防ぎょ指揮要領と留意点	3
	火災想定訓練	建物火災現場指揮訓練	
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割 地域防災計画に占める消防団の役割	2
	現場活動要領	大規模地震 風水害	
防災指導要領		消火訓練指導要領 避難訓練指導要領 救出・救護訓練指導要領	2
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因 消防団活動に係る事故予防対策 災害現場等における事故発生時の措置	2
行事その他		入校式、修了式等	1

2 中級幹部科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		中級幹部としての職責と心構え	1
組織制度	消防団の概要	消防団組織の現況 消防団の充実強化及び活性化対策	1
現場指揮	現場指揮要領	現場指揮の重要性と効果 火災防ぎょ指揮要領と留意点	3
	火災想定訓練	建物火災現場指揮訓練	
防災	災害対策	災害対策基本法と消防団の役割 地域防災計画に占める消防団の役割	2
	現場活動要領	大規模地震 風水害	
安全管理	危険予知訓練	消防団活動に伴う危険要因 消防団活動に係る事故予防対策 災害現場等における事故発生時の措置	2
	公務災害補償	公務災害補償制度の概要	
事例研究	実務研究課題討議	消防団の充実強化及び活性化事例 安全管理事例	2
行事その他		入校式、修了式等	1

消防団員を対象とする教育訓練の実施状況

平成22年度

	基礎教育		専科教育				幹部教育				特別教育	
	実施回数	学生数	警防科		機関科		初級幹部		中級幹部		実施回数	学生数
			実施回数	学生数	実施回数	学生数	実施回数	学生数	実施回数	学生数		
北海道	2	47							2	93		
青森県	1	4			1	18	1	10	1	27	7	562
岩手県	1	9	1	25			1	40	1	36	1	249
宮城県	2	72			1	44	1	50	1	60	1	16
秋田県	1	13							1	27	2	44
山形県					1	10	2	59	1	38	4	143
福島県							9	720	3	136		
茨城県	4	447			3	17	1	23	1	22	35	2,083
栃木県	2	117					3	238				
群馬県	63	1,558			3	164			2	113	19	940
埼玉県	6	508										
千葉県											36	1,186
東京都	571	16,424	1	35	2	38	1	33	1	36	7	244
神奈川県	2	47			1	14	1	12	1	47	20	830
新潟県			1	47			1	39			22	5,640
富山県	2	93									1	38
石川県			1	40			1	28				
福井県							2	88	3	73	1	17
山梨県	1	71	2	74	3	145	3	107	2	65	4	370
長野県									3	123	28	6,005
岐阜県	2	80			1	33	11	881	1	32	15	621
静岡県			1	65			1	64			1	73
愛知県			1	40							7	1,309
三重県	1	12					2	55	2	27	15	675
滋賀県	1	22	1	42	2	98	1	53	1	54	5	391
京都府									2	115	22	1,151
大阪府											5	1,077
兵庫県									1	92	25	977
奈良県	43	316			1	43	1	29	1	40		
和歌山県	2	77					1	32				
鳥取県	1	37	1	10	1	15	1	15			3	49
島根県	1	10					1	21	1	33	1	10
岡山県			1	23	2	75	1	16	2	28	47	5,147
広島県							1	6	1	30		
山口県	1	8	1	10			1	44	1	35		
徳島県	2	35			1	20	1	35			4	155
香川県	2	51	1	20					1	28	12	277
愛媛県							1	54	1	17	10	269
高知県	10	266					5	53				
福岡県	2	366	1	30			1	48	1	69	3	193
佐賀県			1	15			2	115	2	72	12	1,717
長崎県			3	60					6	253	16	2,536
熊本県					1	36	4	304	2	150	1	22
大分県	1	30							2	71	27	468
宮崎県	3	53	2	228	9	1,421			6	168	2	60
鹿児島県	3	158			2	74	1	47	1	53	2	90
沖縄県	1	23	1	8			1	7			1	13
県計	734	20,954	21	772	35	2,265	65	3,326	58	2,263	424	35,647
札幌市	2	97										
千葉市	1	36			2	239					2	370
横浜市			1	89			1	133				
名古屋市									1	60		
京都市	4	364	16	388	3	88			5	196		
大阪市												
神戸市	3	173					2	138				
福岡市	1	125			1	65	1	139	1	95	2	213
東京消防庁			1	58	2	118	1	58	1	58	35	1,012
政令市計	11	795	18	535	8	510	5	468	8	409	39	1,595
合計	745	21,749	39	1,307	43	2,775	70	3,794	66	2,672	463	37,242

※「消防学校の教育訓練に関する調査」より作成

※「特別教育」とは、「初任教育」、「基礎教育」、「専科教育」、「幹部教育」以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成される。

例：救急科教養(東京都消防訓練所)、新入団員以外にも基礎教育を実施(長野県消防学校)、女性消防団員の1日体験入校(茨城県消防学校)、女性消防団員指導教育(愛知県消防学校)など

消防団による広域応援活動

平成 23 年版 消防白書（抜粋）

第 1 部 東日本大震災について

第 3 章 消防庁・消防機関等の活動

第 4 節 県内消防本部及び消防団による広域応援活動

東日本大震災においては、市町村長が消防組織法第 39 条第 2 条に基づき締結した消防相互応援協定（詳細は、第 II 部第 2 章第 7 節参照）による消防応援活動も多くの県で行われた。主な被災 3 県においては津波による沿岸部の被害が甚大だったため、主として内陸部の消防本部から沿岸部発災直後の消火、人命救助活動に加え、発災数日後から増加した避難所からの救急搬送要請への対応、さらには消防署や消防団の車両が被害を受けた消防本部の補完的活動に従事した。

また、岩手県の各市町村（遠野市、一関市、平泉町、住田町、岩泉町、久慈市、普代村）からは、相互応援協定に基づき、特に被害が大きかった地域（岩手県大船渡市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県宮古市、岩手県野田村、宮城県気仙沼市）に対して、延べ 1,400 人以上の消防団員が応援出動し、消火活動や救助救出活動等に従事した（第 3-4-1 表）。

第 3-4-1 表 消防団による広域応援活動

番号	市町村名	活動場所	内容	期間(日)	人員(人)
1	遠野市	釜石市	消火活動(林野火災)	1	31
2	一関市	(宮城県)気仙沼市	警戒活動(夜間警戒)	7	63
3		陸前高田市	捜索活動	2	117
4	平泉町	陸前高田市	がれき撤去活動	1	27
5	住田町	大船渡市	捜索活動	4	285
6		陸前高田市	捜索活動	5	390
7	岩泉町	宮古市	消火活動(建物・林野火災)	5	271
8	久慈市	野田村	捜索活動	6	232
9	普代村	野田村	捜索活動	5	50

(備考) 岩手県提供資料より作成

このほか、消防団員がボランティアとして、被災地にて各種支援活動を行っている例もあった。

消防団の相互応援協定の締結状況

県名	県内統一協定あり	非常備含む	常備のみ	備考
01 北海道	○		○	
02 青森県	○	○		
03 岩手県	○		○	
04 宮城県	○		○	
05 秋田県	○		○	
06 山形県	○	○		
07 福島県	○		○	
08 茨城県	○		○	
09 栃木県	○		○	
10 群馬県	○		○	
11 埼玉県	○		○	
12 千葉県	○		○	
13 東京都	○(※1)		○	※1 東京消防庁と稲城市の協定あり (離島を除けば実質的に東京都全域カバー)
14 神奈川県	○		○	
15 新潟県	○		○	
16 富山県	○	○		
17 石川県	○		○	
18 福井県	○		○	
19 山梨県	○		○	
20 長野県	○		○	
21 岐阜県	○	○		
22 静岡県	○		○	
23 愛知県	○		○	
24 三重県	○	○		
25 滋賀県	◎	◎(※2)		※2 非常備のみの協定あり (滋賀県では①県広域消防相互応援協定のほかに ②滋賀県下消防団広域相互応援協定がある)
26 京都府	○	○		
27 大阪府	○		○	
28 兵庫県	○		○	
29 奈良県	○		○	
30 和歌山県	○	○		
31 鳥取県	○		○	
32 島根県	○	○		
33 岡山県	○		○	
34 広島県	○	○		
35 山口県	○	○		
36 徳島県	○	○		
37 香川県	○	○		
38 愛媛県	○	○		
39 高知県	○	○		
40 福岡県	○	○		
41 佐賀県	○		○	
42 長崎県	○		○	
43 熊本県	○		○	
44 大分県	○		○	
45 宮崎県	○	○		
46 鹿児島県	○	○		
47 沖縄県	○		○	
合計	47	18	29	

- 「非常備含む」は協定に消防団に関する記述がある。
- 「常備のみ」は協定に消防機関との記述がある。

警察との連携



- 捜索活動時、発見した遺体は、警察に連絡した上引渡しを行い、警察が町指定安置所に搬送を実施。(岩手県山田町)
- 被災地における不審者対応等のため、警察と連携して自主的な防火・防犯活動を実施。(岩手県陸前高田市)
- 行方不明者捜索活動において、(行方不明者に関する情報を警察と交換しつつ)地域の状況を熟知した消防団員ならではの捜索活動により、効率的な救助・捜索活動ができた。(宮城県内)

自衛隊との連携

【消防団と自衛隊が合同で検索活動を実施】

- 鳥喰溜池において、3月29日から7日間、自衛隊と合同で検索活動を実施。(福島県南相馬市)
- 延べ200人の消防団員が対応。
- この活動で、5名のご遺体を発見。



7 若者が入りやすい消防団へ

消防団員数の人口比等

1 消防団員数の人口比

消防団員数の人口比 (%)	都道府県数	都道府県名
2.0 以上	2	山形県、佐賀県
1.5 以上 2.0 未満	9	岩手県、秋田県、福島県、新潟県 山梨県、長野県、島根県、岡山県、熊本県
1.0 以上 1.5 未満	9	青森県、岐阜県、和歌山県、徳島県 愛媛県、高知県、長崎県、大分県、宮崎県
0.5 以上 1.0 未満	18	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県 富山県、福井県、静岡県、三重県 滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県 鳥取県、広島県、山口県、香川県 福岡県、鹿児島県
0.5 未満	9	北海道、埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、沖縄県
合 計	47	

2 消防職員数の人口比

消防職員数の人口比 (%)	都道府県数	都道府県名
0.175 以上	2	青森県、秋田県
0.150 以上 0.175 未満	5	北海道、東京都、福井県 島根県、高知県
0.125 以上 0.150 未満	19	岩手県、宮城県、山形県、茨城県 千葉県、新潟県、石川県、山梨県 岐阜県、三重県、京都府、奈良県 和歌山県、鳥取県、広島県、山口県 徳島県、大分県、鹿児島県
0.100 以上 0.125 未満	19	福島県、栃木県、群馬県、埼玉県 神奈川県、富山県、長野県、静岡県 愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県 岡山県、香川県、愛媛県、佐賀県 長崎県、熊本県、沖縄県
0.100 未満	2	福岡県、宮崎県
合 計	47	

※ 平成 23 年度消防防災・震災対策現況調査（平成 23 年 4 月 1 日）から作成。ただし、岩手県・宮城県・福島県は平成 22 年 4 月 1 日現在。

消防団員数(都道府県別人口比)

	都道府県名	人口(人)	条例定数(人)	団員実数(人)	条例定数と 団員実数の差	団員実数 の人口比(%)
1	北海道	5,498,916	28,711	26,287	2,424	0.48
2	青森県	1,395,886	21,698	19,830	1,868	1.42
3	岩手県	1,345,007	26,488	23,420	3,068	1.74
4	宮城県	2,329,344	23,651	21,681	1,970	0.93
5	秋田県	1,097,588	20,166	17,875	2,291	1.63
6	山形県	1,168,752	27,407	26,046	1,361	2.23
7	福島県	2,051,626	37,180	35,340	1,840	1.72
8	茨城県	2,973,174	26,302	24,281	2,021	0.82
9	栃木県	1,995,901	15,896	15,022	874	0.75
10	群馬県	1,998,558	12,826	11,918	908	0.60
11	埼玉県	7,140,929	15,529	14,271	1,258	0.20
12	千葉県	6,161,921	29,018	27,138	1,880	0.44
13	東京都	12,662,461	26,484	24,472	2,012	0.19
14	神奈川県	8,906,590	20,071	18,356	1,715	0.21
15	新潟県	2,378,853	41,236	39,094	2,142	1.64
16	富山県	1,092,885	10,140	9,618	522	0.88
17	石川県	1,160,206	5,727	5,329	398	0.46
18	福井県	806,428	5,906	5,656	250	0.70
19	山梨県	860,559	16,651	15,398	1,253	1.79
20	長野県	2,153,802	38,033	36,261	1,772	1.68
21	岐阜県	2,076,675	22,452	21,212	1,240	1.02
22	静岡県	3,760,801	22,459	21,115	1,344	0.56
23	愛知県	7,249,626	25,537	23,991	1,546	0.33
24	三重県	1,844,293	14,613	13,964	649	0.76
25	滋賀県	1,390,927	9,763	9,342	421	0.67
26	京都府	2,547,225	19,800	18,392	1,408	0.72
27	大阪府	8,681,623	11,030	10,539	491	0.12
28	兵庫県	5,580,139	45,753	44,187	1,566	0.79
29	奈良県	1,406,701	9,034	8,714	320	0.62
30	和歌山県	1,025,613	12,559	11,954	605	1.17
31	鳥取県	592,213	5,439	5,168	271	0.87
32	島根県	718,218	13,476	12,690	786	1.77
33	岡山県	1,934,057	30,404	28,998	1,406	1.50
34	広島県	2,852,728	23,807	22,439	1,368	0.79
35	山口県	1,455,401	14,710	13,547	1,163	0.93
36	徳島県	791,242	11,817	11,105	712	1.40
37	香川県	1,009,794	8,088	7,695	393	0.76
38	愛媛県	1,450,262	22,092	20,852	1,240	1.44
39	高知県	766,426	8,823	8,204	619	1.07
40	福岡県	5,043,494	26,862	25,409	1,453	0.50
41	佐賀県	855,968	20,472	19,549	923	2.28
42	長崎県	1,440,853	22,814	20,711	2,103	1.44
43	熊本県	1,828,471	37,117	34,774	2,343	1.90
44	大分県	1,201,901	17,021	15,817	1,204	1.32
45	宮崎県	1,147,867	16,051	15,139	912	1.32
46	鹿児島県	1,713,984	16,558	15,566	992	0.91
47	沖縄県	1,413,583	1,859	1,612	247	0.11
全国値(合計及び平均)		126,959,471	939,530	879,978	59,552	0.69

※平成23年度消防防災・震災対策現況調査から作成(平成23年4月1日現在。岩手県・宮城県・福島県は平成22年4月1日現在)。

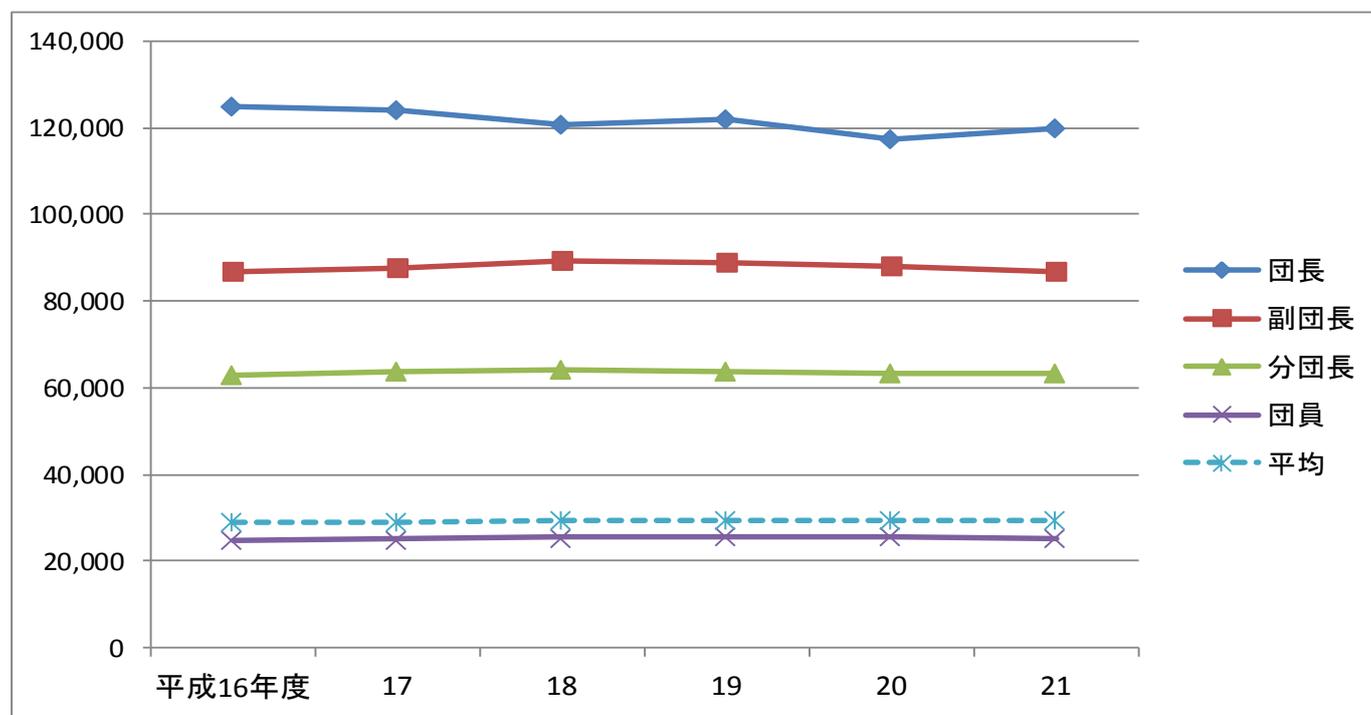
消防団員の処遇の状況(H16～H21)

1 消防団員に対する年額報酬(各年度の支給実績の単純平均)

(円)

	団長	副団長	分団長	団員	平均
平成16年度	124,977	86,646	62,734	24,698	28,839
17	124,079	87,374	63,624	24,956	29,121
18	120,696	89,422	64,085	25,368	29,533
19	121,737	88,755	63,853	25,391	29,520
20	117,387	88,018	63,360	25,475	29,435
21	119,854	86,915	63,083	25,356	29,323

※平成18～23年度消防防災・震災対策現況調査(各年度において2年前の支給実績を調査)による。
 ※平成23年度の岩手県・宮城県・福島県の数値は、平成22年度調査の結果による。



2 消防団員の処遇と交付税単価との比較

	交付税単価	現実の平均単価
年額報酬	36,500円/年 (一般団員)	25,356円/年 (一般団員) ※H21決算ベース
出動手当	7,000円/回	3,379円/回 ※H21決算ベース

消防団長・団員の年額報酬の状況等 (H23.4.1現在の条例で定める額)

1 消防団長の年額報酬の状況

年額報酬	団体数
0～5万円未満	534
5万～10万円未満	438
10万～15万円未満	406
15万～20万円未満	278
20万～25万円未満	127
25万～30万円未満	55
30万～35万円未満	33
35万～40万円未満	19
40万円以上	8

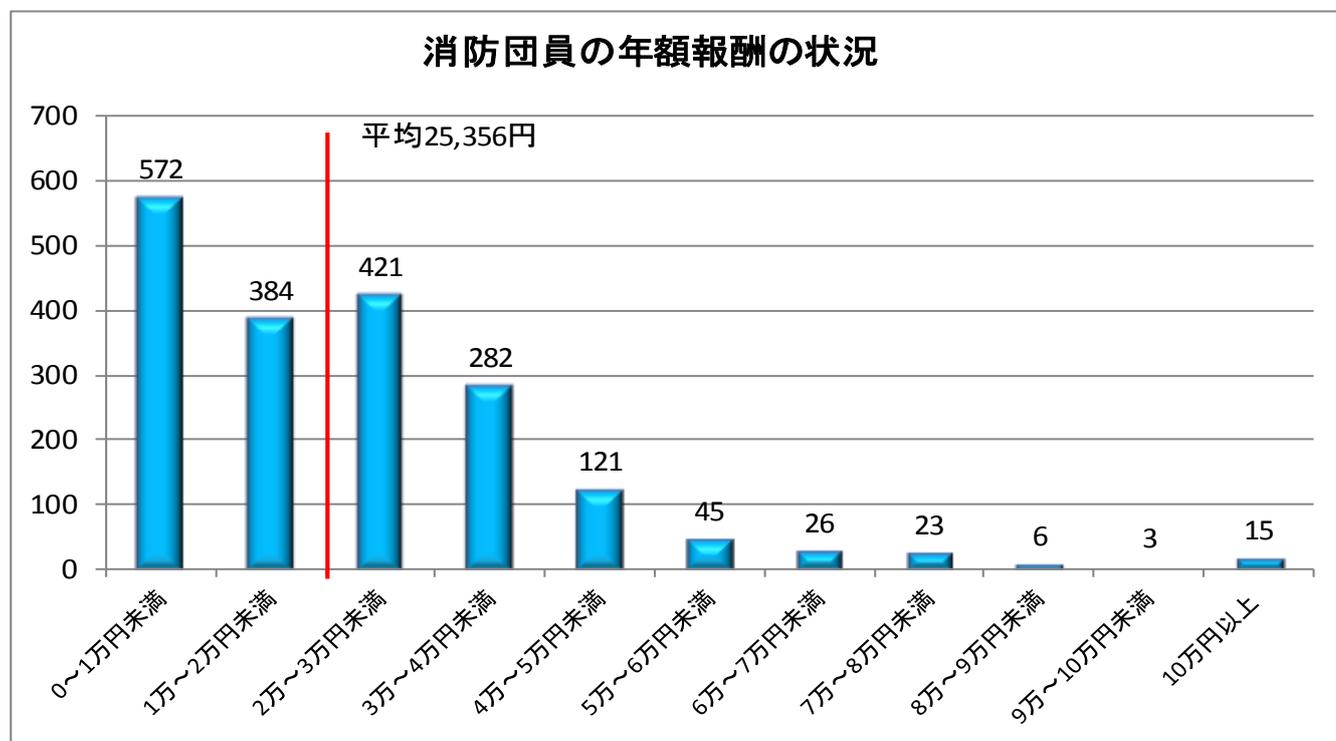
1,898

2 消防団員の年額報酬の状況

年額報酬	団体数
0～1万円未満	572
1万～2万円未満	384
2万～3万円未満	421
3万～4万円未満	282
4万～5万円未満	121
5万～6万円未満	45
6万～7万円未満	26
7万～8万円未満	23
8万～9万円未満	6
9万～10万円未満	3
10万円以上	15

1,898

消防団員の年額報酬の状況



※平成23年度消防防災・震災対策現況調査による。岩手県・宮城県・福島県は、平成22年4月1日現在。

消防団員の年額報酬・出動手当の例等

1 年額報酬・出動手当の例

(1) 団員の年額報酬が20万円以上の例

市町村	金額 (円)	備考
A市	340,000	
B村	302,400	離島・ 非常備
C村	207,000	離島・ 非常備

(2) 出動手当が1万円以上の例

市町村	金額 (円)	備考
D村	20,000	山岳の捜索 20,000円 火災・訓練 3,000円
E村	10,000	火災 10,000円 一日訓練 5,000円 夜間訓練 2,500円
F市	10,000	4H以上の災害 10,000円 4H未満の災害 5,000円 警戒・訓練 4,000円 広報・会議 2,500円

※平成23年度消防防災・震災対策現況調査による。岩手県・宮城県・福島県は、平成22年4月1日現在。

2 年額報酬を支給していない理由

- 自分たちの街は自分たちで守るという精神を持って活動しているため。
- 消防団の発足当初に消防団幹部が報酬について協議。
郷土愛護の精神に基づく活動であることから、報酬制度は必要ないという結論に至った。
- 団員の出動回数に偏りがあったため、公平性を期すため、報酬は廃止し、手当のみにした。等

※条例で報酬を定めていない団体を対象に電話にて聞き取った内容。

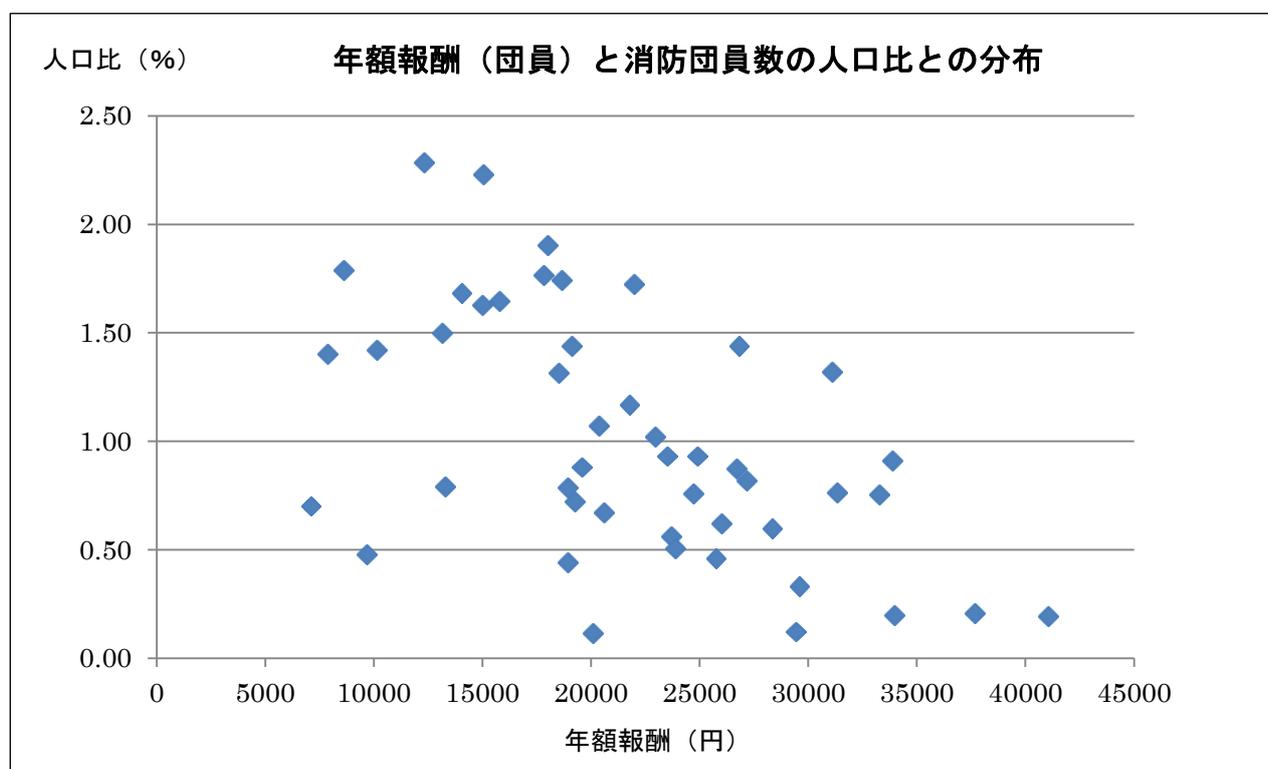
3 出動手当を支給していない理由

- 出動手当は、年額報酬に含んで支給しているため。
- 出動手当は、分団を支給単位としているため。
- 各部(団)に運営交付金を支給しているため。
- 消防団員はほとんどが役場職員であり、役場業務の一部のようにしている実情があるため。等

※条例で出動手当を定めていない団体を対象に電話にて聞き取った内容。

年額報酬(団員)の都道府県別平均額等

年額報酬(団員)の平均額	都道府県数	都道府県名
40,000円以上	1	東京都
30,000円以上40,000円未満	6	栃木県、埼玉県、神奈川県 香川県、宮崎県、鹿児島県
20,000円以上30,000円未満	19	宮城県、福島県、茨城県 群馬県、石川県、岐阜県 静岡県、愛知県、三重県 滋賀県、大阪府、奈良県 和歌山県、鳥取県、山口県 高知県、福岡県、長崎県、沖縄県
10,000円以上20,000円未満	17	青森県、岩手県、秋田県 山形県、千葉県、新潟県 富山県、長野県、京都府 兵庫県、島根県、岡山県、広島県 愛媛県、佐賀県、熊本県、大分県
10,000円未満	4	北海道、福井県、山梨県、徳島県
合 計	47	



報酬・手当(都道府県別平均)

(単位:円)

	都道府県名	報酬年額の平均額 (団長)	報酬年額の平均額 (団員)	出動手当の平均額 (火災)
1	北海道	28,344	9,703	1,388
2	青森県	38,830	10,158	1,094
3	岩手県	119,619	18,645	1,483
4	宮城県	122,667	24,921	1,877
5	秋田県	50,894	15,026	1,987
6	山形県	126,628	15,047	594
7	福島県	179,165	22,000	672
8	茨城県	111,976	27,174	1,936
9	栃木県	154,357	33,274	1,184
10	群馬県	199,150	28,350	727
11	埼玉県	114,576	33,990	976
12	千葉県	119,358	18,932	1,255
13	東京都	169,483	41,035	1,733
14	神奈川県	131,938	37,676	2,022
15	新潟県	102,837	15,808	1,924
16	富山県	76,875	19,594	1,331
17	石川県	68,396	25,754	2,008
18	福井県	38,045	7,109	882
19	山梨県	101,531	8,623	634
20	長野県	179,100	14,060	934
21	岐阜県	76,740	22,963	1,131
22	静岡県	75,698	23,690	1,678
23	愛知県	181,131	29,598	1,747
24	三重県	103,633	24,742	3,136
25	滋賀県	83,388	20,579	1,325
26	京都府	131,857	19,284	1,438
27	大阪府	103,452	29,462	2,055
28	兵庫県	143,511	13,295	1,179
29	奈良県	112,950	25,991	1,002
30	和歌山県	85,618	21,779	2,241
31	鳥取県	90,027	26,693	2,545
32	島根県	60,200	17,840	2,744
33	岡山県	98,716	13,158	671
34	広島県	95,738	18,940	3,105
35	山口県	66,913	23,523	4,688
36	徳島県	56,010	7,877	561
37	香川県	30,734	31,349	593
38	愛媛県	120,200	19,129	1,542
39	高知県	121,674	20,376	3,263
40	福岡県	179,242	23,904	2,137
41	佐賀県	147,220	12,342	830
42	長崎県	97,868	26,835	2,493
43	熊本県	107,034	18,025	787
44	大分県	115,025	18,505	1,500
45	宮崎県	200,614	31,107	2,115
46	鹿児島県	104,690	33,891	3,754
47	沖縄県	42,433	20,100	1,859
	全国平均	119,854	23,356	3,379

※平成23年度消防防災・震災対策現況調査から作成(平成23年4月1日現在。岩手県・宮城県・福島県は平成22年4月1日現在)。

消防団員の就業形態別の内訳

平成22年4月1日現在

		全 国 値 (人)	割 合 (%)
計		883,698	100.00
就 業 形 態	被 用 者	623,269	70.53
	うち 公 務 員	63,416	7.18
	自 営 業 者	122,436	13.85
	家 族 従 業 者	78,065	8.83
	そ の 他	59,928	6.78
	うち 学 生	1,804	0.20

(平成22年消防年報から引用)

報酬・出動手当の例(岩手県宮古市)

■ 東日本大震災の発生直後、費用弁償の条例改正あり

地震発生直後に消防団活動で「心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事する際」の費用弁償を通常の「2,000円」から「4,000円」に引き上げた。

※ 人口60千人、団員数(条例定数1,590人、実数1,182人)

1 消防費(H22予算)

(1)常備消防費 1,115,251千円

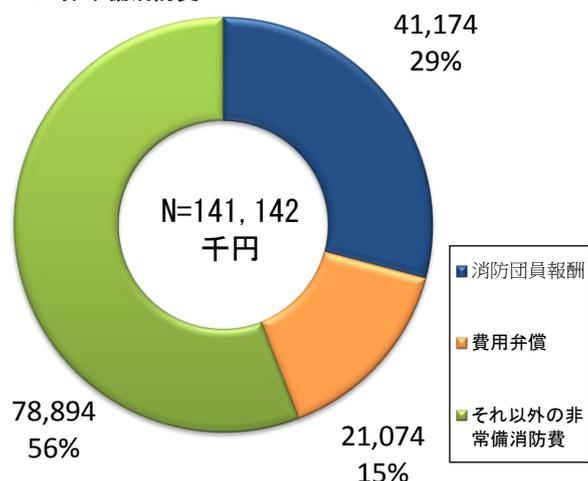
(2)非常備消防費 141,142千円

(2)のうち

消防団員報酬 41,174千円

費用弁償 21,974千円

2 非常備消防費



3 予算・決算

細 節	H22予算	H22決算
消防団員報酬	41,174千円	38,441千円
費用弁償	21,074千円	20,455千円

4 宮古市消防団条例(抄)

(報酬)

第13条 団員には、次に定める範囲内で報酬を支給する。

団長 140,000円

団員 24,000円

(費用弁償)

第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、1人1日につき2,000円の範囲内で費用弁償する。

(附則)

団員が災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項に定める災害に対処するための職務に従事する場合であって、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事する際の費用弁償に係る第14条の規定の適用については、同条中「2,000円」とあるのは、「4,000円」とする。

報酬・出勤手当の例(茨城県取手市)

■ 費用弁償(出勤手当)の支給を区分する取組が見られる。

消防団の多様な活動により効果的に対応するため、実災害(火災や水防作業等)とそれ以外の演習・訓練等の費用弁償を区分している。

※ 人口111千人、団員数(条例定数649人、実数536人)

1 消防費(H22予算)

(1)常備消防費 1,681,585千円

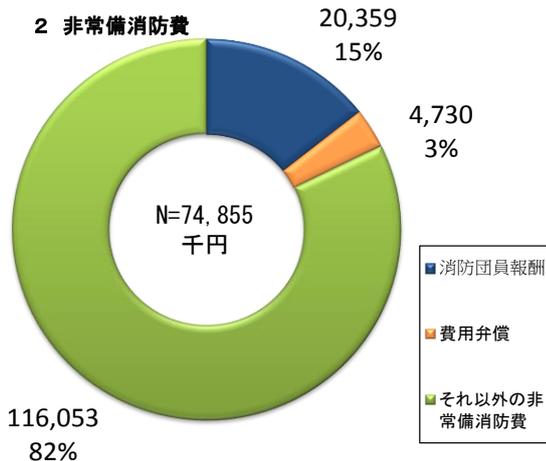
(2)非常備消防費 74,855千円

(2)のうち

消防団員報酬 20,359千円

費用弁償 4,730千円

2 非常備消防費



3 予算・決算

細節	H22予算	H22決算
消防団員報酬	20,359千円	18,989千円
費用弁償	4,730千円	4,638千円

4 取手市消防団条例(抄)

(報酬)

団長 142,000円

団員 29,000円

(費用弁償)

・建物火災 防ぎよ有 3,000円

防ぎよ無 2,000円

・水防作業 5,000円

・演習・訓練等 2,000円

・ポンプ操法訓練等、一定期間継続して行う訓練 1,500円

※火災出場にあつては1火災、水害出場にあつては1事案、その他にあつては1日をもって1回としている。

報酬・出勤手当の例(福岡県北九州市)

■ 費用弁償(出勤手当)の支給を区分する取組が見られる。

災害活動のための出勤とそれ以外の出勤の費用弁償を区分している。出勤時間が5時間を超える場合は、7,000円を加算して支給している。

※ 人口993千人、団員数(条例定数2,030人、実数1,954人)

1 消防費(H22予算)

(1)常備消防費 12,913,341千円

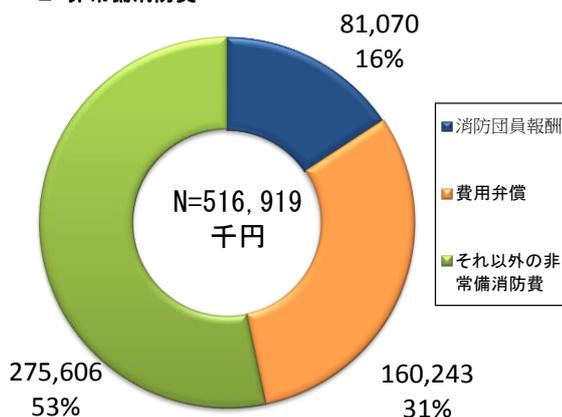
(2)非常備消防費 516,919千円

(2)のうち

消防団員報酬 81,070千円

費用弁償 160,243千円

2 非常備消防費



3 予算・決算

細節	H22予算	H22決算
消防団員報酬	81,070千円	77,183千円
費用弁償	160,243千円	155,873千円

4 北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例(抄)

(報酬)

団長 82,500円

団員 36,500円

(費用弁償)

・災害活動のための出勤 7,000円

・災害活動以外の出勤 4,400円

※出勤時間が5時間を超える場合は、7,000円を加算して支給する。

公務災害補償

(消防団員等公務災害補償等実務の手引きより)

在籍年数10年未満の分団長【扶養親族:妻及び子(中・小学生2人)】が、次例の補償給付を受けた場合の算定例

【補償基礎額: 11,467円 = 10,600円(基本額) + 433円(妻) + 434円(子2人)】

例	補償の種類		給付額	計
1年間療養し、その間、休業した場合	損害	療養補償費	医療費実費	医療費実費 +
		休業補償費	6,880円(1日) × 365日 = 2,511,200円(月平均209,267円)	2,511,200円
	福祉	休業援護金	2,293円(1日) × 365日 = 836,945円(月平均69,745円)	836,945円
	合計		3,348,145円(月平均279,012円)	
1年6箇月後、傷病等級第1級に該当した場合(要家族による常時介護)	損害	療養補償費	医療費実費	医療費実費 + 4,269,840円
		傷病補償年金	11,467円 × 313倍 = 3,589,171円(50円以上切上) → 3,589,200円(年金)	
		介護補償費	56,720円 × 12月 = 680,640円	
	福祉	傷病特別給付金	11,467円 × 313倍 × 20 / 100 = 717,834.2円(50円未満切捨) → 717,800円(年金)	2,193,800円
		傷病特別支給金	1,140,000円(一時金)	
		奨学援護金	28,000円(2人) × 12月 = 336,000円(中・小学生2人の年額)	
合計		6,463,640円(次年度以降: 5,323,640円)		
傷病の治ゆ後、障害等級第1級の障害が残った場合(要家族による常時介護)	損害	損害補償年金	11,467円 × 313倍 = 3,589,171円(50円以上切上) → 3,589,200円(年金)	4,269,840円
		介護補償費	56,720円 × 12月 = 680,640円	
	福祉	障害特別給付金	11,467円 × 313倍 × 20 / 100 = 717,834.2円(50円未満切捨) → 717,800円(年金)	19,873,800円
		障害特別支給金	3,420,000円(一時金)	
		障害特別援護金	15,400,000円(一時金)	
	合計		24,143,640円(次年度以降: 5,323,640円)	
死亡した場合	損害	遺族補償年金	11,467円 × 223倍 = 2,557,141円(50円未満切捨) → 2,557,100円(年金)	3,245,120円
		葬祭補償費	11,467円 × 60倍 = 688,020円(一時金)	
	福祉	遺族特別給付金	11,467円 × 223倍 × 20 / 100 = 511,428.2円(50円未満切捨) → 511,400円(年金)	22,447,400円
		遺族特別支給金	3,000,000円(一時金)	
		遺族特別援護金	18,600,000円(一時金)	
	合計		25,692,520円(次年度以降: 3,404,500円)	

※東日本大震災における消防団員の殉職者については、特殊公務災害として、遺族補償年金及び遺族特別給付金について、1.5倍を給付

【退職報償金とは】

1 退職報償金の性格

退職報償金は、退職した消防団員の多年の労苦に報いるため、市町村が支給する金一封的な功労金としての性格を持つ金銭給付である。昭和 39 年度に消防団員の処遇改善措置の一環として創設された。

2 退職報償金の支給額

退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の階級及び勤務年数に応じて支給する。その額は、市町村等の条例の定めるところによる。(市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(例)第2条)

(単位:千円)

階級 \ 勤務年数	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	
団長	189	294	409	544	729	929
副団長	179	279	379	484	659	859
分団長	169	268	363	463	609	799
副分団長	164	253	338	428	574	759
部長及び班長	154	233	308	388	514	684
団員	144	214	284	359	469	639

(平成18年4月1日以降に退職した消防団員に適用)

表彰制度(消防団関係)

春秋叙勲

消防吏員や消防団員、消防関係団体の役員などに従事し、国家又は公共に功労のある者について、各都道府県知事などの上申を受けて、消防庁が推薦し、内閣府が決定するもの。

春秋褒章

自己の危難を顧みず人命救助に尽力した者、多年消防業務に従事し、その功労が顕著であり他の模範と認められる消防団員等、消防機器の研究開発に永年努力し、功労顕著な者などに対して褒章を授与して荣誉を称えるもの。

消防功労者総務大臣表彰

国民の生命、身体、財産を災害から防護するため、郷土愛護の精神に基づき、消防活動、火災予防思想の普及等に献身的に尽力している消防団員及び婦人(女性)防火クラブ員を表彰。

消防功労者消防庁長官表彰

消防業務に従事し、その功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し、消防庁長官が授与するもの。

3月7日の消防記念日にちなみ、毎年3月に実施されるもの。

防災功労者消防庁長官表彰

自然災害、大規模災害等の活動において、顕著な功績が認められる消防団等を表彰。

消防団等地域活動表彰

地域に密着し模範となる活動を行っている消防団や、消防団活動へ深い理解や協力を示し、地域防災力の向上に寄与している事業所を表彰。

全国消防団員意見発表会

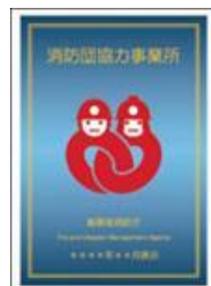
各地域で活躍する消防団の若手・中堅消防団員に消防団活動に関する課題等について意見発表。

消防庁長官が表彰し、全国に紹介するところにより、消防団活動の一層の推進・活性化を図る。

※発表者：概ね35歳以下

※発表内容：消防団活動に関するもの

消防団協力事業所表示制度 (ゴールドマーク)



消防団員確保への協力や、従業員の消防団活動への参加に対する配慮を行っている事業所等に対して、消防団への協力の証として「消防庁消防団協力事業所表示証(ゴールドマーク)」を交付。



平成23年度



消防庁消防団等表彰式及び 消防団協力事業所表示証交付式

全国消防団員意見発表会・消防団等地域活動表彰式

消防庁消防団協力事業所表示証交付式

防災功労者消防庁長官表彰式・消防団車両等支援感謝状授与式

日時：平成24年2月20日(月) 12時30分開場 13時00分開式

場所：日本消防会館 ニッショーホール (港区虎ノ門2丁目9番16号)

主催：消防庁

後援：財団法人日本消防協会 全国知事会 全国市長会 全国町村会 全国消防長会 **NHK**

社団法人日本経済団体連合会 日本商工会議所 財団法人自治体衛星通信機構

プログラム

司会：平野 啓子さん

(語り部・かたりすと・キャスター)

《第1部》全国消防団員意見発表会

13:00~14:25(85分)

13:00~13:05 オープニング

13:05~13:15 挨拶 消防庁長官 久保 信保

審査員紹介

審査員長	日本商工会議所 理事・事務局長	坪田 秀治
副審査員長	日本放送協会 制作局 生活・食料番組チーフプロデューサー	江口 貴之
審査員	財団法人 日本消防協会 常務理事	岩田 知也
	全国消防長会 事務局次長	石川 節雄
	消防庁 国民保護・防災部長	佐々木 克樹

審査内容説明

13:15~14:25 意見発表

14:25~14:35 休憩(10分)

《第2部》消防庁消防団協力事業所表示証交付式 消防応援団激励メッセージ等

14:35~15:50(75分)

14:35~14:50 消防庁消防団協力事業所表示証交付式

14:50~15:00 消防応援団による激励メッセージ 消防応援団 水前寺 清子さん

15:00~15:30 横須賀市消防団音楽隊演奏会

15:30~15:40 意見発表会審査結果発表・講評(審査員長)

15:40~15:50 休憩(10分)

《第3部》表彰式等

15:50~16:20(30分)

15:50~16:10 全国消防団員意見発表会表彰式

消防団等地域活動表彰式

防災功労者消防庁長官表彰式

消防団車両等支援感謝状授与式

16:10~16:20 来賓祝辞

受賞者代表謝辞

(16:20~16:50 記念撮影)

平成23年度 全国消防団員意見発表会 発表者 12名

都道府県	所属消防団	発表者	発表演題
青森	八戸市消防団	木村 秀樹	消防団を守るもの
千葉	東金市消防団	篠原 実穂	女性操法大会出場の経験を活かして
東京	稲城市消防団	涌田 恵一郎	最初の一步
新潟	魚沼市消防団	金澤 龍也	自分達のまちは自分達で守る ～豪雨災害出動を体験して～
石川	金沢市第二消防団	坂上 奈々恵	つぶらな瞳に映る女性消防団員
長野	辰野町消防団	千田 茜	HERO
三重	鈴鹿市消防団	鈴木 信大	纏のもとに
大阪	豊中市消防団	安藤 美帆	東日本大震災「応援きゃらばん隊」に参加して
徳島	美波町消防団	浜 大吾郎	私と東北との約束 ー東日本大震災の教訓を南海地震対策に活かすー
愛媛	松山市消防団	岩崎 沙耶	ありがとう消防団！がんばろう消防団！
大分	竹田市消防団	森田 政利	2番員異常なし
宮崎	高原町消防団	芝田 和之	新燃岳噴火を経験して

平成23年度 消防庁消防団協力事業所表示証交付事業所 180団体

都道府県	市町村	事業所	都道府県	市町村	事業所	都道府県	市町村	事業所	都道府県	市町村	事業所
北海道	札幌市	医療法人社団 醫王会 緑の街診療所	秋田	大館市	あきた北農業協同組合	千葉	大多喜町	株式会社 ハマイ 大多喜工場	新潟	糸魚川市	株式会社 カネタ建設
北海道	釧路市	社会福祉法人 音別聖いのこ 障がい者支援施設 おんべつ学園	秋田	男鹿市	株式会社 寒風	東京	東京消防庁	株式会社 アートホテルズ	新潟	糸魚川市	株式会社 小田島建設
北海道	むかわ町	社会福祉法人 愛誠会	秋田	男鹿市	協進興業 株式会社	東京	東京消防庁	有限会社 吉池製作所	新潟	糸魚川市	株式会社 笹川建設
北海道	日高町	社会福祉法人 愛光会	秋田	男鹿市	株式会社 加藤組	新潟	長岡市	ユニオンツール 株式会社 長岡工場	新潟	糸魚川市	株式会社 小滝建材
北海道	羽幌町	北海道電力 株式会社 焼尻発電所	秋田	湯沢市	株式会社 田村組	新潟	長岡市	株式会社 高橋土木	新潟	妙高市	住友電工ウインテック 株式会社 田口事業所
北海道	幌延町	国立大学法人 北海道大学 北方生物 圏フィールド科学センター 森林圏 ステーション北管理研環境研究科	秋田	湯沢市	株式会社 辨天技建	新潟	柏崎市	柏崎農業協同組合	新潟	佐渡市	共栄建設工業 株式会社
北海道	美幌町	美幌町森林組合	秋田	湯沢市	株式会社 皆瀬土木	新潟	柏崎市	柏崎ピストンリング 株式会社	新潟	佐渡市	中野建設工業 株式会社
青森	むつ市	山内土木 株式会社	秋田	湯沢市	岩野設備工業 株式会社	新潟	柏崎市	サンワーズ 株式会社	新潟	佐渡市	帯刀建設 株式会社
青森	むつ市	株式会社 浜中土木	秋田	鹿角市	かづの農業協同組合	新潟	柏崎市	株式会社 ジェイエイサービス柏崎	新潟	佐渡市	羽茂農業協同組合
青森	むつ市	株式会社 ストヨネ	秋田	鹿角市	株式会社 柳沢建設	新潟	柏崎市	株式会社 創風システム	新潟	佐渡市	佐渡農業協同組合 本店
青森	深浦町	株式会社 盛川建設工業所	秋田	鹿角市	株式会社 新東組	新潟	柏崎市	株式会社 リケン 柏崎事業所	新潟	佐渡市	株式会社 皆川自動車販売
青森	深浦町	株式会社 ホリエイ	秋田	鹿角市	ハタリキ 株式会社	新潟	村上市	新潟漁業協同組合 山北支所	新潟	佐渡市	中野建設工業 株式会社 金井支店
岩手	大船渡市	社会福祉法人 愛生会 障がい者支援施設 岩浜社	秋田	小坂町	小坂製錬 株式会社	新潟	村上市	有限会社 山作	新潟	佐渡市	株式会社 北雪酒造
岩手	久慈市	株式会社 細谷地	山形	酒田市	阿部エンジニアリング 株式会社	新潟	村上市	株式会社 カエツハウス工業	新潟	南魚沼市	株式会社 雪国まいたけ
岩手	久慈市	株式会社 金子アール商会	山形	酒田市	株式会社 メカニック	新潟	村上市	村上信用金庫	新潟	南魚沼市	魚沼みなみ農業協同組合
岩手	久慈市	北星鉱業 株式会社	山形	上山市	西庄建設 株式会社	新潟	村上市	旭電工 株式会社	新潟	南魚沼市	テーブルマーク 株式会社 新潟魚沼工場
岩手	久慈市	久慈地方森林組合	山形	東根市	THK 株式会社 山形工場	新潟	糸魚川市	株式会社 笠原建設	新潟	南魚沼市	しおざわ農業協同組合
岩手	久慈市	南建設 株式会社	山形	東根市	山形サンケン 株式会社	新潟	糸魚川市	明星セメント 株式会社 糸魚川工場	新潟	南魚沼市	株式会社 ミツバ新潟工場
岩手	一関市	株式会社 岩瀬建設	山形	東根市	東根市農業協同組合	新潟	糸魚川市	西頭城運送 株式会社	新潟	南魚沼市	高速紙工業 株式会社
岩手	住田町	社会福祉法人 賜瀬会 特別養護老人ホームすみだ荘	山形	真室川町	真室川町農業協同組合	新潟	糸魚川市	田辺運輸 株式会社	新潟	南魚沼市	株式会社 エイテックス
宮城	大郷町	寺嶋建設工業 株式会社	福島	いわき市	有限会社 サトウ建築	新潟	糸魚川市	北陸自動車 株式会社	新潟	南魚沼市	日東工業 株式会社 六日町工場
秋田	秋田市	山岡工業 株式会社	福島	二本松市	株式会社 野地組	新潟	糸魚川市	糸魚川信用組合	新潟	南魚沼市	株式会社 セイタン
秋田	秋田市	株式会社 岡部建設工業	栃木	宇都宮市	株式会社 栃木県畜産公社	新潟	糸魚川市	トーヨーリットレッド 株式会社	新潟	南魚沼市	日本電産コバル精密部品 株式会社 六日町工場
秋田	大館市	佐藤建設 株式会社	栃木	鹿沼市	栗野森林組合	新潟	糸魚川市	株式会社 木島組	新潟	南魚沼市	ニューロン精工精密工業 株式会社 六日町工場
秋田	大館市	白川建設 株式会社	千葉	君津市	千葉オイレッシュ 株式会社	新潟	糸魚川市	株式会社 新潟高和	新潟	南魚沼市	三吉工業 株式会社 新潟事業所
秋田	大館市	株式会社 大森土木	千葉	いすみ市	日宝化学 株式会社 千町工場	新潟	糸魚川市	株式会社 伊藤建設	新潟	南魚沼市	株式会社 関越イワサキ

都道府県	市町村	事業所	都道府県	市町村	事業所	都道府県	市町村	事業所	都道府県	市町村	事業所
新潟	南魚沼市	株式会社 種村建設	長野	軽井沢町	佐久浅間農業協同組合 軽井沢支所	岡山	津山市	株式会社 廣陽 本社	高知	仁淀川町	株式会社 大一林組
新潟	南魚沼市	八海醸造 株式会社	岐阜	中津川市	株式会社 アオヤマ中津川	岡山	笠岡市	倉敷かさや農業協同組合 笠岡支店	高知	仁淀川町	日鉄鉱業 株式会社 鳥形山鉱業所
新潟	南魚沼市	セキ技研 株式会社	岐阜	中津川市	東美濃農業協同組合 (JAひがしみの)	岡山	笠岡市	エムシー・ファーターコム 株式会社 神島工場	高知	仁淀川町	株式会社 不二土木
新潟	南魚沼市	株式会社 山口組	静岡	静岡市	井川森林組合	岡山	笠岡市	ヒルタ工業 株式会社 本社工場	高知	黒潮町	株式会社 土居建設
新潟	南魚沼市	ニコ精密機器 株式会社	静岡	御殿場市	御殿場農業協同組合	山口	萩市	あぶらんど秋 農業協同組合	福岡	柳川市	柳川農業協同組合
新潟	南魚沼市	新潟ガービッチ 株式会社	静岡	伊東市	株式会社 マルキエンジニア	山口	防府市	防府とくち 農業協同組合	佐賀	佐賀市	小糸九州 株式会社
新潟	南魚沼市	株式会社 高辰組	三重	津市	津安芸農業協同組合 (JA津安芸)	山口	美祿市	龍陽興産 株式会社	佐賀	佐賀市	佐賀県農業協同組合 中部地区中央支所
新潟	南魚沼市	株式会社 苗田組	三重	津市	三重中央農業協同組合 (JA三重中央)	山口	美祿市	有限会社 林電気	佐賀	佐賀市	株式会社 松永産業
新潟	南魚沼市	魚沼廃棄物興産 株式会社	京都	宮津市	粟田漁業生産組合 小田事業所	山口	美祿市	株式会社 技工団 美祿事業所	佐賀	伊万里市	株式会社 名村造船所 伊万里事業所
新潟	南魚沼市	特別養護老人ホーム まいご園	京都	宮津市	粟田漁業生産組合 田井事業所	山口	美祿市	秋芳鉱業 株式会社	長崎	壱岐市	有限会社 割石工務店
富山	富山市	株式会社 北陸銀行 遠星支店	京都	宮津市	安田建設 株式会社	山口	山陽小 野田市	厚和産業 株式会社	長崎	壱岐市	郷ノ浦町漁業協同組合
富山	氷見市	氷見市農業協同組合	京都	京丹後市	上田建設 株式会社	徳島	阿南市	株式会社 タクマテクノス 阿南事業所	熊本	八代市	株式会社 高野組
富山	南砺市	株式会社 羽馬	京都	京丹後市	株式会社 積進	徳島	吉野川市	麻植郡農業協同組合	熊本	宇城市	熊本宇城農業協同組合
富山	南砺市	米澤工業 株式会社	兵庫	南あわじ市	株式会社 南兵庫クボタ	徳島	海陽町	株式会社 谷田組	熊本	苓北町	苓北町農業協同組合
福井	永平寺町	花山建設 株式会社	兵庫	南あわじ市	淡路島農産農業協同組合	愛媛	今治市	伯方塩業 株式会社 大三島工場	宮崎	日向市	既肥通産 株式会社
山梨	都留市	ユニテック 株式会社	兵庫	南あわじ市	理研化学工業株式会社 淡路工場	愛媛	今治市	越智今治農業協同組合	宮崎	日向市	株式会社 三郎建設
山梨	都留市	テクノハウス 株式会社	兵庫	淡路市	ミツテック 株式会社	愛媛	伊予市	株式会社 プロシース	宮崎	日向市	日向運輸 株式会社
山梨	都留市	エヌジーケーセラミック デバイス 株式会社 山梨工場	兵庫	淡路市	三洋エンジニア東浦 株式会社	愛媛	宇和島市	伊予アサノコンクリート 株式会社	宮崎	西都市	西都農業協同組合
長野	飯田市	株式会社 東設	岡山	津山市	株式会社 本山合金製作所	高知	南国市	南国市農業協同組合	鹿児島	鹿児島市	株式会社 野添土木

平成23年度 消防団等地域活動表彰 受賞団体

● 受賞消防団 21団体

都道府県	受賞消防団	都道府県	受賞消防団	都道府県	受賞消防団	都道府県	受賞消防団
北海道	南十勝消防事務組合中札内消防団	東京	神津島村消防団	岐阜	中津川市消防団	岡山	瀬戸内市消防団
	北十勝消防事務組合上士幌消防団		成城消防団	三重	多気町消防団	徳島	吉野川市消防団
山形	遊佐町消防団	福井	鯖江消防団	滋賀	豊郷町消防団	香川	宇多津町消防団
群馬	南牧村消防団	長野	南木曾町消防団	京都	長岡京市消防団	福岡	北九州市八幡西消防団
埼玉	吉川市消防団		千曲市消防団	和歌山	御坊市消防団	佐賀	太良町消防団
	松伏町消防団						

● 受賞事業所 13事業所

都道府県	受賞事業所	都道府県	受賞事業所	都道府県	受賞事業所	都道府県	受賞事業所
北海道	中札内村農業協同組合	東京	明治交通 株式会社	岐阜	東美濃農業協同組合(JAひがしみの)	徳島	徳島市農業協同組合 成神支所
岩手	大船渡市漁業協同組合	新潟	株式会社 関川水道	静岡	株式会社 白鳥建設	福岡	株式会社 黒瀬建設 中間支店
秋田	株式会社 新東組	長野	池端工業 株式会社	京都	株式会社 マルキ建設	鹿児島	株式会社 村山組
栃木	株式会社 栗山山本建設						

平成23年度 防災功労者消防庁長官表彰 受賞団体 8団体

都道府県	受賞消防団	都道府県	受賞消防団	都道府県	受賞消防団	都道府県	受賞消防団
岩手	二戸市消防団	新潟	南魚沼市消防団	岐阜	白川町消防団	三重	御浜町消防団
	葛巻町消防団	岐阜	多治見市消防団	三重	紀宝町消防団	岡山	玉野市消防団

平成23年度 消防団車両等支援感謝状 授与団体 120団体

都道府県	市町村	授与団体	都道府県	市町村	授与団体	都道府県	市町村	授与団体	都道府県	市町村	授与団体
北海道	深川市	深川地区消防組合 深川消防団	宮 城	七ヶ宿町	七ヶ宿町消防団	群 馬	高山村	高山村消防団	愛 知	大府市	大府市
北海道	日高町	日高西部消防組合 日高消防団	宮 城	大和町	大和町消防団	埼 玉	川口市	川口市消防団	京 都	京都市	京都市
北海道	富良野市	富良野市	秋 田	秋田市	秋田市	埼 玉	鴻巣市	鴻巣市消防団	京 都	南丹市	南丹市
青 森	八戸市	八戸市消防団	秋 田	由利本荘市	由利本荘市	埼 玉	富士見市	富士見市消防団	京 都	伊根町	伊根町
青 森	板柳町	板柳町消防団	山 形	山形市	山形市消防団	千 葉	柏 市	柏市消防団	大 阪	高槻市	高槻市
青 森	東通村	東通村消防団	山 形	寒河江市	寒河江市	東 京	小平市	小平市消防団	大 阪	松原市	松原市
青 森	五戸町	五戸町消防団	山 形	鮭川村	鮭川村	東 京	狛江市	狛江市	大 阪	和泉市	和泉市
青 森	南部町	南部町消防団	福 島	会津若松市	会津若松市消防団	東 京	稲城市	稲城市消防団	大 阪	藤井寺市	藤井寺市消防団
青 森	新郷村	新郷村消防団	福 島	塙 町	塙町消防団	東 京	あきる野市	あきる野市	兵 庫	尼崎市	尼崎市消防団
岩 手	盛岡市	盛岡市消防団	福 島	西郷村	西郷村消防団	神奈川	相模原市	相模原市	兵 庫	淡路市	淡路市
岩 手	花巻市	花巻市	福 島	田村市	田村市消防団	神奈川	秦野市	秦野市	兵 庫	宍粟市	宍粟市消防団
岩 手	久慈市	久慈市消防団	福 島	福島市	福島市消防団	神奈川	海老名市	海老名市	奈 良	奈良市	奈良市
岩 手	遠野市	遠野市	福 島	南会津町	南会津町消防団	新 潟	見附市	見附市	奈 良	宇陀市	宇陀市
岩 手	一関市	一関市	福 島	喜多方市	喜多方市消防団	新 潟	村上市	村上市	鳥 取	倉吉市	倉吉市
岩 手	二戸市	二戸市	福 島	鮫川村	鮫川村消防団	新 潟	糸魚川市	糸魚川市	岡 山	笠岡市	笠岡市消防団
岩 手	八幡平市	八幡平市消防団	福 島	棚倉町	棚倉町消防団	新 潟	上越市	上越市消防団	広 島	江田島市	江田島市
岩 手	奥州市	奥州市消防団	茨 城	常総市	常総市	新 潟	南魚沼市	南魚沼市	広 島	安芸高田市	安芸高田市
岩 手	雫石町	雫石町消防団	茨 城	常陸太田市	常陸太田市	石 川	金沢市	金沢市第二消防団	広 島	東広島市	東広島市
岩 手	葛巻町	葛巻町消防団	茨 城	古河市	古河市	石 川	白山市	白山市	広 島	呉 市	呉市消防団
岩 手	岩手町	岩手町消防団	茨 城	坂東市	坂東市	石 川	野々市市	野々市市	山 口	美祿市	美祿市
岩 手	滝沢村	滝沢村消防団	栃 木	栃木市	栃木市消防団西方面隊	福 井	勝山市	勝山市消防団	愛 媛	松山市	松山市消防団
岩 手	紫波町	紫波町消防団	栃 木	佐野市	佐野市	山 梨	南アルプス市	南アルプス市	佐 賀	伊万里市	伊万里市
岩 手	矢巾町	矢巾町消防団	栃 木	日光市	日光市今市消防団	長 野	佐久穂町	佐久穂町消防団	佐 賀	小城市	小城市
岩 手	西和賀町	西和賀町消防団	栃 木	日光市	日光市日光消防団	長 野	千曲市	千曲市	長 崎	雲仙市	雲仙市
岩 手	平泉町	平泉町消防団	栃 木	日光市	日光市足尾消防団	岐 阜	山県市	山県市	熊 本	熊本市	熊本市消防団
岩 手	普代村	普代村消防団	栃 木	日光市	日光市藤原消防団	静 岡	浜松市	浜松市消防団	大 分	中津市	中津市
岩 手	九戸村	九戸村	栃 木	日光市	日光市栗山消防団	静 岡	藤枝市	藤枝市	宮 崎	宮崎市	宮崎市
岩 手	洋野町	洋野町消防団	群 馬	高崎市	高崎市消防団	愛 知	豊橋市	豊橋市	財団法人 日本消防協会		
宮 城	多賀城市	多賀城市	群 馬	藤岡市	藤岡市	愛 知	西尾市	西尾市	社団法人 日本損害保険協会		
宮 城	栗原市	栗原市消防団	群 馬	渋川市	渋川市	愛 知	新城市	新城市	トーハツ 株式会社		

本事業の結果については、消防団のホームページに掲載されます。

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>

消防庁ツイッター「災害情報タイムライン」はこちら

https://twitter.com/FDMA_JAPAN

最初の一步 東京都 稲城市消防団 涌田 恵一郎 さん

「第一分団は、多摩川土手通りの消火栓に部署し、ホース延長。」分団長から激が飛びます。出場途上から炎、そして白煙の上昇が確認できたことから、団員一同、燃えている、大丈夫かなどの不安を抱きながら、ポンプ車から土手通りをまっすぐホース延長し、無我夢中で放水の準備をしました。

この火災は、私が入団して3年目の12月、夜8時頃に発生した「建物火災」です。住宅密集地で発生したこの火災は、2階建ての住宅一棟、隣接住宅の一部が焼損し、消防車両計15台・121名の出場がありました。出火した建物の居住者2名は、真っ黒に煤けた状態ではありましたが、消防隊の活動により、無事救出されたことは、今でも強く印象に残っています。

私が消防団に誘われたのは、地元で働き始めて1年目が終わろうとしていた時でした。市内の小学校・中学校を卒業したものの、高校・大学は他市に通っていたことから、団員になることは「地元で貢献でき、たくさんの仲間ができるこの上ないチャンスだ。」と思い、直ぐ入団を決心しました。しかし、周囲の人の反響は真っ二つに分かれていました。

1つは、「お、偉いね。頑張ってよ。」との励ましの声です。特に消防団OBの方から声を掛けていただきましたが、本当に嬉しく、やりがいを感じました。特に私の父親は、稲城市外での仕事のため、地域に知り合いが少ないことや、祖父が渋谷で長年消防団をやっていたこともあり、うらやましいと喜んでくれたことを覚えています。

そしてもう1つは、「悪いことは言わないからやめておきなよ。特に第一分団はさ。」との声です。私が所属する第一分団は、昔から規律が厳しいということが有名で、特に、お酒の席での上下関係が大変だというイメージが強かったようです。

「消防団員の減少が止まらない。」テレビでこのようなニュースを見ました。稲城市においても例外ではなく、数年前から定員割れの事態も起きています。「なんで、わざわざ好き好んで、厳しい社会に入らなくてはならないの。」「なんで、わざわざせっかくの休みを潰さなければならないの。」様々な声が聞こえてきます。

正直なところ、私も入団してから、今まで経験したことのない縦社会に面食らうことも多くありました。しかし、規律・縦社会は、消防団員として活動していく上で、非常に重要なことです。先ほどの火災現場などで災害活動を行う際に、指揮命令系統がしっかりしていることは、安全、かつ、迅速に活動を行うことができる根幹であるからです。

では、実際第一分団は厳しいことばかりなのでしょうか。確かに厳しいです。しかし、一旦制服を脱ぎ、活動から離れると、地元に住んでいる仲間同士、上下関係を気にせず、ざっくばらんでフランクな付き合いをしています。また、消防団活動により、休日・夜間の時間を取られることは、最も大変なことです。これは家族の協力なしに乗り越えられないことです。そのような中、第一分団では年数回、家族を交えたバーベキューなどを行い、団員と家族の交流機会がもたれています。稲城市としても昨年、家族交流の催しが開催されました。せっかくの地元の仲間であることから、団員のみならず、家族ぐるみで付き合いができることはとても嬉しく思っています。

このように消防団活動は、「最初の一步」を踏み込み、経験しなければ、分からないことが多くあることを改めて痛感しました。稲城市は今人口増加率が高く、多くの人が市内に転入している状況です。みんなでこれから、稲城市を盛り上げ、力強くしていくためには、どんな時でも対応できる、頼れる消防団の存在は必要不可欠です。そのために、防災リーダーとして地域の方と連携をとり、活動していくためには、まずは団員の定員を満たし、消防団の底上げを図ることが最も重要です。

消防団活動は、大変だというのが本音です。しかし、消防団に対して、みんなが「最初の一步」を踏み出してもらえれば、それだけ得るものは本当に多いものです。ボランティア活動をしている人は多いはず。「是非、最初の一步を踏み出し、素晴らしい消防団生活を共に送ってみよう。」をモットーに、多くの人に声を掛け、歴史ある消防団が恥じることのない、力強い分団を築いていき、みんなと、そして自分たちの手で、稲城市のまちをこれからも守っていきたいと思います。

消防団・自主防災組織の理解促進シンポジウム

目的

東日本大震災を受け、防災に対する意識が高まっている時期に、消防団や自主防災組織の活動を通じた地域の防災力の充実強化の必要性を広く国民に啓発するため、幅広い世代が参加できるパネルディスカッション等のシンポジウムを全国10箇所で開催する。

【開催地】(平成24年10月～平成25年2月の間)

岩手県、茨城県、東京都、新潟県、三重県、和歌山県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県

※ 東京都においては、11月9日(金)に「119番の日」の行事としてシンポジウムを開催。

【対象者】

消防防災関係者のほか、広く地域住民に参加を呼び掛ける。

【内容】

○基調講演

○パネルディスカッション

○パネル展

※ 開催都県において既存のイベントと同日開催することで、相乗効果を狙う。

【その他】

今年度の開催状況を参考に来年度以降も開催予定。

消防団員入団促進キャンペーン期間における広報展開

<広報一覧>

○ポスター（B2判 20万部、B3判 31万部、計 51万部）

○リーフレット（56万部）

○総務省広報誌「総務省」
1/1（日）

○大学内電子看板広告（48大学） ※校内の学食、講堂等に設置

1/10（火）～1/24（火）



○新聞広告（読売新聞テレビ欄カラー全3段）
1/18（水） 岐阜県、愛知県、三重県
1/21（土） 他44都道府県



○検索連動型ネット広告（Google）
1/20（金）～3/19（月）

○コンビニエンスストア（ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス）レジモニター広告
1/31（火）～2/13（月）



○コンビニエンスストア（ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス）店内放送
※ 消防庁長官メッセージの放送
1/31（火）～2/13（月）

○大規模SC（イオンモール）デジタルビジョン広告【新規】
2/1（水）～2/14（火）



○雑誌広告

・週刊文春	2/2（木）
・日経 TRENDY	2/3（金）
・日経 WOMAN	2/7（火）
・InRed	2/7（火）
・Sports Graphic Number	2/9（木）
・月刊テレビジョン	2/24（金）
・レタスクラブ	2/25（土）

○政府インターネットテレビ「徳光&木佐の知りたいニッポン！」 2/23（木）



8 地域の総合的な防災力の向上のために

小学校学習指導要領等における消防団に関連する記述（抄）

消防庁国民保護・防災部防災課が作成

【小学校学習指導要領（平成20年3月28日文科科学省告示第27号）（抄）】

第2章 各教科／第2節 社会／第2 各学年の目標及び内容

[第3学年及び第4学年] 2 内容

(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制を取っていること。

【小学校学習指導要領解説 社会編（抄）】

※学習指導要領解説：大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省が作成するもの

1 「そこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする」とは、災害や事故が発生したときには近隣の消防署や警察署に連絡し協力を得ていることはもとより、市(区)役所や町(村)役場、病院、放送局が協力していることや、消防団や水防団など地域の人々が組織する諸団体が緊急事態に対処していることなど、関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を具体的に考えることができるようにすることである。

2 「関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること」を調べるとは、災害の防止と事故の防止の事例をいずれも取り上げ、消防署や警察署などの関係機関が地域の人々と協力して、災害や事故による被害を未然に防ぐ努力をしていることを具体的に調べることである。

災害の防止について、火災を取り上げた場合には、消防署を中心に、警察署、市役所や町役場、病院、放送局、学校、電気・ガス・水を供給している機関などが普段から施設・設備の整備や点検、訓練、広報活動などに取り組み、火災の予防や発生時に対する備えをしていることや、地域の人々が消防署への火災通報、避難訓練の実施、地域の消防団による防火を呼びかける活動などの火災予防に協力していることを取り上げることが考えられる。

実際の指導に当たっては、例えば、～中略～、地域の防災や防犯に協力している人や消防団の仕事に従事している人から話を聞いたり、それらの活動の様子を視聴覚資料で調べたりする活動も考えられる。その際、地域の安全は互いに協力したりともに助け合ったりして守ること、自分も地域社会の一員として自分の安全は自分で守ること、が大切であることにも気付くように配慮する。

これらの学習を通して、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えることができるようにする。

学校安全の推進に関する計画(平成 24 年 4 月 27 日)【概要】

1. 背景

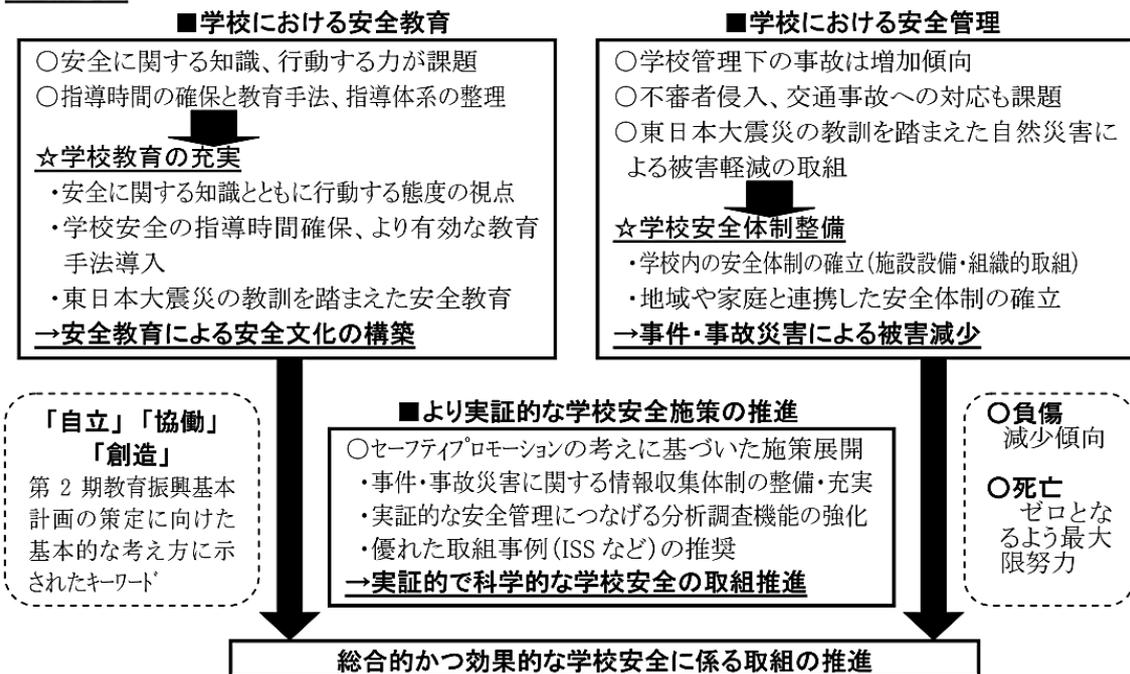
学校保健安全法の制定(旧学校保健法の改正、平成 21 年 4 月施行)

→「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする」(第 3 条第 2 項)

2. 期間

平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間

3. 概念図



4. 学校安全を推進するための方策

- 1. 安全に関する教育の充実方策**
 - 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点
 - 教育手法の改善
 - 安全教育に係る時間の確保
 - 避難訓練の在り方
 - 児童生徒等の状況に応じた安全教育
 - 情報社会への対応
 - 原子力災害への対応
- 2. 学校の施設及び設備の整備充実**
 - 学校施設の安全性の確保のための整備
 - 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実
- 3. 学校における安全に関する組織的取組の推進**
 - 学校安全計画の策定と内容の充実
 - 学校における人的体制の整備
 - 学校における安全点検
 - 学校安全に関する教職員の研修等の推進
 - 危険等発生時対処要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応
- 4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進**
 - 地域社会との連携推進
 - 家庭との連携強化

- ・国内外の取組も含め、学校安全に係る情報収集・提供を強化
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター等と連携して学校安全に係る調査・分析を強化

学校安全の推進に関する計画（抜粋）

II 学校安全を推進するための方策

4. 地域社会，家庭との連携を図った学校安全の推進

（1）地域社会との連携推進

<課題と方向性>

- 学校内外にかかわらず児童生徒等の安全を確保するためには，学校，家庭及び自治会，商店街組織，大学生など多様な層からなる地域のボランティア等が協力して児童生徒等を守るための活動を行う。学校においては，防犯を含む生活安全，交通安全，災害安全などに関して専門的知識を有し，活動を行っている関係機関や団体，民間事業者（交通安全教育に関する教習所など）と連携して，安全のためのより効果的な取組を進めていくことが必要である。
- 安全教育は，学校だけが行うのではなく，保護者や地域住民も参加して行うことが重要である。各学校においては，コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等をはじめ，地域のパトロール隊やスクールガード（安全ボランティア），消防団や災害時安全ボランティア等と連携することが重要である。
- 学校の防災訓練に地域住民の協力を得るだけでなく，地域の一員として児童生徒等が防災訓練に参画して，発達の段階に応じた役割を体験的に学ぶことによって，大人になった時にその地域を守る意識の向上に資することが期待できる。

<具体的な方策>

- 学校における児童生徒等に対する防災教育によって地域の防災力が高まるという効果も期待されるため，国は，特に学校における防災教育の推進が図られるよう，学校や学校の設置者と当該地域の防災部局や气象台，消防機関等との連携を促す。

9 消防団に関する最近の通知

消 防 災 第 3 3 7 号
平成23年10月28日

各 都 道 府 県 知 事
殿
各 政 令 指 定 都 市 市 長

消 防 庁 長 官

消防団の充実強化について(通知)

東日本大震災をはじめ、新燃岳の噴火、新潟・福島豪雨及び台風12号・15号に係る災害等において、全国の消防団員の方々には献身的なご尽力をいただいているところです。

今更申し上げるまでもなく、地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取組等、地域の安心・安全の確保のうえで不可欠な組織であります。

しかしながら、全国的に見て消防団員の数は減少傾向にあり、かつては200万人以上いた消防団員が今では90万人を割る状況となっております。

地域の災害対策の責任者である各市町村長におかれては、地域住民の生命・身体・財産を守る観点から、消防団の施設・装備の充実、消防団員の処遇改善及び団員の確保など、消防団の充実強化を図り、地域の防災力を確保することを優先課題として取り組んでいただきたいと存じます。

各都道府県知事におかれては、消防団の重要性に鑑み、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対して下記の内容を周知いただくとともに、消防団の充実強化について、是非とも各市町村に対して積極的に助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防団の施設や装備の整備等

消防団の施設や装備の整備については、施設整備事業（一般財源分）や防災基盤整備事業として、地方債措置と地方交付税措置を組み合わせた財政措置を講じているところであり、これらの措置を活用して、必要な消防団の施設や装備の充実に努めるようお願いします。

なお、消防庁においては、東日本大震災において多数の消防団員の方々が犠牲となられた教訓等を踏まえ、全国の消防団員の安全対策が急務であることから、本日国会に提出された平成23年度第3次補正予算案において消防団安全対策設備整備費補助金（国庫補助率1/3）を盛り込んだところであります。また、これに係る地方負担については、地方財政措置が講じられる予定であります。

このほか、大規模災害時における消防団活動のあり方や安全管理などについて関係省庁も含めて検討することとしております。

2 消防団員に対する報酬等の取扱い

(1) 報酬及び出動手当について

非常勤の消防団員に関する報酬等については、法第23条の規定に基づき、各市町村の条例で定められているところです。また、この報酬等については、普通交付税の基準財政需要額として算入されているところですが、各市町村の条例単価と交付税単価とを比べてみると、全国的に交付税単価より条例単価の方が低い状況にあります。

交付税単価はあくまで標準的な額ではありますが、条例単価が低い市町村におかれては、必要な単価の引上げ等を検討いただきますようお願いいたします。

(2) 報酬等の支給方法について

消防団員に対する報酬等の支給方法についても、法第23条の規定に基づき、各市町村の条例で定められているところですが、報酬、出動手当等は、その性格上本人に直接支給されるべきものと考えられ、適正な方法で支給されますようお願いいたします。

3 消防団員確保の取組について

消防団員の確保については、全ての活動に参加する消防団員（以下「基本団員」という。）の確保を基本とし、消防団員の処遇等の改善をはじめ、条例定数と実員数に乖離がある消防団にあつては、地域の防災力を向上させる観点から、その差を早急に埋める等、消防団員の確保に積極的に努めていただく必要があると考えます。

また、地域の防災力を維持・向上させるため、現行の消防団員の条例定数を確保・拡充する方向で十分な検討・考慮を行っていただきたいと存じます。

なお、基本団員の確保が困難な場合、ある特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（以下「機能別団員」という。）あるいは分団（機能別分団）の制度を導入・活用していただきたいと存じます。ただし、消防団は基本団員を確保することを原則としておりますので、基本団員を機能別団員に振り替えることのないようご留意願います。

さらに、消防団員の確保にあつては、地域の商工会、自治会や自主防災組織などと協力し地域ぐるみで取組を進めていただきますようお願いいたします。

※別紙資料は添付省略

消 防 災 第 421 号
平成 23 年 12 月 22 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 長 官

「消防団員入団促進キャンペーン」に基づく広報の推進について(通知)

各市町村における消防団員の入退団の実態を踏まえ、関係団体と連携して、昨年度に引き続き「消防団員入団促進キャンペーン」を実施することとし、平成 24 年 1 月から 3 月にかけて広報を積極的に展開することにより消防団員の確保の更なる推進を図ることとしました。

つきましては、下記の事項に留意の上、各都道府県及び指定都市におかれては、消防団の重要性を改めて認識いただき、広報が効果的に推進されるよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対して本通知の周知と消防団員の確保の更なる推進に向けた積極的な助言をいただきますようお願いいたします。

記

1 消防団員入団促進キャンペーンについて

消防団員の定年等による退団が毎年 3 月末から 4 月にかけて多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保の必要があることから、退団集中時期前の 1 月から 3 月までをキャンペーン期間として位置付け、本期間中に「消防団員入団促進キャンペーン」を実施します。特に、消防庁では、ポスター・リーフレット・雑誌広告等を活用した積極的な広報を期間中に行います。

なお、地域の実情により入団促進時期が異なる場合にあつては、その時期にキャンペーン期間を位置付けるなど柔軟に対応願います。

2 消防団員入団促進キャンペーンにおける推進事項

- (1) 消防団員の確保に当たっては、自治会や自主防災組織等とともに地域ぐるみの取組を進めていただき、特に、被雇用者、女性及び大学生等をも対象とした入団促進に配慮願います。
- (2) 消防団員募集について、各市町村における行政広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等のあらゆる広報媒体を積極的に活用した広報を実施し、消防団員の入団促進を推進してください。

- (3) 本キャンペーン期間中に開催される各種イベント等において、ポスター、リーフレット等を活用した消防団員募集の広報に留意願います。
- (4) 広報車などを活用して巡回広報を実施し消防団員募集の広報を推進してください。
- (5) 消防団活動に協力又は支援した町会、団体又は事業所等に対しては、積極的に表彰・顕彰制度を活用し、協力体制の構築又はなお一層の連携強化を推進してください。

3 本キャンペーン期間中における消防団協力事業所表示制度の推進

消防団協力事業所表示制度については、『「消防団協力事業所表示制度」の実施について(平成18年11月29日付け 消防災第427号)』により、通知したところですが、本制度は、事業所として消防団活動に協力(従業員の入団促進、消防団活動への配慮等)することが、その地域に対する社会貢献として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実されることを目的としたものです。

市町村等においては、本制度を積極的に導入して、本キャンペーンと併せ効果的に広報を実施するなど、入団促進を積極的に行っていただきますようお願いします。



「消防団協力事業所表示制度」
表示マーク

4 留意事項

本キャンペーン期間は、特に消防団員確保の重点時期として位置付けたものであり、消防団員の確保については、年間を通じて努めていただきますようお願いします。

5 その他

- (1) ポスター及びリーフレットについては、12月下旬を目途に配布予定です。活用方法等については、別添1を参考にしてください。
- (2) 本キャンペーン期間中に、消防団PRパネルを各都道府県等に貸与できますので活用してください。
- (3) 平成23年4月1日現在の消防団員の現況(確定値)については、別添2を参照してください。
- (4) 平成22年度の消防団員入団促進キャンペーンの実施状況については別添3のとおりです。
- (5) 全国の消防団員入団促進キャンペーン実施状況については、別添4のとおりです。

※別紙資料は添付省略

消 防 災 第 100 号
平成 24 年 3 月 9 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各政令指定都市消防長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）

消防庁では、東日本大震災を受けて、消防審議会での議論を踏まえつつ、昨年 11 月から「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会（座長：室崎益輝関西学院大学教授）」を開催して参りましたが、本日、津波災害時の消防団員の安全確保対策を中心とした中間報告書が消防庁長官に提出されました（「別添 1：中間報告書の概要」参照）。

中間報告書では、東日本大震災において多くの消防団員が公務で亡くなられたこと等を受けて、津波災害時の消防団員の安全対策として、「退避のルール確立と津波災害時の消防団活動の明確化」「情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化」「消防団の装備及び教育訓練の充実」「住民の防災意識の向上、地域ぐるみの津波に強いまちづくり」等についての考え方が示されています。

つきましては、各都道府県におかれては、市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対して本通知及び中間報告書の内容を周知いただくとともに、市町村における消防団員の安全確保対策に向けた取組（津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成、地域ぐるみの津波避難計画の策定など。）が進むよう必要な助言等を行っていただくようお願いいたします（「別添 2：マニュアル等で定めるべき事項」参照）。また、消防団員に対する研修の充実等の取組についても推進されるようお願いいたします。

消防庁においては、本中間報告書の内容等を基に、平成 24 年度において「災害対応指導者育成支援事業」（「別添 3」参照）を 47 都道府県で開催する予定ですので、協力方よろしくをお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【資料】

- 別添 1：「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書」の概要
別添 2：マニュアル等で定めるべき事項
別添 3：「災害対応指導者育成支援事業」の概要

※ 報告書全文は、消防庁ホームページでご覧いただけます。

「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書（平成 24 年 3 月）」

（http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/index.pdf）

担当：青木消防団専門官、荒山補佐、常木係長 電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535
--

※別紙資料は添付省略

10 その他

「消防団の充実強化に関する検討会報告書」(平成22年12月)で示された内容に関するアンケート調査結果

調査期間:平成24年4月6日～
平成24年4月25日

全国集計
(N=2172)

1 消防団員の入団促進

- (1) 消防本部と防災部局との連携による消防団員の入団促進
- (2) 土木機器の操作やライフセービング技術など専門的な能力を持っている団員の入団促進(機能別団員を含む)

回答数	%
408	18.8%
119	5.5%

2 消防団の活動環境の整備等

(1) 被雇用者団員等の活動環境の整備

- ① 事業所単位での大規模災害対応などを目的とした分団の設置
- ② 消防団の訓練及び諸行事等の年間スケジュールの早期提示(半年以上前に計画を提示している)

84	3.9%
1551	71.4%

(2) 消防団員の士気の維持・向上等

- ① 一定の技能を修得した消防団員を評価する仕組み(例えば、表彰、報酬アップ、階級の上位格付けなど。)
- ② 若い消防団員等にも目を向けた表彰及び配偶者等の内助の功に報いるための家族表彰等の実施
- ③ 消防操法以外の技術についても成果を示す場を設けている(救助技術大会の実施など)

322	14.8%
859	39.5%
323	14.9%

(3) 消防団員の処遇改善等

- ① 地域による消防団への支援等(商工会などの協力による団員向け各種サービスの提供)

440	20.3%
-----	-------

3 女性・学生消防団員の入団促進策

- (1) 各都道府県や各地域など小規模な単位での女性団員による交流会の開催(意見発表会、操法大会など)
- (2) 女性用の更衣室、トイレ、シャワー等の施設や制服、防災教育用資機材等の整備(その他、女性団員用の広報車両の導入など。)
- (3) 女性団員に対する研修・訓練等の実施(住民への指導者となるための特別教育等)
- (4) 学生等の入団促進策(例えば、学生消防隊などの取組。)

346	15.9%
644	29.7%
502	23.1%
382	17.6%

4 常備消防・自主防災組織等との連携

- (1) 合同訓練の実施などの平常時からの交流(住民への防災啓発や会議等)等の取組
- (2) 自主防災組織等の一部が消防団に入団する取組
- (3) 自主防災組織等が消防団から助言を受けながら知識、技術を身につける取組

1279	58.9%
149	6.9%
967	44.5%

5 将来の消防団員等の地域防災を担う人材の育成

- (1) 中学生・高校生が防災活動に参加する取組(学校や地区での防災教育の実施に消防団も協力しているなど。)
- (2) 青少年への防災教育の推進に当たっての消防団の指導支援(少年消防クラブの指導者として団員が参画など)

338	15.6%
271	12.5%

6 地域住民への広報

- (1) ホームページなどあらゆる媒体や機会の利用及びマスメディアとも連携した広報等の取組
- (2) 消防団を身近なものとして理解されるようにするための取組(体験入団など)

1271	58.5%
183	8.4%

1 消防団員の入団促進

(1) 消防本部と防災部局との連携による消防団員の入団促進

- ポスター・リーフレット・広報誌等による入団促進が多数
市役所・消防本部等へポスターを掲示、各種イベントでリーフレットを配布、市広報誌で募集との事例が多数。
そのほか地元CATV、市民まつりで団員募集活動を実施などの回答もあった。

ポスター・リーフレット

- 市役所・消防本部・関係施設へのポスター掲示
- 火災予防運動期間中の行事にて消防団員募集の幟旗の掲示やリーフレットの配布を実施

広報誌

- 市の広報誌や町内回覧文書にて募集

その他メディア利用

- 地元CATVにて募集
- 災害対応型自動販売機のメッセージボードを活用して団員募集広報活動を展開

入団促進事業

- 市民まつりで団員募集活動を実施
- 消防施設の見学・体験の実施
- 自主防災組織との防災訓練の際、団員確保のための入団を促進
- 事業所等の消防訓練に消防団員が参加、入団の直接勧誘を実施

(2) 土木機器の操作やライフセービング技術など専門的な能力を持っている団員の入団促進(機能別団員を含む)

- 機能別団員の任用の事例あり
車両系建設機械の作業免許等を有する団員を任用、消防職員OB、消防団OBが入団との回答があった。
このほか大学生防災サポーター、建設重機オペレーターの入団促進との回答もあった。

機能別団員の任用

- 車両系建設機械の作業免許等を有する元営林署職員の機能別団員を任用
- 機能別団員として、消防職員OB・消防団OBが入団
- 消防団独自の募集チラシを制作、大学生防災サポーター・建設重機オペレーターの入団促進
- 消防団協力事業所の訪問、専門的な能力を持っている団員の入団促進を実施

2 消防団の活動環境の整備等

(1) 被雇用者団員等の活動環境の整備

① 事業所単位での大規模災害対応などを目的とした分団の設置

■ 該当なし

今後、事業所単位での大規模災害対応などが課題である。

(1) 被雇用者団員等の活動環境の整備

② 消防団の訓練及び諸行事等の年間スケジュールの早期提示(半年以上前に計画を提示している)

■ 前年度中、新年度当初に提示する事例が多数

前年度末あるいは新年度当初の幹部会議にて、年度事業及び研修訓練計画を提示との回答が多数。

前年度中に提示

- 年明けに次年度年間スケジュールを提示
- 前年度末の幹部会・役員会で事業計画を確定

新年度当初に提示

- 年度当初の幹部会議にて、年度事業及び研修訓練計画を提示、団員に周知
- 年度初の消防団会議にて事業計画を提示

その他

- 本部長・分団長会議(年6回開催)、幹部会(年2回)で年間行事等の情報を提示
- 4月・10月に正副分団長会議を開催、スケジュールの日程調整を実施

(2) 消防団員の士気の維持・向上等

① 一定の技能を修得した消防団員を評価する仕組み(例えば、表彰、報酬アップ、階級の上位格付けなど。)

■ 表彰・昇級などの制度あり

勤続年数の他、技能修得状況・勤務成績を考慮し決定、又は功績のあった団員は勤続年数を問わず昇級との回答が多数。

表彰・昇級

- 功労があった団員に対して表彰を実施
- 昇級は、勤続年数の他、技能修得状況・勤務成績を考慮し決定
- 功績のあった団員は勤続年数を問わず昇級

その他

- 重機・アマチュア無線等の特殊な技能を取得している消防団員に対しては、ステッカー及びワッペンを交付。

(2) 消防団員の士気の維持・向上等

② 若い消防団員等にも目を向けた表彰及び配偶者等の内助の功に報いるための家族表彰等の実施

■ 家族・親子団員表彰、配偶者対象表彰などの制度あり

出場率が良好である団員を優良消防団員として表彰との回答があった。

このほか家族・親子団員、配偶者を対象とする表彰を実施との回答も多数。

団員表彰

- 勤続年数に関わらず、功績があった団員に対して表彰
- 出場率が良好である団員を優良消防団員として表彰
- 勤続2年以上の消防団員を表彰
- 勤続3年以上の消防団員を表彰
- 勤続5年以上の消防団員を表彰
- 勤続7年以上の消防団員を表彰
- 勤続10年以上の消防団員を表彰

親子・夫婦団員表彰

- 親子・夫婦・兄弟等の団員を表彰

家族・配偶者表彰等

- 永年勤続団員夫人に対して感謝状を授与
- 家族協力推進懇談会を実施。毎年、全団員の家族に記念品を贈呈

(2) 消防団員の士気の維持・向上等

③ 消防操法以外の技術についても成果を示す場を設けている(救助技術大会の実施など)

■ 訓練礼式、実践訓練の実施などの取組みが見られる。

訓練礼式の審査会・発表会、実践訓練を実施との回答が多数。

住民参加のもと模擬火災訓練の実施、消防団救護大会の実施との回答があった。

訓練礼式

- 消防総合訓練大会にて小隊訓練・分列行進・消火救出救護訓練・警防技術訓練を披露

実践訓練等

- 火災現場での消火・救助を想定した応用訓練等を実施
- 住民参加のもと模擬火災訓練の実施
- 市消防技術大会にて独自の救急操法を競技化、採点加算して表彰順位に反映
- 技能訓練大会にて結索、ほふく救出、空気呼吸器着装、応用救出等の種目を実施
- 他消防団と合同体力錬成会を実施
- 消防団救護大会の実施

その他

- 消防学校・日本消防協会消防団幹部候補研修に団員を派遣
- 水防訓練の実施

(3) 消防団員の処遇改善等

① 地域による消防団への支援等(商工会などの協力による団員向け各種サービスの提供)

■ 団員割引・特典、支援・助成の制度あり

飲食店、物品購入、施設利用料金の割引等、消防団員限定の様々なサービスを提供との回答があった。
自治会・消防団後援会からの支援ありとの回答もあった。

団員割引等 特典

- 消防団員優遇支援制度(飲食店での割引、物品購入等の割引、施設利用料金の割引)
- 商工会が消防団員限定の代金割引等様々なサービスを提供
- 消防団員が経営している店舗等を市消防団員が利用する際に割引等を実施

自治会・消防団後援会等からの支援

- 自治会・消防団後援会からの支援
- 商工会等から放水競技会の成績上位者に賞品贈呈

3 女性・学生消防団員の入団促進策

(1) 各都道府県や各地域など小規模な単位での女性団員による交流会の開催(意見発表会、操法大会など)

- 全国女性消防操法大会、全国女性消防団活性化大会等に参加が多数
都道府県・市町村主催の研修会(交流会を含む)を開催との回答もあった。

全国大会等への参加

- 全国女性消防操法大会に参加
- 全国女性消防団活性化大会に参加

都道府県主催研修への参加

- 都道府県で開催される交流会に参加

市町村主催研修への参加

- 市内全女性消防団員を対象とした研修を実施
- 近隣消防団と女性団員合同研修会を実施
- 常備消防主催の「女性団員意見交換会」に参加

その他

- 消防協会(支部)開催の女性消防団員研修会に参加
- 他団への視察研修の実施
- 防火啓蒙のための寸劇の上演
- スポーツ交流会を実施

(2) 女性用の更衣室、トイレ、シャワー等の施設や制服、防災教育用資機材等の整備(その他、女性団員用の広報車両の導入など。)

- 施設整備、被服の貸与、広報車導入の事例あり
女性用更衣室・トイレを設置、被服貸与のほか、火災予防啓発用車両として広報車導入との回答があった。
軽量の可搬ポンプの設置や後方支援用の懐中電灯などの資器材を整備との回答もあった。

施設整備

- 女性用更衣室・トイレ施設等を設置

被服貸与

- 制服・活動服・短靴・女性団員用バッグ等を貸与

車両配備

- 女性消防団火災予防啓発用車両として広報車を導入
- 日本消防協会より寄贈された広報車を女性消防団に配置

資器材等

- 小型ポンプ、軽可搬型ポンプ、後方支援のためのヘルメット・手袋・懐中電灯等の整備を実施

(3) 女性団員に対する研修・訓練等の実施(住民への指導者となるための特別教育等)

- 応急手当、研修・訓練、防火訪問等の取組みが見られる。
救急救命講習、上級救命講習、応急手当普及員の資格取得などの回答が多数。
このほか各種研修・訓練、防火訪問活動を実施との回答もあった。

応急手当関連

- 応急手当を地域住民に指導するために応急手当指導員の認定取得促進
- 救急救命講習、上級救命講習受講
- 各種行事で、応急手当講習の補助役として参加

研修・訓練

- 予防教養・防火研修、S-KYT講習の実施
- 規律訓練、軽可搬ポンプ操法訓練等の実施
- 家庭婦人消防隊等、他の女性団体との合同震災対応訓練を実施

防火訪問

- 住宅用火災警報器設置調査及び指導、防火訪問の実施
- 消防職員による住宅防火診断に同行し、火の元点検等の知識を習得

(4) 学生等の入団促進策(例えば、学生消防隊などの取組。)

- 大学で説明会や成人式にて学生団員の入団促進の取組みが見られる。
消防団員募集ポスターを大学・高校に掲示、市内大学にて説明会、成人式にて消防団PRコーナーを設置との回答もあった。

- 市内大学ガイダンスにて説明、ポスター掲出、学園祭にてリーフレット配布を実施
- 市主催成人式典にて消防団PRコーナーを設置、アンケートを実施
- 大学生団員が入団の勧誘を実施
- ハイスクール消防クラブ(県立農業高校内)の設立予定

4 常備消防・自主防災組織等との連携

(1) 合同訓練の実施などの平常時からの交流(住民への防災啓発や会議等)等の取組

- 市町村主催の総合防災訓練への参加が多数
自主防災組織の育成指導を含む総合防災訓練への参加が多数。
警察・常備消防と合同防火訓練の実施との回答もあった。

市町村主催の総合防災訓練

- 市町村主催の総合防災訓練への参加、住民指導を実施

消防団主催の防災訓練等

- 消防団・地域住民・自主防災組織で震災対応訓練を実施
- 予防広報車両パレード、防火該該当キャンペーン、防火もちつき大会の実施
- 放火の危険性のある空家実態把握
- 女性消防団員による高齢者世帯防火訪問

常備消防との連携

- 常備消防と合同で火災想定訓練、消防自動車緊急走行訓練等の実施
- 消防職員による消防団ポンプ操法訓練等の指導
- 本部・分団長会議への常備消防職員の出席

自主防災組織との連携

- 自主防災組織主催の防災訓練に参加、救命講習会での指導を実施
- 老人・女性・子どもを対象とした「巡回消火器訓練」・「消火器の詰替え」を実施

事業所との連携

- 自治体・旅館ホテル等の防火安全対策協議会・防火管理者協会の消防訓練に参加

その他防災機関との合同訓練等

- 自衛隊・国土交通省地方整備局・警察・防災航空隊・自主防災組織・市職員と合同訓練を実施
- 婦人消防クラブと図上訓練を実施
- 空港消火救難訓練を空港管理事務所・常備消防と合同で実施
- 自治体・医師会・消防団・消防本部主催の総合防災訓練に警察・自主防災組織とともに参加
- 教育委員会・寺社・文化財保存会・警察と合同防火訓練の実施

(2) 自主防災組織等の一部が消防団に入団する取組

- 消防団員が自主防災組織の役員として登録などの取組みが見られる。
消防団を軸に自主防災組織を結成、自主防災組織に消防団員も参加等の回答があった。

- 消防団員が自主防災組織の役員として登録
- 自主防災組織から推薦された者が入団
- 消防団を軸に自主防災組織を結成
- 防災訓練等で消防団員が防災リーダーとして活動

(3) 自主防災組織等が消防団から助言を受けながら知識、技術を身につける取組

- 自主防災組織の訓練に消防団員が指導者として参加などの取組みが見られる。
自主防災組織の防災訓練でAED講習、住宅用火災警報器の設置指導を実施との回答が多数。
自主防災組織の防災委員は消防職員・消防団員及びOBが担当との回答もあった。

自主防災組織

- 自主防災組織の依頼により、消火器取扱訓練・救急講習会等を実施
- 消火栓の取扱い要領・住宅用火災警報器の設置指導を実施
- 自主防災組織のワークショップに消防団員がアドバイザーとして参加
- 自主防災組織の防災委員は消防職員・消防団員及びOBが担当
- 防災訓練・各戸訪問を通じて、住宅用火災警報器・消火器の普及・更新を促進
- AED講習・初期消火訓練等を実施、知識・技術の習得の機会を創出

事業所

- 事業所の要請に応え、応急手当指導員の女性団員を中心に普通救命講習会を開催
- 商店街の住民と合同訓練を実施

5 将来の消防団員等の地域防災を担う人材の育成

(1) 中学生・高校生が防災活動に参加する取組(学校や地区での防災教育の実施に消防団も協力しているなど。)

- 少年消防クラブ・防災イベント等に参加する取組みが見られる。
少年消防クラブとの合同訓練、各種防災イベントを開催との回答があった。
中学校の運動会の休憩時間に操法を披露して、中高生へ防災教育の推進に寄与との回答もあった。

少年消防クラブ

- 少年消防クラブ・消防団合同防火防災研修会の開催
- 年末火災予防パトロールに少年消防団が参加

防災イベント等

- 消防団詰所・訓練体験・消防車両見学を実施
- 「のびゆくこどものつどい・ふれあい広場」を開催、消防団・中学生ボランティアが参加
- 「未来の防災リーダー養成講座」(中高生対象・消防体験学習)の開催

学校教育との連携

- 中学校にて出前講座を実施、講師を務めるとともに防災教育を実施
- 中高等学校の運動会の休憩時間に操法を披露すること等を通して、中高生へ防災教育の推進に寄与
- 高校生対象の防火クラブが出初式で分列行進に参加
- 中学校消防隊(設立1954年、消防署が指導)の活動

(2) 青少年への防災教育の推進に当たっての消防団の指導支援(少年消防クラブの指導者として団員が参画など)

- 予防教養・指導、少年消防クラブでの取組みが見られる。
児童対象の消防教室、防火活動等の実施が多数。
地方気象台職員による防災体験コーナー設営、防災ヘリコプターの展示等を実施している自治体もあった。

予防教養・指導

- 消防教室、防火活動等の実施
- 消防職団員によるジュニア防火防災スクールの実施
- 「消防ふれ愛防災スクール」(主催 幼少年婦人防火推進委員会)の実施
- 児童対象の防災合宿の際、団員が指導者として参加
- 幼稚園・小学校・中学校合同の避難訓練に立ち合いを実施。
- 「みんなが消防士」事業として小学生対象の防災教育を実施
- 学校の依頼を受け、防災教育授業を実施

- 小中学校の避難訓練・初期消火訓練を常備とともに実施、消防団活動のPRを実施
- 地方気象台職員による防災体験コーナー設営、県防災航空隊によるリペリング降下、要擁護者のホイストによるピックアップ訓練、防災ヘリコプターの展示も合わせて実施

少年消防クラブ

- 少年消防クラブの指導員を務め、防火指導を実施
- 少年消防クラブの指導を消防職員と共に実施
- 幼稚園・保育園児、少年消防クラブ員への防火防災に対する啓蒙活動
- 消防団行事見学の実施
- 消防団員OBが指導者として参画
- 少年消防クラブによる年末の夜まわりに団員も同行、「火の用心」を子どもたちとともに呼びかけ

その他

- 出初式 分列行進参加
- 火災予防運動期間における幼年・少年防火クラブとの合同パレード
- 「ちびっこ消防士防火運動会」(少年婦人防火協会主催・連合消防団他後援)の実施

6 地域住民への広報

(1) ホームページなどあらゆる媒体や機会の利用及びマスメディアとも連携した広報等の取組

- 複数のメディアを活用した広報等を行っている取組みが多く見られる。
ホームページ、広報誌、CATV、新聞等を使用した広報等を行っている取組みが多数。
消防団活動写真を募集してコンクールを開催などの回答もあった。

ホームページ

- 自治体・消防団ホームページにて広報を実施

広報誌

- 市の広報誌や町内回覧文書にて広報を実施
- 町内回覧板で消防団員募集リーフレットの配布
- 消防団広報紙「消防団だより」(年4回発行 1300部)を発行

CATV

- 地元CATV発行情報紙に毎月消防・防災記事を掲出
- 地元CATVで消防団活動をPR放送

新聞等

- 新聞社に報道依頼を積極的に行い、消防団PRを実施
- 表彰・体力錬成会・操法大会の取材依頼を新聞社・テレビ局へ依頼
- ミニコミ紙に広報掲載
- 地元FM局広報番組内にて広報を実施

その他

- 消防団活動写真を募集、コンクールを開催
- 資料館にて消防団資料展開催
- 消防・救急・地域防災フェアを主催
- コミュニティバス内にポスター掲出
- 町内有線放送で入団促進広報を実施

(2) 消防団を身近なものとして理解されるようにするための取組(体験入団など)

- 各種イベントで消防団のPRを実施や地域の祭りに参加するなどの取組みが見られた。
消防フェスタ等でPRの実施や地域の祭りなどに消防団として出店するなどの取組みが多数。
消防団の訓練見学や体験入団などを実施との回答もあった。

各種イベント

- 消防団フェアを開催、消防団活動のPRと入団促進を実施
- 「ふれあい消防祭」(消防団と住民の交流イベント)の実施
- 町内駅伝大会・綱引き大会に消防団チームとして参加
- 新成人祝賀会にて、新成人に対して「消防団員入団促進リーフレット」を配布

体験入団

- 体験入団の取組みを実施
- 入団希望者に訓練見学を実施

その他

- 「まちかど消防・救急サロン」(商店街の空き店舗を利用。待機児童対策の保育園・託児所に併設)を設置・運営、女性消防団員を配置。利用者・通行客に対する救命講習の実施の他、救急車の適正利用啓発、防火・防災意識の普及啓発、消防団員の募集を実施。AED設置。

消防組織法における消防団の位置づけについて

○関係条文抜粋

(消防の任務)

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

(市町村の消防に関する責任)

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の管理)

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(市町村の消防に要する費用)

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

(消防団)

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める

- 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。
- 3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の基に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令がある時は、その区域外においても行動することができる。

「東日本大震災後の我が国消防のあり方に関する意見—消防団を中心に」（要約）

1 今こそ地域の防災体制の強化

阪神淡路大震災は、緊急消防援助隊による全国的な広域応援体制の整備のスタートとなった。東日本大震災は、消防団を中心とする地域の防災体制の強化のスタートとすべきである。

2 国民の安全確保を目指す総合的な政策の推進と国の役割

国民の安全確保のため、「公助」のみでなく「自助」「共助」を含めた総合的な防災力の強化を推進。その中で消防団は極めて重要。

消防団を消防組織法上の必置機関とし、比較的近接した地域などへの応援体制の整備、装備の改善、教育訓練の充実などを国、県、市町村で推進。

3 消防団活動の充実強化

(1) 消防団員の増員確保

一般国民へのPR、消防団員を雇用した場合のメリット付与などによる事業所の協力促進、地域の実情に応じた多様な仕組みの導入など。国の支援。

(2) これからの消防団の活動を展望した装備の充実

大規模災害や近接地域への応援出動を考えた水、食料、燃料、非常電源など長期間の活動への備え。安全管理や情報発信に有効な双方向の通信装備、多用途の救助活動用機材の整備。国の財政援助。

(3) 消防団員の処遇の改善と総合的な福祉の充実

報酬手当の改善。健康管理、殉職時の補償など総合的な福祉対策。日本消防協会の福祉共済事業などの継続。東日本大震災殉職者遺児のための消防育英会の財源確保。

4 地域総合防災力の充実強化

地域住民の理解協力による地域総合防災力の強化が必要。そのつなぎ役・リーダー役として消防団への期待大。

国が主導し、地方公共団体、消防関係機関などが協力する地域の防災リーダーの組織的、計画的養成。

学校教育や生涯教育の場などにおける幅広い防災学習の推進。婦人防火クラブや少年消防クラブの活動への支援。消防団詰所の防災コミュニティー化への支援。

あらゆる地域政策に防災・減災の観点を導入。関係機関の連携強化。

以上を着実に実行するため、地域総合防災力整備推進法を制定し、国民の関心を高め、総合的な政策を推進。

東日本大震災後の我が国消防のあり方に関する意見
—消防団を中心として— 抜粋

財団法人 日本消防協会

1 国民の安全確保を目指す総合的な政策の推進と国の役割

(3) 市町村とともに国及び都道府県が果たす役割

地域の総合的な防災の強化や消防団の充実については、市町村が中心的な役割を担う必要があるが、国及び都道府県も国民の安全を守る立場から果たすべき役割がある。

ア 消防組織法における消防団の位置づけ

現在の消防組織法においては、規定上、市町村は必ずしも消防団を置くことを要しないこととなっているが、これを改めて消防団が必置機関であるものとし、国民の安全を守るうえで消防団が不可欠の存在であることを国民の前に明確にするべきである。

消防団の歴史

1. 江戸時代

消防団の歴史は古く、江戸時代、八代将軍吉宗が、江戸南町奉行の大岡越前守に命じ、町組織としての火消組である店火消（たなびけし）を編成替えし、町火消「いろは四八組」を設置させたことが今日の消防団の前身であるといわれています。

各火消組に「いろは」等の名前を付けたことにより、お互いの名誉にかけて競い合って働くという結果が生じ、消防の発展に多大な成果を得ることとなりました。町火消は町奉行の監督下にあったものの、純然たる自治組織であり、経費の一切が町負担で、組織、人員等も町役人の自由に委ねられていました。しかもその費用は、ほとんど器具設備等の購入に費やされ、組員は無報酬でした。

そのころの村落部の消防については、駆付消防が主で城下町のような組織的なものはありませんでした。

この駆付消防は、古くは「大化の改新」後の5戸制度を起源とする5人組と現在の青年部ともいうべき若者組が当たりました。

2. 明治～大正時代

明治時代、町火消は東京府に移管され、東京府は明治3年（1870年）に消防局を置き、町火消を改組し消防組としました。

明治6年（1873年）に消防事務は内務省に移され、東京府下の消防は、翌明治7年（1874年）に新設された東京警視庁に移されたので、東京警視庁では、直ちに消防組に関する消防章程を制定しました。これが明治の消防の組織活動の基礎となりました。

しかし、全国的には公設消防組は少なく、ほとんどが自治組織としての私設消防組であり、それも名だけというものが多かったのです。

そこで、政府は社会の発展に即応する効率的な消防組織の育成を図るため、地方制度再編成を機会に、明治27年（1894年）に消防組規則（勅令第15号）を制定し、消防組を府県知事の管掌として全国的な統一を図りました。具体的な内容は、消防組は知事が職権をもって設置すべきもので、今までの既設の消防組を認めたり、また市町村が自ら組織したものを認可することではいけないという強硬な絶対的至上命令なもので、消防組は知事の警察権に掌握されながら、その費用は一切市町村で負担すべきものと規定されていました。

規則施行後にも、消防組の設立は遅々として進まなかったものの、警察署長等の積極的な働きかけなどにより、大正時代末には飛躍的にその数が増大していくこととなりました。

3. 昭和時代（戦前）

昭和 4、5 年(1929、30 年)頃から、軍部の指導により、民間防空団体として防護団が各地に結成されました。

昭和 12 年(1937 年)には防空法が制定され、国際情勢が悪化してゆく中、国防体制の整備が急がれるようになりました。

昭和 13 年（1938 年）に内務次官名で消防組、防護団の統一について両団体統合要綱案が通牒され、勅令制定の基礎となる両団体統合の要綱が決定されました。

これらを経て、消防団と防護団を統合し新たな警防組織を設けるため、昭和 14 年（1939 年）1 月に勅令をもって「警防団令」を公布しました。これにより、明治以来の消防組は解消し、警防団として同年 4 月 1 日に全国一斉に発足され、警察の補助機関として従来の水火消防業務に防空の任務を加えられて終戦に至りました。

4. 昭和時代（戦後）

戦後、米国調査団の報告により、警察と消防の分離が勧告され、それに伴い総司令部から警察制度の改革について指示が行われました。内務省は警察制度審議会の答申を受け、昭和 22 年（1947 年）4 月 30 日に消防団令を公布。これにより従来の警防団は解消され、新たに全国の市町村に自主的民主的な「消防団」が組織されることとなりました。しかし、警察制度審議会の答申及び政府の考え方に対して、総司令部は、その民主化の内容が不徹底と考え、答申に沿った警察制度の改革案に了承を与えませんでした。政府は消防組織法案を作成し、総司令部の了解を求めたものの、総司令部は消防制度に関する覚書案を一部修正し（覚書中「市町村公安委員会」を「自治体消防は市町村の管理に属する」と変更）民間情報局作成の法案要綱をあわせて通知してきました。内務省では、これに基づき法案を修正し、昭和 22 年（1947 年）12 月 23 日に消防組織法の公布が行われました。これにより、消防が警察から分離独立するとともに、すべて市町村の責務に移されました。

また、消防組織法の趣旨の徹底と勅令であった消防団令を政令に改めるために、昭和 23 年（1948 年）3 月 24 日に新たな消防団令が公布され、消防団は義務設置から任意設置制になり、消防団に対する指揮監督権が警察部長又は警察署長（消防署長）から市長村長、消防長又は消防署長に移され、府県知事にあった市町村条例の認可権や消防団事務の監察権が廃止されました。

その後、消防団令は根拠法について明確を欠くものがあり、政令は法律に特別の委任がある場合を除くほか、その規定し得る範囲は憲法又は法律により既に定められている事項を実際に執行するために必要な定めをするいわゆる執行命令に限定されるものであり（憲法第 73 条第 6 号）、また法律の委任がなければ義務を課したり、権利を制限する規定を設けることは出来ない（内閣法第 11 条）ものであるから、そのような性質を持つ政令で消防団に関する基本的な事項を規定しておくことは適当でないという見解のもとに、消防組織法に第 15 条の 2 を追加し、同時に消防団令は廃止されました。

その後、組織法制定後も火災が頻発し日本再建途上の一大障害となっている情勢下で、消防組織の強化、拡充を図るため、昭和 26 年（1951 年）3 月に議員立法により消防組織法が改正されました。これにより、任意設置であった消防機関の設置は義務設置となりました。

このように、消防団は、江戸時代に義勇消防の元祖として発足して以来、様々な変遷を経て今日に至っています。

消防団の設置の状況

現状では、市町村合併もあり、全ての市町村に消防団が設置されている。ただし、一部の市町村では、合併前の市町村の区域には、消防団がないところもある。

事例集

事例集

目次

1 若者が入りやすい消防団へ	127
<事業所への働きかけ（事業所の理解）>	
・長野県での取り組み	128
・静岡県での取り組み	128
・「消防団協力事業所として認定された事業所」に係る特例措置等の実施状況について	129
<地域ぐるみの取り組み（地域の理解）>	
・山梨県南アルプス市での取り組み	131
・愛知県瀬戸市での取り組み	131
・岐阜県関市での取り組み	132
・岐阜県高山市での取り組み	132
<より多様で魅力ある消防団へ>	
・茨城県阿見町消防団の取り組み	133
・三重県津市消防団の取り組み	133
・淑徳大学の学生消防隊	134
・松山市消防団の大学生防災サポーター	134
・高校生への働きかけ（青森県十和田市・五戸町）	135
・高校生への働きかけ（京都市）	135
・特殊技能団員（東京消防庁）	137
2 地域の総合的な防災力の向上のために	138
・自主防災組織	139
・婦人（女性）防火クラブ	140
・災害時支援ボランティア（東京消防庁）	142
・少年消防クラブ	145
・防災体操	152
・地域防災スクールの推進	153
・岩手県釜石市での取り組み	154
・宮城県気仙沼市立松岩公民館の取り組み	155
3 新時代に対応した消防団運営 財団法人日本消防協会提供	156
・多機能部隊を専属化（埼玉県坂戸市消防団）	157
・図上訓練による消防署と消防団との消防連携の強化について（東京都奥多摩町消防団）	160
・中学生を対象に災害図上訓練を実施（川崎市中原消防団）	163
・女性消防団員による多機能型消防車の取扱い訓練実施（三重県津市消防団）	166
・消防団員が「未来レスキューロボット操縦士」から社会貢献まで（北九州市戸畑消防団）	168
・地域とともに（宮崎県宮崎市消防団）	171

※事例集については、特に断り書きのない限り、消防庁が作成したものである。

1 若者が入りやすい消防団へ

事業所への働きかけ(事業所の理解)

長野県での取り組み

- ◆長野県では、「消防団協力事業所表示制度」の創設を契機とし、全国初の事例となる消防団の活動に協力する事業所等に対する減税措置を実施している。

【目的】消防団員が活動しやすい環境作りが促進されるよう、県として支援を行う。
 【経緯】平成19年3月12日「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」
 県議会にて可決(全会一致)
 平成19年4月1日施行、平成21年4月1日及び平成24年4月1日一部改正

・「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」概要

対象	税目	対象事業税	減税額
中小法人 ※1	法人事業税	平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に係る事業税	税額の2分の1 (減税限度額10万円)
個人事業主 ※2	個人事業税	平成22年度分から27年度分の事業税	

※1 : 資本金又は出資金の額が3,000万円以下の中小法人に限る。
 ※1及び※2 : 青色申告書を提出する法人又は個人事業主の方であることが必要。

減税措置を受けるための要件

- ①「消防団協力事業所表示制度」を導入している市町村に存在するすべての事業所が同制度で消防団協力事業所に認定されていること
- ②事業主、常勤役員又は労働者である消防団員が2名以上であること
- ③県内に所在するすべての事業所で、就業規則等に、労働者が消防団員が消防団員として活動を行うことを理由に、昇進、賃金、労働時間その他の処遇について事業所の他の労働者との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨を定めていること

- ◆消防団活動に協力している法人等には、平成21年度から長野県建設工事等入札参加資格の総合点数を算定するにあたり、「新客観点」の中の地域貢献等の項目で加点することとしている。

静岡県での取り組み

- ◆静岡県では、「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」を制定している。

【目的】消防団員活動に協力する事業所を応援する
 【経緯】平成24年4月から施行

・「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」概要

対象	税目	対象事業税	減税額
法人 ※1	法人事業税	平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する各事業年度の事業税	税額の2分の1 (減税限度額10万円)
個人	個人事業税	平成24年、25年の所得に対して課税する平成25年度、26年度の事業税	

※1 : 資本金又は出資金の額が1億円以下。

減税措置を受けるための要件

- ①県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等のすべてが「消防団協力事業所表示制度」の認定をうけていること
- ②県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上いること。
- ③消防団活動について配慮した規程(就業規則等)を準備していること。

- ◆リーフレット「地域防災の要『消防団』!!」の作成
 現状を訴え、また、消防団活動について説明するQ&Aを載せたリーフレットを作成し、配布している。

「消防団協力事業所として認定された事業所」に係る特例措置等の実施状況について

平成23年10月1日現在

1 都道府県において特例措置等を実施している団体 <11都道府県で、減税1、入札10、その他3の制度実施>

都道府県	種 類	内 容	導 入 年 月 日	適用事業所数
秋田県	入札	総合評価落札方式の加点	平成23年4月1日	
山形県	入札	建設工事一般競争入札における総合評価落札方式(地域貢献活動における加点)	平成22年4月1日	
茨城県	入札	建設工事請負業者入札参加資格の評価項目に社会貢献活動として加点	平成22年11月20日	85
栃木県	入札	県が実施する建設工事総合評価方式入札における優遇措置	平成23年7月	
富山県	入札	建設工事の入札参加資格審査の優遇	平成20年5月21日	236
長野県	減税	法人・個人事業税の減税	平成19年4月1日	72
長野県	入札	建設工事等入札参加資格の優遇	平成20年12月1日	531
長野県	入札	総合評価落札方式入札(森林整備業務)における加点	平成22年4月1日	14
兵庫県	その他	県知事感謝状の贈呈	平成16年7月1日	毎年3団体程度
島根県	入札	総合評価方式入札による加点	平成20年10月1日	
広島県	その他	県知事表彰を贈呈	平成20年5月1日	4
高知県	入札	建設工事入札参加資格審査地域点数加点	平成22年10月1日	
山口県	入札	別枠指名制度として優遇	平成19年10月	2
熊本県	その他	表示証の財政負担	平成22年8月13日	

2 市町村において特例措置等を実施している団体 <75市町村で、入札74、その他2の制度実施>

都道府県	市町村	種 類	内 容	導 入 年 月 日	適用事業所数
北海道	釧路市	入札	工事等競争入札参加資格者名簿登録時の主管点における優遇(加点)	平成20年12月1日	
青森県	十和田市	入札	入札参加資格者認定時の等級格付け点数の加算	平成23年4月1日	14
青森県	鰺ヶ沢町	入札	鰺ヶ沢町競争入札に参加する者の資格等に関する規則(建設工事等の格付けにおける加点)	平成23年4月22日	7
秋田県	秋田市	入札	建設工事入札参加資格審査基準及び格付け基準(総合評価落札方式における加点)	平成22年9月27日	
秋田県	秋田市	入札	総合評価落札方式の加点	平成22年11月1日	
秋田県	由利本庄市	入札	総合評価落札方式の加点	平成22年11月2日	34
秋田県	大仙市	入札	総合評価落札方式の加点	平成20年4月1日	27
秋田県	能代市	その他	消防団協力事業所に対する報償金の交付	平成21年4月1日	8
山形県	山形市	入札	発注別評価点の加点	平成23年4月1日	16
山形県	米沢市	入札	総合評価落札方式で定める評価の優遇	平成23年4月1日	14
山形県	酒田市	入札	総合評価落札方式(簡易型)における優遇	平成21年4月1日	35
山形県	上山市	入札	総合評価委一般入札における加点	平成22年4月1日	2
山形県	南陽市	入札	南陽市建設工事総合評価落札方式(簡易型)試行ガイドライン(総合評価落札方式における加点)	平成23年6月1日	8
山形県	白鷹町	入札	入札参加資格審査における総合評価への加点	平成22年5月1日	6
山形県	飯豊町	入札	建設工事総合評価落札方式における加点	平成22年4月1日	
栃木県	宇都宮市	入札	入札参加資格(建設工事)審査における優遇	平成23年4月1日	22
栃木県	日光市	入札	建設工事入札参加資格審査(格付け)における優遇	平成20年4月1日	13
東京都	稲城市	入札	総合評価方式における加点	平成22年4月1日	
東京都	羽村市	入札	総合評価一般競争入札制度における優遇	平成21年7月	2
東京都	三鷹市	入札	入札参加資格審査における総合評価への加点	平成22年3月	
東京都	日野市	入札	日野市総合評価方式における優遇	平成23年4月1日	
新潟県	新潟市	入札	建設工事総合評価方式における加点	平成22年6月11日	232
新潟県	新発田市	入札	総合評価落札方式(地域貢献度の評価において加点)	平成22年5月1日	43
新潟県	村上市	入札	入札参加資格審査における総合評価への加点	平成22年4月1日	43
新潟県	妙高市	入札	地域貢献企業対象工事発注における優遇	平成21年4月1日	8
新潟県	上越市	入札	上越市建設工事の入札参加資格審査及び指名業者選定要領(建設工事の入札参加資格審査における総合評価の加点)	平成22年4月1日	45
新潟県	阿賀野市	入札	建設工事等入札参加資格審査における総合評価への加点	平成23年4月	
富山県	富山市	入札	入札参加資格審査における主観点数の加点	平成20年11月1日	139
富山県	射水市	入札	入札参加資格審査主観点数における優遇	平成21年4月1日	28
富山県	魚津市	入札	公共事業総合評価方式(試行)における優遇	平成20年6月1日	5
富山県	氷見市	入札	入札参加資格審査における主観点数の加点	平成20年12月1日	6

富山県	黒部市	入札	建設工事入札参加資格審査における総合数値への加点	平成23年4月1日	6
富山県	南砺市	入札	入札参加資格審査における主観点数の加点	平成21年4月1日	24
富山県	小矢部市	入札	小矢部市公共事業総合評価方式(試行段階)における優遇	平成21年2月1日	2
富山県	立山町	入札	公共事業総合評価方式(試行)における優遇	平成21年1月1日	18
石川県	金沢市	入札	工事の入札参加資格主観評価の優遇	平成21年4月1日	18
石川県	金沢市	入札	物品、役務の入札参加資格主観評価点の優遇	平成22年4月1日	
石川県	金沢市	入札	競争入札参加資格審査の優遇	平成21年4月1日	10
石川県	小松市	入札	小松市建設工事競争入札に係る主観的事項審査の優遇	平成21年4月1日	11
石川県	白山市	入札	白山市主観的事項審査基準における優遇	平成21年4月1日	
福井県	越前市	入札	入札参加資格審査主観点数における優遇	平成21年2月18日	35
長野県	長野市	入札	事後審査型一般競争入札における優遇	平成20年11月1日	
長野県	松本市	入札	総合評価落札方式における優遇	平成21年2月1日	35
長野県	上田市	入札	競争入札参加資格審査における優遇	平成23年4月1日	56
長野県	諏訪市	入札	競争入札参加資格審査における優遇	平成21年6月1日	9
長野県	諏訪市	入札	総合評価落札方式における優遇	平成21年12月1日	9
長野県	須坂市	入札	建設工事等入札参加資格審査における優遇	平成21年2月1日	5
長野県	小諸市	入札	建設工事入札参加資格審査における優遇	平成22年12月10日	8
長野県	伊那市	入札	総合評価一般競争入札における優遇	平成22年7月23日	15
長野県	中野市	入札	総合評価方式における優遇	平成22年4月1日	6
長野県	大町市	入札	総合評価落札方式における優遇	平成20年7月3日	11
長野県	飯山市	入札	建設工事総合評価落札方式における優遇	平成22年4月1日	3
長野県	塩尻市	入札	簡易型一般競争入札における優遇	平成21年7月1日	34
長野県	木曾町	入札	事後審査型一般競争入札における優遇	平成20年3月3日	14
長野県	松川村	入札	建設工事請負人等格付基準	平成21年6月1日	1
岐阜県	揖斐川町	入札	一般競争入札における総合評価方式による加点	平成20年4月1日	
静岡県	藤枝市	入札	総合評価競争入札における加点	平成22年4月1日	1
愛知県	岡崎市	入札	総合評価方式入札における加点	平成23年4月1日	11
愛知県	豊田市	入札	総合評価方式での評価基準点の加算	平成20年4月1日	33
愛知県	豊田市	その他	消火器の無償提供	平成20年4月1日	33
愛知県	武豊町	入札	総合評価方式入札における優遇	平成23年4月1日	1
鳥根県	松江市	入札	入札資格格付の優遇	平成20年4月1日	16
鳥根県	浜田市	入札	入札参加資格審査項目の加点	平成21年7月3日	1
鳥根県	出雲市	入札	事後審査型一般競争入札における優遇措置	平成20年7月22日	1
鳥根県	益田市	入札	総合評価方式における加点	平成22年9月1日	13
鳥根県	江津市	入札	総合評価方式入札による加点	平成20年7月1日	1
鳥根県	雲南市	入札	建設工事請負契約競争入札における優遇	平成21年4月1日	28
広島県	安芸高田市	入札	建設工事入札参加資格審査事務処理における加点	平成23年9月23日	24
広島県	安芸太田町	入札	安芸太田町建設工事総合評価方式における加点	平成20年9月13日	20
広島県	世羅町	入札	事後審査型総合評価方式における加点	平成19年8月1日	
香川県	高松市	入札	高松市総合評価落札方式における加点	平成22年7月6日	
高知県	高知市	入札	総合評価落札方式における加点	平成22年4月1日	
高知県	越知町	入札	越知町総合評価方式取扱要綱(総合評価落札方式における加点)	平成23年3月18日	13
福岡県	北九州市	入札	総合評価落札方式による入札時の優遇	平成22年4月	3
福岡県	北九州市	入札	市指定業者登録時の等級別格付け優遇	平成21年1	21
佐賀県	佐賀市	入札	競争入札参加資格審査の主観点の項目における加点	平成23年4月1日	19
長崎県	杵岐市	入札	建設工事の競争入札における優遇	平成16年3月1日	14
熊本県	八代市	入札	工事入札参加者資格審査における加点	平成23年4月1日	
熊本県	山鹿市	入札	総合評価式入札における加点	平成20年10月1日	34
宮崎県	宮崎市	入札	宮崎市建設工事総合評価落札方式における優遇	平成22年10月25日	15
宮崎県	宮崎市	入札	競争入札の参加資格及び指名基準における優遇	平成22年10月25日	15
鹿児島県	鹿児島市	入札	鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査の優遇	平成22年4月1日	22

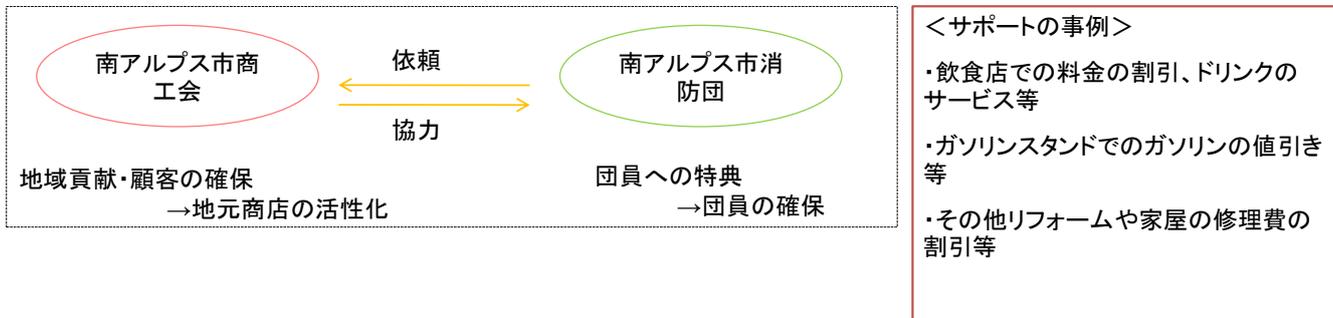
※1 適用事業所数の空欄は、非公開又は実績について把握していないため
 2 岩手県、宮城県、福島県は除いている。(当該3県は東日本大震災の影響により調査対象から外しており、平成22年10月1日現在実施していた特例措置が引き続き平成23年10月1日現在にも実施されているか不明であるため。)

地域ぐるみの取り組み(地域の理解)

山梨県南アルプス市での取り組み

山梨県南アルプス市では、消防団員が減少していることから、それに歯止めをかけるため、南アルプス市消防団の団長や役員の働きかけで、平成22年9月より商工会が消防団員の入団勧誘の後押しをしている。

商工会が消防団員サポート店を募集し、現在78の企業や商店が消防団員サポート店に加入している。サポート店は店先などに消防団が作成・交付したステッカーを掲示し、消防団員限定の代金割引等の様々なサービスを行っている。



サポート店ステッカー



消防団員サポート店
(写真中央にステッカーを掲示)



愛知県瀬戸市での取り組み

◆瀬戸市では「ガンバレ消防団応援事業所」を平成22年10月1日(金)よりスタートした。

【内容】市内の事業所や販売店の皆様が、応援事業所として消防団員に各種サービスや割引等を行ったり、消防団員募集ポスターを事業所内に掲出するなど、様々な形で消防団を応援していただく事業所に「ガンバレ消防団応援事業所表示証」を交付し、事業所内に掲出していただく。これにより、地域の方々に「消防団」をアピールし、消防団の認知度を高めつつ、事業所の皆様には、社会貢献のイメージアップと顧客としての消防団員の集客率を高める。

【登録状況】市内237カ所(一般事業所144カ所、市関連事業所93カ所)

【サービス例】

店名	協力内容
Aピザ店	団員を含む団体 購入金額10%割引、配達バイク6台に表示証掲出
Bコンビニエンスストア	団員 購入金額10%割引、店舗で消防団PR
Cボウリング場	団員を含む団体 一般料金より50円引き、掲示板で消防団PR
D自動車学校	入校時図書カード進呈、送迎車に表示証掲出、事務所で消防団PR
Eタクシー	タクシーに表示証掲出、事務所で消防団PR
Fパン店	店舗内で消防団PR、表示証掲出、電光掲示板で消防団PR

岐阜県関市での取り組み

◆関市では、サポートプロジェクトを実施している。

【経緯・目的】団員本人はもとより、日頃、消防団活動に理解を示し、活動を支えてくれる団員の家族へのサポートの観点から、また、減少しつつある団員確保対策の一環として平成23年7月1日よりスタートした。

【手法】団員、配偶者が参加店舗で「サポートカード」を提示することにより、料金割引やポイント増などの特典を受けることができる。

参加店舗はサポートステッカーを店頭に掲示す。



【登録状況】120店舗（平成24年1月25日現在）

岐阜県高山市での取り組み

◆高山市では、「高山市消防団応援事業制度」をスタートした。消防団員はもちろんのこと、実施事業者からも「消防団員のお客様が多く訪れてくれるようになった」と好評である。

【経緯・目的】平成17年度の市町村合併により市域面積が全国一広くなったこともあり、支団（方面隊）によっては、団員の減少が進み、班の維持管理が難しいところも出てきている。このため、高山市消防団員に対して、一定のサービス等の提供を行う事業所、店舗等を登録することにより、消防団員の福利厚生の充実を図り、もって消防団員の入団促進に資することを目的に平成23年6月にスタートした。

【サービス例】	例1	例2
	あるレジャー施設では、団員及び団員の家族を対象に、施設利用券の割引を行っている。	ある飲食店では、団員本人及び同伴者全員を対象に、利用料金の割引を行っている。

【手法】各支団幹部が中心となり、地域内の温泉施設や、観光、販売、娯楽施設等に協力を依頼。了解を頂いた施設を「高山市消防団応援事業所」として登録するとともに、表示証（A4サイズ）を公布し店頭掲示を依頼した。団員全員に消防団員であることを証明する「すこやかはつらつ福利厚生カード」を配布した。



【登録状況】38事業者（平成24年1月13日現在）

内訳	
娯楽施設（スキー場、映画館、ゴルフ場）	9施設
温泉施設	10施設
飲食施設	8施設
販売施設（道の駅）	7施設
宿泊施設（ホテル）	2施設
観光施設	2施設

【広報・周知】

- ①報道機関による制度周知（市広報、地域FM、一般報道機関）
- ②登録事業所名及び協力内容を「高山市消防団応援事業所」として市ホームページに公表（追加登録に伴い随時更新）
- ③登録事業所追加登録があった都度、支団幹部を通じ全団員に周知

女性消防団の取り組み(茨城県阿見町消防団)

阿見町消防団女性部は、平成16年10月に消防団本部に所属し女性のみで組織する女性部として発足、平成24年4月1日現在、11名の女性消防団員が、消防団の年間行事への参加、防火指導、応急手当指導、軽可搬ポンプ操法など幅広く活動している。また、近年では防災教育への取り組みとして、防災士の資格を取得した。



防災訓練での救命講習



火災予防啓発活動



幼児防火教室



軽可搬ポンプ操法

女性消防団の取り組み(津市消防団デージー分団)

デージー分団は、平成18年1月に女性のみで組織する消防分団として発足し、平成23年4月1日現在、15名の女性消防団員が、広報活動、一般家庭への防火訪問、一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、応急手当指導など幅広く活躍している。

また、近年では防災訓練で、消火活動の訓練展示も行っている。

※「デージー」＝「ひなぎく(火無効く)」



大学生の取り組み(淑徳大学)



- ・千葉県千葉市では、平成22年4月、淑徳大学の防災ボランティア組織「淑徳大学学生消防隊」のメンバーからなる学生消防団(団員11名 うち女性5名)を「千葉市消防団第3分団5部」として、大学キャンパス内に発足させた。
- ・大学構内だけではなく、地域の消防職員の活動の後方支援、広報活動、救急救護等にあっている。
- ・平成22年度から、千葉市の操法大会にも参加している。

大学生の取り組み(松山市消防団防災サポーター)



- ・平成18年4月に導入(全国初の試み)。
- ・市内の4大学から、平成24年4月1日現在、119人が入団。
- ・役割は、大規模災害時に市災害対策本部の要請により、避難所等で応急救護や物資配布などの支援を行う。
- ・また、語学力を活かして外国人被災者の通訳なども実施。
- ・平時は、訓練や行事に積極的に参加するとともに、応急手当指導員や心肺蘇生法などの資格や技術も習得している。

高校生への働きかけ(青森県十和田市・五戸町)

十和田西高校少年消防クラブ (青森県十和田市)

私たちの住む十和田市は、青森県の南東部にあり、神秘的湖十和田湖・奥入瀬溪流等、豊かな自然に囲まれており観光客で賑わう人口6万6,000人の田園都市です。

平成23年4月、青森県では2校目となる高校生の少年消防クラブを結成することになりました。

私たちの学校は、地元の観光資源を活用した学習を通し、ビジネスに関する知識と技術を習得し、上級の資格を習得して進学・就職を目指している全国でも数少ない観光科があります。クラブ員は校内で組織する規律委員会のメンバー8人が属し、今後は消防署や消防団、また、婦人防火クラブの方々の指導を頂きながら防火防災に関する知識を深め、地域防災の担い手として活躍していきたいと考えています。

今年度は、防火パレード等の各種消防行事に積極的に参加すると共に、地域の防災事情の把握、救命講習の受講、住宅用火災警報器設置率向上の広報活動等に取り組み、地域に貢献できるような活動していきたいと思っています。



五戸高校少年消防クラブ(青森県五戸町)

平成22年3月末、日本消防協会副会長でもあります川崎七保五戸町消防団長の働きかけにより、青森県内ではもちろん東北地方でも珍しい高校生の消防クラブが結成されました。

クラブ員は21名。うち半分が女性ですが消防に関心のあるメンバーが集まり、初代隊長には将来消防職員を目指す川守田義仁君が就任しました。

結成当初から約1ヶ月後の五戸地区消防団連合観閲式に参加することが決まっており、初日から早速規律訓練を行い、整列や動作の仕方を地元消防署員や消防団員から指導を受けました。その後も訓練に励み即席ではありましたが、迎えた観閲式では整列と分列行進を堂々と披露することができました。

今後は初期消火や応急手当など実技体験をしながら消防防災を学んでいく予定です。



(財)日本防火協会発行「少年消防クラブニュース」より

高校生への働きかけ(京都市)①

◆京都市では、平成23年11月から「消防団1日体験入団プログラム」を実施している。

【事業化の経緯】

大規模災害時において、要員動員力を活かした地元消防団の活動が不可欠であるが、消防団員の充足と若者の登用が大きな課題となっている。その原因の一つは、消防団との接触機会が少なく、認知度不足により若年層の入団希望者が少ないことが挙げられる。そこで、体験を通じて少しでも消防団に対する認識を深め、消防団との距離を縮め、近い将来、地域の防火防災活動に参加しようとした時、躊躇することなく消防団に入団できる環境を整えるために、「消防団1日体験入団プログラム」を実施することとした。

●実施要綱(「消防団1日体験入団プログラム実施要綱」より抜粋)

【対象】市内に居住、または在学する高等学校生徒

【目的】若年層に対して消防団活動を体験できる機会を与え、入団促進につなげる

【参加人数】原則として、1回50人以内

【カリキュラム】

(1)基礎カリキュラム 消防団活動における基礎的な知識及び技術を習得する

(2)体験カリキュラム 消防団活動を体験する

【被服】活動帽、活動服上衣(長そで)、ズボン、活動服用バンド、作業用手袋等を貸与

【修了証】消防団1日体験入団プログラムを終了した者に対して、修了証を交付

1 基礎カリキュラム		
科目	時間(分)	内容
組織制度	20	消防団の組織制度について
消防団活動	40	消防団活動について
訓練	100	① 実放水訓練 ② その他消防活動に関する訓練
合計	160	

2 体験カリキュラム		
科目	時間(分)	内容
体験	60以上	次の各号のいずれかを実施する。 ① 予防活動 ② 警防活動 ③ 警防訓練 ④ その他

●募集・応募

【募集】市内高等学校、鉄道各駅にてポスター掲示、ビラ配布。※報道機関に対する情報提供により、新聞に記事掲載された。

【応募】「往復はがき」「電子メール」「学校でのとりまとめ」

※参加19名中の応募方法内訳は、「電子メール」11名、「学校でのとりまとめ」7名、「往復はがき」1名。

高校生への働きかけ（京都市）②

●実施概要

「基礎カリキュラム」	<実施日:平成23年11月5日(土) 於:京都市消防学校 参加者:男子11名、女子8名>
1. 組織制度	消防団活動紹介DVD鑑賞、4~5名のグループミーティングを通して基礎知識を学ぶ
2. 消防団活動	消防団員から消防団活動や様子について話を聞く
3. 訓練	参加者を2班に分け、街区訓練場で放水訓練、屋内訓練場でロープ結索訓練を交互に実施



◀グループミーティングの様子
消防職員や消防団員に対して、率直な疑問や質問が投げかけられた。

放水訓練の様子▶
反動力に負けないよう基本注水姿勢を忠実にとる姿は、消防団員さながらの勇ましいものだった。



●「基礎カリキュラム」参加者アンケート結果

【応募動機】	1位 学校内のポスター・ビラ(8件)、2位 学校からの紹介(6件)	※単一回答
【応募理由】	1位 消防士に対する興味(14件)、2位 消防団に対する興味、家族・友人の勧め(6件)	※複数回答
【参加に当たっての問題・不安】	1位 クラブ活動との調整(6件)、2位 授業との調整	※単一回答
【開催希望時期】	1位 11月(7件)、2位 8月、10月(4件)	※複数回答
【期待したこと】	1位 訓練を体験できること、2位 体験談を聞くこと等消防全般に関する知識習得	※記述回答
【感想】	1位 訓練等貴重な体験ができた、2位 消防士・消防団の仕事について知ることができた	※記述回答

医師などその特殊な技術や専門性を生かした消防団活動の例（東京都）

○ 概要

医師など、特殊な技術や専門性を有する者について、**特殊技能団員**として指定。

所轄消防署長が災害の状況等により特殊技能班の活動を必要と認めた場合又は特別区内の消防団長が災害の状況等により必要と認めた場合に、特殊技能団員を招集し、特殊技能班（重機操作、自動車等運転、医療、活動支援）の出場を命じる。

○ 特殊技能班（医療）の活動

都内（特別区）には、特殊技能団員として指定を受けた医師は3名、看護師等は33名在籍。

<活動例>

本制度を開始した平成18年9月1日以降、実災害での活動事例は発生していないが、震災訓練や消防団点検等において、現場救護所等における救護活動、トリアージに関する協力及び消防団員が実施する応急救護の助言を行っている。



○ その他の特殊技能班の活動

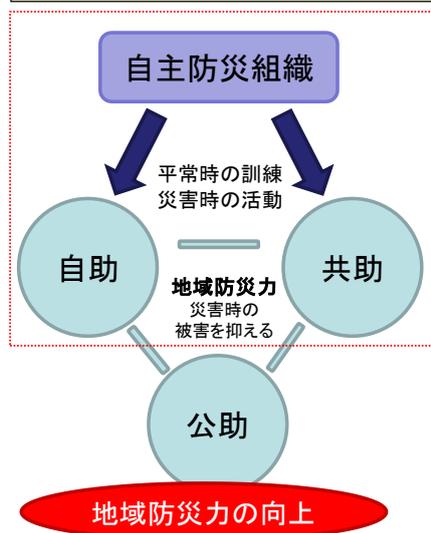
特殊技能班には、その他に重機操作（重機を操作し、災害に対応した活動を実施）、自動車等運転（マイクロバスやトラック等を運行し、活動人員、資機材、傷者等を搬送）及び活動支援（災害等活動の支援や安全管理に関する助言を行い、二次災害の発生を防止）がある。



2 地域の総合的な防災力の向上のために

自主防災組織

- 地域住民が「**自分たちの地域は自分たちで守る**」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織
 - － 災害対策基本法では「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と定義されている
- 主に町内会・自治会等の規模で設置・運営されており、組織の隊員はその地域に住んでいる住民（平成23年4月1日現在、組織数146,369団体、隊員数は約3,798万人）
- 大規模災害時に行政機関による救助が困難な場合、自主防災組織による自助・共助が非常に重要である



防災倉庫・防災資機材



防災訓練

☆自主防災組織の育成のため、市区町村において防災資機材購入費や組織運営費用に対する補助、防災資機材等の現物支給などが行われている

☆消防庁では、自主防災組織活動を進めるための指針（手引）の作成・配布、出前講座等を通して、自主防災組織活動を推進している

※東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値（平成22年4月1日現在）による集計

主な活動

平常時

- ・防災知識の普及
- ・地域の災害危険箇所の把握
- ・防災訓練の実施
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災資機材の備蓄と整理、点検

災害発生時

- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・出火防止と初期消火
- ・避難誘導
- ・被災住民の救出、救護
- ・給食、給水

自主防災組織活動事例

忘れない 阪神・淡路大震災～安全・安心のまちづくり～

愛宕一之部防災会(東京都港区)

東京・新橋駅周辺のビジネス街並びに繁華街が混在する地区を活動範囲としており、平成12年4月に17町会・自治会で結成された。消防署、消防団と連携して毎年発災対応型訓練を実施するとともに、初期消火訓練、自動体外式除細動器(AED)を活用した心肺蘇生法、震災用救助資器材取扱訓練等を行うことで、防災行動力の向上を図っている。

また、消防水利の不足地帯であることから、雨水貯留槽を設置するとともに、駅前大型スクリーンにより火災予防、火災による死者防止、消防団員募集、住宅用火災警報器設置促進などの広報を行っている。その他、近隣の福祉施設と災害時応援協定を結ぶなど、広域的な協力体制を構築している。



大型スクリーン広告「新橋ファロビジョン」



JR新橋駅西口駅前広場雨水貯留槽

第12回防災まちづくり大賞 消防科学総合センター理事長賞(一般部門)受賞

(財)消防科学総合センターHPより

婦人(女性)防火クラブ

1 経緯

安全な地域社会づくりを目指して

総務省(旧自治省)消防庁 → 都道府県
『予防行政の運営方針について』(昭和37年4月6日)

婦人(女性)防火クラブ
少年消防クラブ
幼年消防クラブ

積極的な結成を図る

原点は「家庭防火」

地域の実情や特性を活かした防火・防災活動
高齢化社会の到来に伴う福祉活動

2 現況

- ① 婦人(女性)防火クラブ数 10,381クラブ
- ② 婦人(女性)防火クラブ員数 1,569,716人(H23.4現在)



住宅用火災警報器設置についての
実態調査

3 活動事例

- ① 防災知識の普及啓発
 - ② 応急救護訓練
 - ③ 住宅用火災警報器の設置推進
 - ④ 消火訓練、消火器取扱訓練
 - ⑤ 放水訓練
- など

※東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値(平成22年4月1日現在)による集計

婦人(女性)防火クラブの取り組み

婦人(女性)防火クラブの主な活動例としては、火災予防の啓発活動があります。地域住民や児童・生徒などに対する火災予防に関する知識の普及啓発や、消火器取扱訓練などの実演を通じた火災予防のための技術向上に貢献しています。

さらに、地震時の家具転倒防止に関する知識の普及啓発、応急救護訓練の実施、消防団等と連携した地域の防災訓練への参加、災害時における炊き出しなどの後方支援活動などが実施されています。このほか、東日本大震災においては、避難所における炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等、各地のクラブが様々な形で支援活動を行っています。



住宅用火災警報器設置推進活動
【伊勢崎市女性防火クラブ】
(提供:群馬県伊勢崎市)



住宅用火災警報器の普及促進のため高齢者宅の訪問
【うるま市女性防火クラブ】
(提供:沖縄県うるま市消防本部)



紙人形劇による防火意識の啓発活動
【倉敷市女性防火クラブ協議会】
(提供:岡山県倉敷市)



炊き出し【日立市女性防火クラブ連絡協議会】



募金活動【伊勢崎市女性防火クラブ】
(提供:群馬県伊勢崎市)

東日本大震災における婦人防火クラブの活動状況

被災地で

炊き出し

- 避難所での炊き出し
- 他市町村への炊き出し応援

町内会等と共同で避難所運営

支援物資の仕分け・分配

ボランティア活動



県外避難者の受け入れ先で

避難所での支援

- 炊き出し
- 食事の準備への協力



全国で

義援金の提供

- 募金活動
- チャリティーバザー

支援物資の募集・提供



(写真提供: 伊勢崎市)

東京消防庁災害時支援ボランティア募集 ～地域防災にあなたの力を活かしませんか～



東京消防庁災害時支援ボランティア
ボランティア通信

↑各消防署の災害時支援ボランティアの活動はこちら

東京消防庁では、震災時等に消防隊の活動の支援を行うボランティアを募集しています。



平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊とともに多くの火災が発生し、6,000名を超える尊い人命が奪われました。また、この震災は、消防機関のみでの活動の限界を改めて思い知らされた災害であり、同時に様々な教訓も得ました。

東京消防庁では、従来から震災対策を施策の最重要課題に位置付けてきましたが、その一環として、海外で発生したロマブリータ、ノースリッジ地震などで現地の市民ボランティアが災害活動支援に事実したこと、その後、北海道南西沖地震が発生し、ボランティア活動の気運が国内でも高まっていたことなどに着目し、平成5年から全国に先がけ災害ボランティア制度について検討を開始しました。その後、試験的な運用を経て、平成7年7月に全庁的に制度を発足させました。

●東京消防庁災害時支援ボランティアは、登録制の専門ボランティアです。

- お住まいの住居または勤務先・通学先を管轄する東京消防庁管内の消防署に事前の登録(以下、「登録署」という)を必要とします。
- 災害現場での実動ボランティアであるため、活動には一定の知識、技術が必要です。登録時(後)に3時間程度の「ボランティア講習」を受けていただくほか、各種訓練や講習会に参加していただき、知識・技術の向上を目指します。
- ユニフォーム(ジャンパー、ヘルメット)を活動時(訓練を含む)にお貸しします。
- 東京消防庁管轄下に震度6弱以上の地震が発生した際、参集できる方は自発的に東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防活動の支援にあたります。
- その他、震災以外の大規模な自然災害や事故が発生した場合の消防署の後方支援活動をお願いしています。

●登録要件

原則として東京消防庁管内に居住または勤務・通学されており、震災時等に消防に対する支援活動を行う意志のある15歳以上(中学生を除く)で、次のいずれかの要件を満たす方です。

1. 普通救命講習を修了している等、応急救護に関する知識を有する方
2. 過去に消防職員、消防団員、消防少年団員として1年以上の経験がある方
3. 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格や技術(消防設備士、危険物取扱者)を有する方

●災害時の活動

消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を行います。

1. 応急救護活動
2. 消火活動の支援
3. 救助活動の支援
4. 災害情報収集活動
5. 消防用設備等の応急措置支援
6. 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動
7. その他、必要な後方支援活動



< チーム編成訓練状況 >

●平常時の活動

1. 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加
2. チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、
「コーディネーター講習」への参加
3. 消防出初式等の行事への参加
4. その他登録消防署の要請による活動

平成 23 年 1 月 22 日 災害時支援ボランティア合同訓練を実施



< 「防災とボランティア週間」に伴う行事 災害時支援ボランティア合同訓練の状況 >

※ 東京消防庁災害時支援ボランティアへの登録について関心のある方は、住居または勤務先・通学先を管轄する東京消防庁管内の各消防署にお問い合わせください。

[東京消防庁災害時支援ボランティア各種講習案内](#)

[東京消防庁災害時支援ボランティア登録申込書](#)

詳しくは

住居または勤務先・通学先を管轄する

東京消防庁管内の消防署

または

東京消防庁 防災安全課

03-3212-2111(代表)[内線3927]

までお問合せください。

1. 少年消防クラブとは

① 10歳以上15歳以下の少年少女を中心として編成(当初)

- 対象年齢を小学校低学年まで引き下げている例も多い
- 平成20年11月、対象年齢を18歳まで引き上げる等の対応を要請

② 子どもたちが防火・防災について学び、訓練や講習など様々な体験を通して、消火や応急手当などの知識・技術を身につけることを目的

2. 少年消防クラブの現況 (平成23年5月現在※)

- ① 少年消防クラブ数 4,913 クラブ
- ② 少年消防クラブ員数 約43 万人



3 少年消防クラブ活動事例

- ① 防災訓練等への参加、消防訓練(実技)
- ② 防火、防災知識の普及(講義)
- ③ 行事・コンクールへの参加
- ④ 学校内の安全点検
- ⑤ 防災マップ作り 等



※ 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県は平成22年5月の値を使用

少年消防クラブの取り組み(静岡県)

黒田学童少年消防クラブ(富士宮市)

黒田学童少年消防クラブは、学校でなく、学童で結成された県内では珍しいタイプの少年消防クラブです。毎年夏には花火の正しく安全な遊び方について学ぶ「花火教室」が開催され、クラブ員はそれぞれ自分の住む地域で開催される花火教室に参加し、消防職員の指導の手伝いをします。

消火訓練や防火ポスターの作成といった火災に関わる予防活動の他に、研修では地震防災センターを見学し防災についての知識を身に付けたり、危険物安全週間期間中にはガソリンスタンドにのぼりを持って立ち、給油する車に危険物の安全な取扱いをお願いするなど、活動は多岐に渡ります。



磐田市立青城小学校 少年消防クラブ(磐田市)



磐田市立青城小学校少年消防クラブは、昭和56年に結成され、現在小学校高学年を中心に有志の児童で活動をしています。

ロープワークでは消防職員が実際に現場で用いる結索法を学び、お互いに教え合いながら技術を身に付けていきます。また、卓上燃焼実験では、自らの目で燃える様子確かめながら家庭内の身近な物質の性質や取扱いについて、学んでいます。

この他、消防職員の指導の下、AEDや心配蘇生法について学ぶなど、より実践的な訓練を通じて命を守る方法や消防・救急の仕事について理解を深めています。

少年消防クラブの取り組み(愛知県)

全国少年消防クラブ運営指導協議会愛知県支部の「愛知県消防学校一日体験入校」は、30年以上続いています。一日入校は夏休み中に3日間開校します。各日約500名、延べ1,500名のクラブ員が消防学校で様々な体験をします。「放水体験」「消防車試乗」「地震体験」「煙道体験」など、楽しみながら、実際に体験できるメニューを数種類用意しています。こうした体験を通じて、子ども達に防火や防災を学ぶ場を提供しています。



消防車試乗



煙道体験



地震体験



空気呼吸器装着



住宅用火災警報器啓発

(写真提供:愛知県)

宮城県気仙沼市立階上(はしかみ)中学校の取り組み

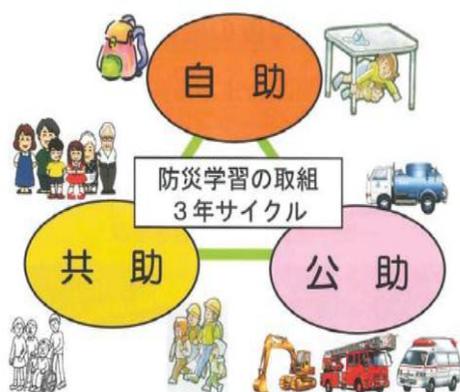
1 概要

宮城県気仙沼市立階上(はしかみ)中学校では、震災前から全校をあげて「防災学習の取組3年サイクル」として、自助・共助・公助を中学3年間で学ぶ取組を行っている。

津波体験者からの聞き取りや応急手当の講習、消防団など地域と協力した訓練などを行うとともに、特に総合防災訓練では、「自分たち中学生が、災害時にできることは何だろう？それを考え、実行します。」をモットーに、避難所の設営や炊き出し、救出・救護、テント・トイレの設営などの訓練に取り組んでいる。

東日本大震災において、実際に中学校が地域の避難所となり、避難所の設営、炊き出し・配膳、清掃・トイレの水汲み、支援物資の運搬・配布に、先生たちが驚くぐらい、中学生たちが頑張ったと報告されている。

2 防災学習の取組3年サイクル



平成21年度の取組

公助

- ・関係機関の協力による各種講習
ハンディキャップ体験
応急手当講習
救急救命講習
- ・総合防災訓練
→関係機関の活動内容を学ぶ



平成20年度の取組

自助

- ・過去の津波体験者から講話
- ・地域への聞き取り調査
- ・地区の防災マップの作成
- ・総合防災訓練
→自分の身を守り、被害を最小限にすることを目的とする



平成22年度の取組

共助

- ・防災調査
- ・体験活動
- ・地域の関係機関とのより一層の連携
(消防団、婦人防火クラブ、自治会)
- ・総合防災訓練(地域住民と合同)
→地域と協力し、共に助け合う!



平成24年2月11日少年消防クラブ指導者研修会資料より

消防少年団員募集

1 消防少年団に入ろう！

先の東日本大震災において、尊い児童生徒の命が奪われ、児童生徒への防災教育の必要性が今、叫ばれています。東京消防庁では、平成20年度から総合防災教育として、児童生徒の防災行動力を高める事業を推進しています。

消防少年団員については、この総合防災教育を受ける一般の児童生徒などの同世代の防災リーダーとして、また、地域防災の担い手へと育成し、活躍できるよう期待されています。

2 消防少年団(Boys and girls Fire Club. 略称B. F. C)とは？

「七つのちかい」のもと、防火防災に関する知識及び技術を身につけるとともに、規律ある団体活動や奉仕活動などを通じて、社会の基本的なルールをきちんと守り、思いやりの心を持った責任感のある大人に育つよう、日々の活動に取り組んでいます。

消防少年団「七つのちかい」

- 私は、火の用心に努めます。
- 私は、礼儀正しくします。
- 私は、約束を守ります。
- 私は、自分のことは自分でします。
- 私は、すなおにします。
- 私は、たがいに助け合います。
- 私は、常に感謝の気持ちを忘れません。

3 消防少年団の歴史

昭和26年に国からの通知により、東京都内では小学校単位で結成されましたが、東京消防庁管内では、昭和51年に消防署を単位とした団体へ再編し今日に至っています。

4 消防少年団の組織構成・現況

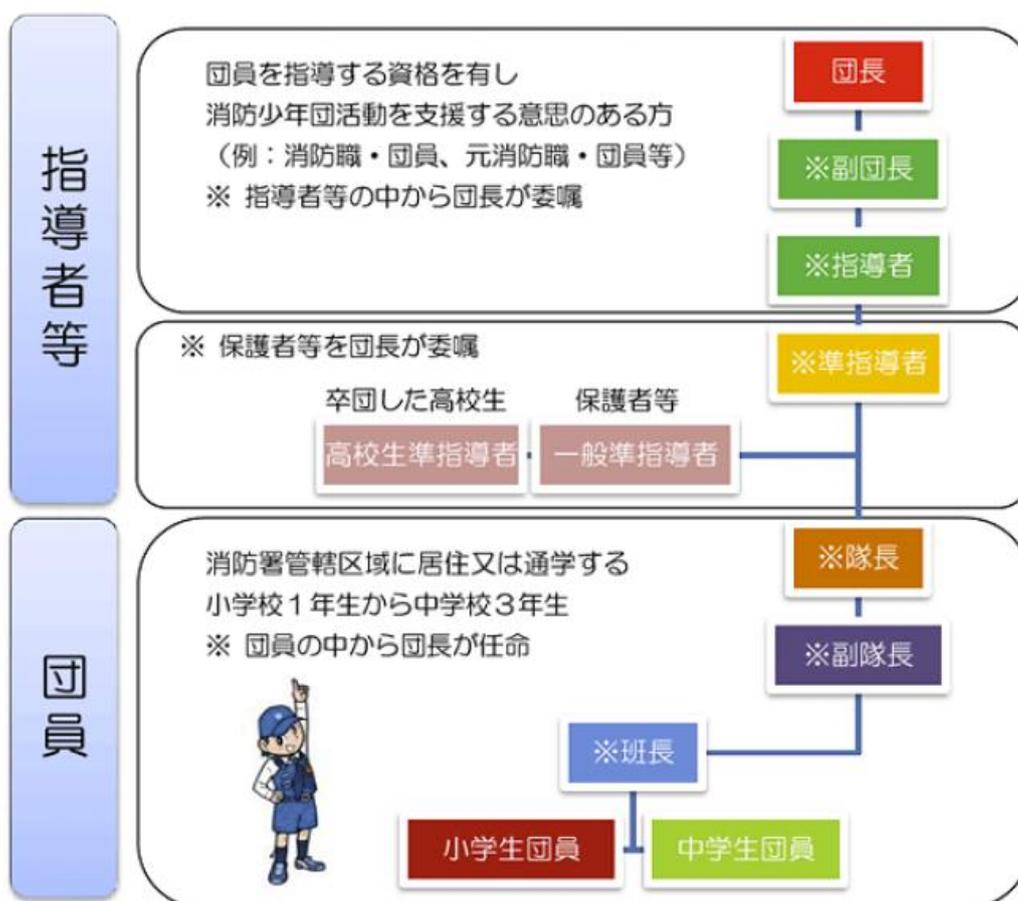
消防少年団は、原則、消防署管轄区域に居住又は通学する小学校1年生から中学校3年生までの児童、生徒、消防少年団の活動を支援する準指導者、指導者で構成されています。(表1参照)

準指導者は、15歳以上の卒団した高校生や団員の保護者等、指導者は、団員を指導する能力を有する、例えば消防職・団員、元消防職・団員、その他教育関係の職につかれた方等、消防少年団活動を支援する意思のある方がボランティアとして活動しています。

平成22年度に、東久留米消防少年団が発足し、東京消防庁管内全体では現在80団が活動しています。(表2参照)

また、総務省消防庁の指導により全国各地で少年少女を対象とした同様の団体が結成されています。

表1 消防少年団の組織構成(基本的な例)



※ 各団の実情、規模等により若干異なります。

表2 消防少年団の現況(平成23年5月1日現在)

団数	隊数	班数	団員数 (人)		指導者数 (人)	準指導者数 (人)	
			(小学生)	(中学生)		(一般)	(高校生)
80	136	229	3,124		914	910	
			2,267	857		540	370

5 主な活動内容

各種行事への参加のほか、年間計画に基づき、規律訓練や結索訓練の他、火災予防広報として地域の商店街におけるパレード、高齢者施設訪問などを行っています。(表3参照)

各種訓練では、技能考査基準を設けており、基準に達した団員は、技能章のバッヂを制服の胸につけます。

表3 活動の紹介

活動事例		
		
応急救護訓練	火災予防広報	初期消火訓練

※ 毎月約1～2回の訓練、行事参加等の活動を実施しています。

小学生、中学生であれば、消防少年団に入団できます！
入団の方法や活動内容など、詳しいことは最寄りの消防署へお問合せください。

消防少年団に入ろう！



少年消防クラブ交流会 概要

1 目的

東日本大震災被災地の消防団等から震災の教訓を学び、他地域の少年消防クラブ員と交流を深める交流会を開催することにより、将来の地域防災の担い手（消防団等）育成を図る。

2 日程

平成24年8月7日（火）～9日（木）

3 行程

岩手県：盛岡市→陸前高田市→遠野市（1日目宿泊）→矢巾町→宮古市（2日目宿泊）→盛岡市

4 参加クラブ

北海道、東北、関東地方のモデルクラブから募集した18クラブ
（1クラブは小学校3年生から中学校3年生までのクラブ員5名程度及び指導者2名程度。クラブ員84名、指導者36名、合計120名）

5 内容

（1日目）8月7日

- ・集合（盛岡駅前）
- ・被災地視察（陸前高田市）＜協力：同市消防本部＞
- ・宿泊施設着（遠野市）

お話し会（参加各クラブ活動紹介、語りべ及び子ども語りべ）

（参加各クラブ、遠野市立土淵小学校少年消防クラブ及び遠野市立遠野北小学校少年消防クラブ）

（2日目）8月8日

- ・合同訓練（矢巾町）
（参加各クラブ及び矢巾町少年消防クラブ）
＜協力：岩手県消防学校、矢巾町消防団＞
- ・岩手県防災センター視察（矢巾町）

- ・キャンプ場着（宮古市）

炊き出し訓練、キャンプファイヤー

（参加各クラブ及び宮古市かぶと少年消防クラブ）

＜協力：宮古地区広域行政組合宮古消防署川井分署、宮古市消防団、川内婦人消防協力隊＞

（3日目）8月9日

- ・野外活動（宮古市）
- ・解散（盛岡駅前）

6 その他

参加した少年消防クラブ員の感想等を基に記録集を作成し、消防庁ホームページに掲載する予定。

防災体操

平成24年6月に全国消防職員意見発表会が札幌で行われ、宮城県大崎広域消防本部の意見発表が最優秀賞に選ばれた。
発表者は2歳の子どもを持つお母さん職員で、防災体操という踊りを作り、「地震が起きた時には頭を隠そう」など、歌と体操を組み合わせる防災を学ぶという取組を実践している。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を被災地として経験。

その時から我が子が「地震」と聞くと人にしがみつくような姿を見て、「地震＝怖い」では身を守ることができない、幼くても自然にその対処方法を身につけてほしいという願いから、地震がきたら頭を守るというような動作を遊びの中で身につけることができたら子供達がやがて大きくなった時に高い防災意識を持って、自身を守り周囲を助けてくれるのではないかと考えた。

幼年期から学べる「ぼうさい体操～ぐらぐらステップ～」で、その取り組みを多くに伝えたい。

『ぼうさい体操～ぐらぐらステップ』

作詞・作曲 佐々木千絵

1. なんだかぐらぐらしてようなー これほもしかして、じしんかな？
2. すくにあうちから出るなら、早くつぎを歩いて来てよう
3. ひなんのあとで、きついでよ。 だいじなものも、わすれたよ。

そんなときにはあわてないでね。 逃げ道を覚えて、ひなんしよう。 あしもどかじん、ガラスはない。 助かる上に包帯をつけて、 隠るとはあうちにもごりたいてご。 もどるとあうちない！ がんばりよう。

大崎消防 消防本部

防災体操図解 (大崎地域広域行政事務組合消防本部HPより)



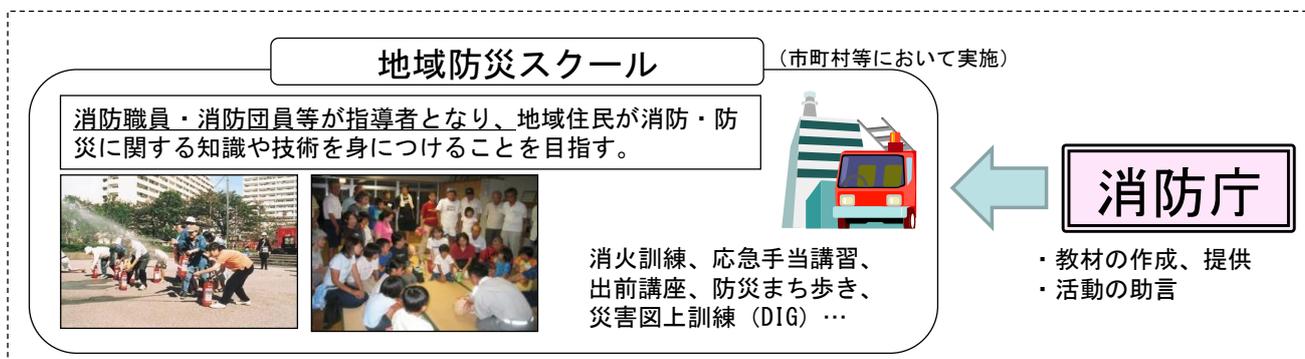
防災体操動画



地域防災スクールの推進

地域防災スクールとは

- 市町村等において実施される、自主防災組織、児童、生徒等の地域住民に対して、防災活動や消防についての理解促進のための基礎知識や基本的な技術を広く伝え、将来の地域防災を担う人材を育成する取り組み。
- 消防職員・消防団員等が指導者となって実施し、地域住民が初期消火、避難、救出・救助、応急救護などの防災に関する知識や技術を身につけることを目指す。



推進支援策

【教材の作成・提供】

消防庁では平成21年度、地域防災スクールにおいて活用できる指導者用防災教材「チャレンジ！防災48」を作成し、平成22年3月に都道府県、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会及び消防署等に配布しました。また、本教材については、消防庁ホームページの防災・危機管理e-カレッジ (<http://www.e-college.fdma.go.jp/>) からダウンロードできます。

指導者用防災教材「チャレンジ！防災48」

消防庁では平成22年3月、子どもたちが小さいころから防災に興味を持ち、災害時の身の安全の確保、初期消火、応急救護など、発達段階に応じた実践的な防災知識を身につけてもらうことを目的とした防災教材「チャレンジ！防災48」を作成した。

- 都道府県、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、消防署、消防団等へ約1万7千部配布し、さらに総務省消防庁の防災・危機管理e-カレッジ (<http://www.e-college.fdma.go.jp/>) にて公開。
- ただ聞くだけの座学ではなく、実技的な要素を多く含む実践的な教材となっている。
- 年代別に区分されたコンテンツメニューが数多く用意されているため、指導者が教育現場に合った項目を選んで指導できる。
- 災害に関する映像(動画)・写真をDVD教材に多数収録しており、実際の災害の怖さや迫力を体感できる。



- 本教材の内容
- ①指導者用テキスト
 - ②実技・演習等を補完する補助教材
 - ③災害に関する映像・写真
 - ④参考資料

・「チャレンジ！防災48」をより有効に活用して頂けるよう、活用にあたってのポイントや、実際に活用して防災教育を実施した事例を紹介した、活用事例集を作成。消防庁ホームページに掲載 (<http://www.e-college.fdma.go.jp/bosai/bousai48.pdf>)

岩手県釜石市での取り組み①

◆釜石市では「津波防災教育」を実施しており、東日本大震災において「子ども犠牲者ゼロ」を達成した。

【釜石市における防災教育のあゆみ】

○平成20年、文部科学省「防災教育支援モデル地域事業」に採択されて以来、市内の全小中学校を対象に津波防災教育を推進。全住民が一定期間必ず属することになる小中学校で津波防災教育を行う仕組みが構築されることで、長期的視点にたつと、全住民に津波防災に関する知恵を与えることになり、ひいてはそれが釜石の津波災害文化の醸成につながるからであると考え、沿岸部に位置する学校教諭を中心として、防災教育カリキュラム作成ワーキンググループを立ち上げ、教材開発に着手。

○平成22年、防災教材「津波防災教育のための手引き」作成。

○平成23年3月11日、東日本大震災において、学校管理下にあった児童・生徒の犠牲者はゼロであった。

●「防災教育支援モデル地域事業」応募内容

【目的】「地震・津波から子供の命を守る」をキーワードとして、その保護者や地域の住民が協力して安全に避難できる地域づくりを推進することにより、防災教育にまい進する地域体制、具体的教育手法を構築する。

【事業内容】①防災科学技術教育関連教材等の作成

- ②学校の教員等を対象とした研修プログラムの開発・実施
- ③実践的な防災教育プログラムの開発・実践
- ④地域の実情に応じた先進的な取り組みの実施

「平成20年度 文部科学省防災教育支援事業
—子どもの安全をキーワードとした津波防災—報告書」



●『釜石市津波防災教育の手引き～はじめに』

釜石市での津波防災教育の目的は、今日明日にでも発生するかもしれない三陸沖地震津波に備えて、児童・生徒に『自分の命は自分で守ることのできるチカラ』をつけることです。(中略)釜石市では、小中学校での津波防災教育を継続していくことにより、『釜石に住むことは津波に備えるのは当たり前』という文化を形成するとともに、『津波はたまに来るけど、釜石はこれほどまでに魅力的な郷土である』という郷土愛を育てていきたいと考えています。(平成22年3月吉日 釜石市教育長)

岩手県釜石市での取り組み②

●『釜石市における防災教育の理念』

釜石市に住むための『お作法』としての津波防災

津波防災教育を通じて、いざというときに津波から生き延びるための知恵をつけることは、この地で住むことのお作法である、という認識のもとで防災教育を実施している。

『子どもの安全』をキーワードとした津波防災

地域の宝である“子ども”の津波からの安全をキーワードに教育することで、学校から保護者、地域へと防災教育の実施効果が波及させていくことを念頭において、学校における津波防災教育を実施する際には、保護者や地域を巻き込んだ活動を積極的に行っていくようにしている。

『てんでんこ』の意味を見つめ直す

釜石市における津波防災教育では、子どもを通じて、その保護者に対して、「子どもには一人でも避難することができる知恵を持たせるための教育をしっかり行うので、いざというときには子どものことを信用して、保護者の方々もちゃんと避難してほしい」というメッセージを発信し、各家庭で津波襲来時の避難方法に関する具体的な相談をすることを促すような取り組みも行っている。

『助けられる人』から『助ける人』へ

中学生における防災教育では、『地域のために中学生である自分たちができることは何か?』を考えることを促し、そしてそれを実行するための行動力を身につけることを目的とした指導を行っていかうと考えている。



**EASTレスキュー
(釜石東中学校)**
『助ける人』になれるような知識や技術を身につけるための実践教育。

津波防災意識啓発DVD (釜石東中学校)

生徒扮する『てんでんこレンジャー』が、日頃からの備えを分かりやすく紹介。



小中学校
合同避難訓練
(輪住居小学校
・釜石東中学校)

こども津波ひなんの家
(輪住居小学校・釜石東中学校)
防犯分野で導入されている「こども110番の家」をヒントに、子どもを介して地域に津波防災を波及させる。



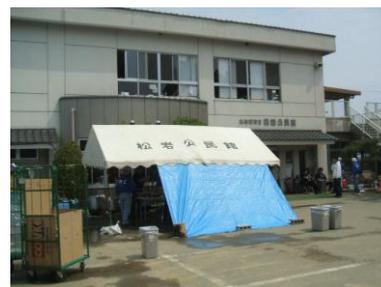
宮城県気仙沼市立松岩公民館の取り組み

宮城県気仙沼市立松岩公民館は、平成15年度に文部科学省から全国優良公民館に選定された。東日本大震災においても避難所としての役割を果たした。その運営がスムーズにできたのは、自治会長たちが連絡協議会を立ち上げるなど、普段から連携を取っていたためと考えられる。

松岩公民館は、発災直後から公民館長を主体とした役員による運営を始めたが、備蓄品等はなく調理器具がある程度であった。不審者対策として避難者一人ひとりに手作りのパスポートを持たせた。

最終的には避難者を交えての運営に変えていった。これは避難者の自立を促すためである。

松岩公民館は、「陽はまた昇る」という記録誌を作成した。被災直後から避難所閉鎖までの流れが記録誌にまとめられている。



平成23年4月27日の松岩公民館



河北新報 3.11大震災「避難所 いま」

気仙沼市松岩公民館(宮城)／長期化想定、進む自治(平成23年3月31日記事)

気仙沼市唯一の公設民営の公民館で、日ごろから地域とのつながりが強い。震災当日、多くの住民が長期間避難することを想定し、被災しなかった住民から米を分けてもらったり、簡易トイレをリース会社から借りたりした。

斎藤文良館長(70)は「住民の協力でいち早く備えることができた」と胸を張る。

避難所は住民が主体となって運営している。ボランティアの力を借り、1日3食を全て館内の炊き出しで賄う。30日の昼食はちらしずしにマカロニサラダ、わかめスープ。温かいメニューが好評だった。

風呂の設置を市災害対策本部に要望したところ、本部を通じてメーカーから資材を提供してもらった。30日朝から住民とボランティアが手分けして作り上げた。

避難した各地区の自治会が協力し、館内で新たな自治組織をつくろうと声を掛け合っている。

前浜自治会副会長の内海晃さん(63)は「家を失った人が多く、いつまで避難することになるか分からない。ここを出るまで、力を合わせて生活していきたい」と口元を引き締める。

3 新時代に対応した消防団運営

財団法人日本消防協会提供

「多機能部隊を専属化」

埼玉県 坂戸市消防団 団長 栗原 初夫



集合写真

坂戸市消防団多機能部隊は、平成20年12月に（財）日本消防協会から「消防団多機能型車両」を交付されたことを契機に発足し、地元分団の消防団員と多機能部隊を兼任する隊員で編成していた部隊を、平成22年度からは専属隊員として再編成し、各種災害現場でその機能をフルに発揮するため、車両整備及び訓練を日々実施しています。今年度は、新たな隊員も加わり専属隊員7名で消防団活動にあたっています。

【坂戸市消防団多機能部隊資機材取扱い訓練】

平成23年7月3日、気温30℃を超える猛暑の中、多機能部隊資機材取扱い訓練を実施しました。この訓練は、平成22年9月に埼玉県消防学校にて開催された総務省消防庁による「消防団員救助資機材取扱い講習」を受講した隊員2名を指導者として、資機材操作時の注意点や操作方法等、基本訓練及び応用訓練を用いた総合訓練を行い、習得技術の伝達及び部隊隊員の技術の向上を目的として実施されました。

【基本訓練】

- ・油圧器具（手動式油圧カッター）及びエンジンカッターを使用してのパイプ切断訓練
切断時には、二次災害などの発生に留意し、切断可能なパイプであるかどうかを確認するとともに、油圧式とエンジン式の違いに注意しながら訓練を実施しました。



カッター



エンジンカッター

・チェーンソーを使用しての倒木切断訓練



チェーンソー

台風などの風水害時には倒木が道路を塞いでしまう場合があります。倒壊家屋からの救出作業でも、チェーンソー等の切断器具は大変重宝されます。しかし、操作方法をひとつ間違えればキックバック現象などにより大きな事故にも繋がることから、基本操作を重視した訓練を行い、その後に立ち木の切断方法と挟み込みが起こる場合の切断訓練を体験しました。

【応用訓練】

基本訓練終了後、廃車両を使用した応用訓練を実施しました。車内には1名の要救助者がいるという想定で、油圧器具及びエンジンカッターを使用し、車両右後部ドアを開放して救出するというものです。訓練では要救助者の気持ちを体験するため、人形ではなく、隊員自らが要救助者役を行い、二次災害に備えての警戒筒先を配備し、周囲にも注意をするなど、実践さながらの応用訓練を実施しました。



説明

訓練手順及び操作時の注意事項、使用する資機材にも様々な種類があることを説明し、操作時の安全確保や周囲の状況確認に留意して、基本訓練を重視し訓練を実施するよう隊員に指導しました。エンジンカッター使用時、車内に閉じ込められている要救助者を気遣うということとはどのようなことか、実際に体験することで助ける側と助けられる側の違いを体験することができました。



切断訓練



要救助者

【今後の取組及び課題】

現在、専属多機能部隊として7名で活動していますが、大規模災害発生時には、消防団員全員が資機材を活用でき、いざという時、自ら考え行動できるよう訓練を重ねていくことが必要です。いつ起きるか分からない災害、いざを今に変える力をつけられるよう、個々の知識と経験を積み重ねていくことがこれからの課題であると考えます。

【教訓】

「知識や技術は継続して磨いて行かなければすぐに忘れてしまうものであること。」

今回、訓練を通じて忘れていたことを思い出すことができました。指導する側であればこそ、学ばなければいけないことが沢山あるのだと再認識することができました。

これからも習得した技術を錆びさせないように、また後継者を育てて行けるような様々な訓練を重ねて行く所存です。

時 間	多 機 能 部 隊 訓 練 概 要
8:50	多機能部隊員集合及び機械器具・資機材の整備（準備）
9:10	開会式（集合整列）
9:20	基本訓練 講師（安全員）：消防団員救助資機材取扱い講習受講隊員 （1）救助資機材取扱い訓練（エンジンカッター、チェーンソー、油圧器具） （2）救急資機材取扱い訓練（AED、四つ折り担架） （3）消火資機材取扱い訓練（可搬ポンプ）
10:20	休 憩（10分間）
10:30	応用訓練 講師（安全員）：消防団員救助資機材取扱い講習受講隊員 ア 油圧救助器具（手動式油圧カッター）によるドア隙間の拡張 イ 切断器具（エンジンカッター）によるドアの切断 ウ 衝撃破壊器具（ストライカー）によるドアの開放 エ 救急資機材（四つ折り担架）による要救助者の救出搬送 オ 消火資機材（可搬ポンプ）にての救出救助活動中の警戒筒先の配備 カ その他（夜間想定による投光器設営）
11:20	閉会式
11:30	撤収・資機材整備（清掃）終了後、解散

「図上訓練による消防署と消防団との消防連携の強化について」

東京都奥多摩町消防団 団長 長田 一雄



奥多摩町は、東京都の全面積の10分の1にあたる225.63km²の面積を有し、全域が秩父多摩甲斐国立公園内に位置しています。

この面積の94%が山林で、風光明媚な当町には近年の登山ブームもあり、都市部の住民を中心に年間145万人以上の観光客が訪れています。主に東京都最高峰の雲取山(2,017m)をはじめとする山々には、四季を通じて大変多くの登山客が

入山します。また、その反面、昼食時に携帯用コンロ等を山林内で使用する者も増えており、消防団として最も警戒している山林火災の発生を危惧しているところです。

奥多摩町消防団は、町内21自治会、東西20kmという広範囲な地域を、6個分団325名の団員で管轄しておりますが、それぞれの分団には消防ポンプ自動車を1台ずつ配備し、日夜、管内の防火、防災の任務にあ



たっております。その消防活動において、山間部などの水利の少ない場所での作業においては、消防団幹部それぞれが全体の中での自分の役割を理解した上で行動し、かつ消防署と緊密に連携を取ることが消火作業の効率を格段に向上できる一番の方法だと考えています。

そのため、奥多摩町消防団では、一年に数回、奥多摩消防署の協力による「消防団図上訓練」を開催し、火災等の災害時における消防署と消防団との連携の強化、現場での分団長同士の役割分担（立ち位置）の確認、団幹部の状況を踏まえた迅速かつ正確な判断能力の養成を図っています。

訓練は、団幹部と消防署員の30名程度が一室に集まり、スクリーンを使用して行います。

訓練の流れとしては、まず消防署が画面





上に地図を表示し、発災場所、時間、周辺地域の状況などの想定を説明した後、各分団長が提示された情報を基にどう現状を理解し、いかに消火の手当を講じていくかを現場到着順に前に進み出て説明します。その際、想定火災現場を管轄する分団の分団長が訓練上のリーダー（進行役）となり、それを他の分団長がサポートするという形をとります。

また、分団長による説明は実際の無線機

を使用した通信訓練という形をとり、現場と同じように副団長、他の分団長、消防署への報告、指示など連絡調整を行いながら鎮火まで進め、最後に消防署からの講評をいただいた上で反省点などについて意見交換を行います。

とくに、想定によっては火災現場が山林など水利の少ない地域である場合もあり、ときには水利確保のため高低差300mの現場まで他の分団のポンプ車や小型動力ポン



プを中継に入れながらの送水作業を想定することになります。

そういった場合の作業の多くは、道路幅の狭い危険な場所であることも多く、何台もの消防車両を配置できる状況は少ないため、消防団幹部は、消防車両の現場への入場規制や消火活動中の団員へ安全指導をする安全管理員への指示、さらには照明などの機材や団員用の食料などの物資の運搬も考慮に入れることになります。

消防署長と消防団長が連携し、消防署員および消防団員への的確な指示を計画的に出すことで効率のよい消火作業を行い、負傷者を1人も出さない現場管理ができるようになることがこの訓練の目標です。

これまでに数回行った図上訓練の結果として、分団長の防災意識が向上し、分団同士の連携および情報統制により初動体制を

整えるのが目に見えて早くなり、特に安全管理による火災現場での装備の不備がなくなりました。今年春に奥多摩の山林中腹において建物火災が発生した時には、早い時期に水利確保ができたことで奥多摩消防署と連絡調整も効率よく進めることができ、消火活動の役割分担がうまく機能し、使用した道路での車両同士のトラブルもなく、効率よく鎮火まで納めることができました。

以上のように、消防団図上訓練によって消防署と消防団との消防活動における連携を強め、災害情報を組織全体で共有し、消防団幹部が状況に応じて適材適所を勘案した判断、指示を行えるようになることで、奥多摩町消防団がより安全かつ機能的な消防活動を進められるように、これからも日々精進したいと思います。



中学生を対象に「災害図上訓練」を実施 ～自らの目で地域の弱点を発見！～

神奈川県川崎市中原消防団 団長 田中 実



1 はじめに

このたび発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大の巨大地震であり、地震と津波などにより未曾有の被害をもたらしています。

犠牲になられた皆様並びに消防職・団員のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました多くの皆様に心よりお見舞い申し上げます。

2 地域の特性

川崎市は神奈川県の北東部に位置し、南北を東京都と横浜市に隣接し、東京湾から多摩丘陵にかけて多摩川に沿った東西に細長い形で、京浜工業地帯の中核として発展した南東部から自然豊かな北西部まで、各地域で特色のある街並みとなっています。川崎市には、川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の7区があり、それぞれ、地域の特性を活かしたまちづくりが進められています。

そのうち中原消防団が管轄区域とする中原区は、川崎市の中央部に位置し、区域の大部分は多摩川に抱かれた平坦部であり、県下でも有数の品質を誇るパンジーの生産で知られています。さらに、平成22年3月には区のほぼ中央に位置するJR南武線の武蔵小杉駅に接続した、JR横須賀線の武蔵小杉駅が開業し、南武線から新宿・池袋・成田空港方面や横浜・鎌倉・伊豆方面への乗換えがとても便利になり、これまでの東急東横線・東急目黒線との乗り換えともあわせ、新たな交通拠点として生まれ変

わりました。そして、この武蔵小杉駅を中心に再開発が大規模に行われ、商業施設や超高層マンションが多数建設され、急激な人工増加が進んでおり、市内で最も人口の多い区となっています。

また、等々力緑地には、平成17年からJ1に昇格した「川崎フロンターレ」のホームグラウンドである陸上競技場、とどろきアリーナ（多目的屋内施設）、市民ミュージアム（美術館）などもあり、市民の憩いの場になっている地域でもあります。

中原消防団員は、自営業、農業、サラリーマン等多岐にわたる職業に従事しながら、いざ火災などの災害が発生したとき「自分達の町は自分達で守る」という郷土愛護の精神で、防ぎよ活動に従事し、市民の皆様の生命、身体、財産を守っております。このため、日夜、ポンプ操法訓練、同時多発火災に対する対応訓練、各種講座、研修などの消防団活動を精力的に実施し、団員の技術力、精神力などを向上させながら災害に備えており、活力に満ちた魅力ある消防団と自負しております。

3 中学生を対象にした災害図上訓練 (DIG) について

首都直下型の大地震や駿河湾沖を震源とした巨大地震が懸念されている昨今、震災に備えて、地域防災力の強化が必要不可欠と考えております。そこで、中原消防団では中原消防署に協力して、平成21年度から川崎市初試みとして、区内の中学生を対象にした災害図上訓練 (DIG) を実施し

ましたので、その概要について御紹介いたします。

この災害図上訓練、『DIG』とは、Disaster（災害）Imagination（想像）Game（ゲーム）の略で、英語の動詞の『dig』〔掘り起こす、探求する、理解する〕にも意味をかけているそうです。

DIGは、自衛隊の演習方式を活用して、1997年に三重県消防防災課に勤務していた平野昌氏と防衛庁防衛研究所に勤務していた小村隆史氏、三重県在住の防災ボランティアとの出会いの中から生まれ、その後、DIGも修正を重ね、地域防災力の向上を図る上で、より実践的で効果的な手法となりました。

一般的な訓練内容としては、自分たちの住むまちの白地図を囲み、町のつくり、災害に対し強いところ、弱いところ、地域の防災資源など、訓練の参加者たちが意見を出し合い、色塗りをしながら認知し、地域の課題や災害に立ち向かう手段を地図上から検討するものであり、訓練参加対象によっては、同じ地域の方とのコミュニケーションも図れることから、「災害を知る、地域を知る、人を知る！」というキャッチコピーが、ズバリ当てはまる訓練だと思います。

中原区の管轄署である中原消防署では、中学生が昼間人口に占める割合が高いことに着目し、昼間の大規模災害発生時における防災活動において、即戦力として期待の持てる『中学生』に防災意識を高めてもらうことと、次世代の防災リーダー育成を目的として、中学生を対象にしたDIGを実施することを決め、我々中原消防団もその趣旨に賛同し協力することとしました。

訓練を指導する際に必要な知識・要領を習得するため、消防職・団員を対象にした研修会を行って指導員を養成するとともに、訓練に使用する各中学校の通学区図や各種資料の作成、指導方法を何度もシミュ

レーションし、検討を重ね消防団と消防署が一丸となって120%の準備体制を整え、平成21年度のモデル校として、次の2校を対象に『DIG』を実施しました。

【実施日等】

- 平成22年1月22日（金）
市立住吉中学校 参加者：181人
〔2年生110人、教諭5人、自主防災組織等20人、区役所2人、消防団員20人、消防職員24人〕
- 平成22年1月25日（月）・29日（金）
市立今井中学校 参加者：各日130人
〔2年生68人、教諭6人、自主防災組織等14人、区役所2人、消防団員16人、消防職員24人〕

1月22日、初めてのことで誰もが不安と緊張に包まれた雰囲気の中、いざ訓練が始まると、今まで準備を積み重ねてきた自信と持ち前の巧みな話術により、指導者の消防職員、中学生、自主防災組織等、消防団員で構成される各班に別れ、ワイワイガヤガヤと言いつつ輪ができました。用意した中学校の通学区の地図の中に、次々と鉄道、主要道路、河川や災害時用援護者が居住する場所等を書き込み、完成した地図を見ながら「大人がいない時間に大地震が襲った時に、ご近所に声をかけて一時的に避難する場所はどこか、その後広域避難場所まで



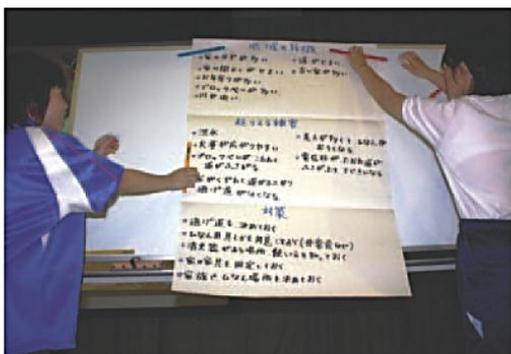
《消防団員もお手伝い》



《住吉中学校でのDIG風景》

行く際にどの道を通るのが安全か」「日頃から何を準備し、どのような対策をするべきか」を真剣に検討していました。参加した中学生からは、「区内を縦に通る道路はあるけど、横は少ないね」「意外と地形を知らなかった」「家族と落ち合う場所を決めよう」「地区内には消防署（所）が1つもないね」など自らが作業したからこそ知り得たことがたくさんあり、それらは、講義に比べより強く印象に残っているようでした。

訓練の締めくくりに、進行役の消防職員から「大地震が起こった時、あなたたちの若い力、想像力が必要なのです。一緒にがんばりましょう！」。また、進行の補助を務めた消防団員からも「地域の担い手としてのあなた方は、わが子同然。訓練の成果を活かし、助け合いの気持ちを大切にしよう！」という熱い思いの言葉を送りました。



《地図から地域特性や危険個所の抽出》

う！」という熱い思いの言葉を送りました。

今回の訓練を通じて、一人でも多くの生徒たちが何かを感じ、災害時の減災に繋がる行動を地域住民と共に行ってくれることを、指導を担当した消防職・団員一同が切に願っております。



《DIGで分かったことを発表》

4 おわりに

我々消防団は、地域への密着、関わりが深い人達で組織されています。その組織力を生かせる我々だからこそ、地域に密着した活動をしなくてはならないと考えています。平成21年度はモデル校として市立中学2校で実施し、平成22年度は7校と1町内会で実施しました。平成23年度も継続して中原区内の全中学校及び町内会での計画を進めております。

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震を教訓に消防職・団員もさらなる指導能力向上のため日々研鑽に努めております。さらに今後は、この訓練の対象を区内の自主防災組織、そして企業にも広げて行きたいと考えており、この訓練によって、少しでも地域の防災対応力の向上に繋がれば幸であると考えています。また、全国のみなさまも本訓練を参考にさせていただき、地域の防災対応力の向上の一助になればと思います。

女性消防団員による多機能型消防車の 取扱い訓練実施

三重県 津市消防団 デージー消防団

昨年、日本消防協会から交付されました多機能型消防車の取扱い訓練を、三重県津市消防団、デージー消防団（女性消防団）が実施しました。

男性消防団員だけではなく女性消防団員にも資機材等の取扱いができることを目的とし、この訓練が実施されました。

尚、この訓練の様子については日本消防協会のホームページでも紹介しております。只今、全国に発信中です。

実施日
平成20年7月19日

実施場所
三重県消防学校（平成20年度津市消防団操法大会会場）

主催
三重県 三重県消防協会

後援
（財）日本消防協会 三重県消防長会

訓練概要
消防団多機能型消防車の説明及び資機材の取扱い訓練を実施

訓練開始報告



資機材取扱い訓練 (チェーンソー・エンジンカッター)



放水訓練



訓練修了報告



新たな時代への挑戦

消防団員が『未来レスキューロボット操縦士』から社会貢献まで ～人材の宝庫ともいうべき多彩な団員の生業の特技を生かして～

北九州市戸畑消防団団長 小野田 利光



北九州市戸畑区は、福岡県の北方にある北九州市のほぼ中央に位置し、人口約6万2千人、面積16.7km²で、明治34年「官営八幡製鐵所」が建設されたことから工業都市として発展した街です。

北九州市戸畑消防団では、消防審議会における消防団機能向上のための総合戦略検討小委員会（委員長：日本消防協会秋本理事長）から平成19年に発出された報告書「消防団員増加への時代転換をめざして」に基づき、入団促進のための様々な事業を展開し、魅力ある消防団運営に努めています。

同報告書の「消防団の運営においては、人材の宝庫ともいうべき多彩な集団としての特色を十分認識し、これを一層生かす」に着目し、次のような施策を実施しています。

消防団員による『未来レスキューロボット操縦士』

北九州市消防局では、ロボットメーカーである株式会社テムザックから“未来消防ロボット”の開発協力に関する依頼を受け、北九州市戸畑消防団とともにレスキューロボット『T-53援竜』の実用化に向けた実証実験を行っています。

このロボットは、化学災害の現場等人の近づけない危険な地域での活動や、倒

壊家屋や土砂崩れ等からの人命救出等、隊員の力では救出困難な場合の消防活動に活躍を期待されています。



倒壊家屋からの救出訓練



NBC災害訓練

レスキューロボット『T-53援竜』はクローラ（カタピラ）走行式双腕ロボットで、大きさは1.4×2.32×2.8m（幅×奥行き×高さ）。重量は2.95t。

動力源は水冷3気筒過流式ディーゼルエンジンで、燃料を満タンにすれば6時

間稼働できます。

操作は、搭乗及び無線LAN経由の遠隔操縦にて行なうことができ、遠隔操作については、頭部とアーム先端部に搭載された7つのCCDTVカメラを遠隔装置のモニターで映し出し操作します。また、腕部の操作は、“同期動作制御”を導入しており、操縦者はジョイスティックで腕や手の関節の微妙な操作も可能です。

なお、腕部は、油圧駆動により、片腕で約100kgまでの物体を持ち上げることができます。



団員による遠隔操作訓練

また、通常、車両に必要なウインカー、ブレーキランプ、車幅灯、ヘッドライト、反射板などを装備することで、「ロボット初」の車両ナンバーを取得し、一般道路の走行が可能です。

消防団員がレスキューロボットの操縦士として誕生した経緯は、ご存知のとおり、消防団員は、生業を持ち、普段は、建設業、サービス業等様々な人材がいます。

このような、仕事上の特徴を活かし、この度、建設関係等の機械機器の操作に精通した団員を、ロボットの操作員にしました。



小野田団長とロボット操縦士である団員



各種イベント等の防火・防災広報でも活躍

消防ロボットの操作を消防団員が行うことは、日本はもとより、世界にも珍しく、韓国やスウェーデン等の海外メディアの取材等、国内外からも注目をされています。

消防団の社会貢献（CSR）の推進

北九州市戸畑消防団では、消防活動以外でも、もっと地域に根ざした社会貢献活動をしたと考え、様々な職業で構成される消防団員の特技を生かして、高齢者や障害者に対して、簡単な大工仕事を行う「腕自慢おまかせサービス」を独自に始めました。

また、市社会福祉事業団が行っているリフト付き車両で高齢者や障害者を支援する「シルバーひまわりサービス」にも参加しています。

更に、平成14年度からは、空き缶のプルタブを集め、その売却金により、市社会福祉協議会を通じて多くの福祉施設等に車椅子を贈呈し、その台数は、本年度までに28台となっています。車椅子贈呈式は、毎年一回、市社会福祉協議会が開催する「ボランティアのつどい」で行われ市内外に大きな反響を呼んでいます。



「ボランティアのつどい」における車椅子贈呈式



住宅用火災警報器の設置促進

また、今年度にあっては、空き缶のプルタブの売却金から住宅火災警報器を購入し、市社会福祉協議会が配布した区内の高齢者宅に消防団員が出向きボランティアとして設置をしています。



おわりに

戸畑消防団の団員充足率は、常に100%を保持しています。

しかしながら、団員の高齢化も進んでいることから、小中学生等の若年層の防災教育と併せて、今後は、若い世代が消防団に魅力を感じるような各種施策に取り組んで行きたいと考えています。

今後も、地域に愛される消防団を目指し、新時代に向け更なる挑戦を続けて行きます。



「地域とともに」



宮崎市消防団 団長 尾中 代傳

1. 宮崎市の紹介

宮崎市は、「太陽と緑」に象徴され、南北38kmの海岸線は、太平洋に沿って流れる黒潮の恵みを受けて、美しい松の大樹海が広がり、亜熱帯植物の繁茂する青島、国定公園日南海岸につらなる風光はまさに南国情緒にあふれる都市です。

本市は、平成10年4月に「中核市」となり、平成22年3月に最後の編入合併を成し遂げ、面積644.61km²、人口約40万人を数える県都として産業、教育、文化、交通その他あらゆる面にわたって発展を遂げています。

2. 消防団の組織・現況

宮崎市消防団は、平成23年4月に連合消

防団から一団制消防団に移行し、平成24年4月1日現在、17分団152部を置き、消防団員数2,568名（条例定数2,710名）の組織体制となっています。

消防用車両については、ポンプ自動車40台、小型ポンプ積載消防自動車97台、水槽付き消防ポンプ自動車8台、可搬ポンプ積載車1台、広報車等15台を配備し、運用しています。

3. 消防団員の教育

本市消防団においては、中級幹部研修や夏・冬季移動消防学校において、ポンプ運用や機械器具取扱いの訓練、隣接分団合同の林野火災防ぎょ訓練等を実施し、資質の向上に努めています。

また、部長以上を対象にS-KYT研修（消防団員危険予知訓練）を実施し、危険予知に対する感受性も高めています。

4. 消防団員確保への取組み

平成22年度に「消防団協力事業所の表示制度」を創設し、従業員が消防団員として相当数入団されている事業所など



宮崎支部消防操法大会

に、市が実施する競争入札の参加資格及び指名基準や、建設工事総合評価落札方式を活用していただいて、団員確保に努めています。

5. 女性分団・音楽隊・水上バイク隊の活動

平成元年9月に女性消防団員を採用し、現在67名が在籍しており、救命講習での指導、街頭広報活動、防災訓練での応急手当法指導など女性の感性を生かした活動を展開しています。

また、平成10年には、九州で初めて消防団員のみで構成する音楽隊を発足させ、市が主催する行事を中心に多くの場で演奏活動を行うなど、防火防災思想の普及啓発や消防団活動のPRに努めています。

さらに、平成17年の台風14号被害を契機に、平成19年4月には、全国初の機能別消防団員「水上バイク隊」を創設し、水難救助等に特化した部門で活動を行っています。

6. おわりに

近年、東日本大震災をはじめとした大規模な地震、また、短時間での集中豪雨いわゆる「ゲリラ豪雨」などの災害が発生し、全国各地で甚大な被害が出ております。本市においても、東海・東南海・南海地震に日向灘地震を加えた、4連動地震の発生も危惧され、いつ発生してもおかしくない状況にあると言われています。このような際に消防団の組織力、即時対応力、そして、地元消防団が持つ住民情報や危険地域に関する情報力は、非常に重



消防職員との合同訓練

要であり、大規模災害時には大きな力を発揮するものと考えております。

しかしながら、全国と同様に本市においても新入団員の減少、また、消防団員のサラリーマン化などの問題を抱えており、地域防災力の低下に繋がるのではないかと懸念しております。

消防団は地域あつてのもの、地域と一心同体であり、地域住民に愛され、信頼されるものでなければなりません。今後とも地元住民の安全を確保するため、消防団の組織強化、そして、訓練研修による団員一人ひとりの資質の向上を図るとともに、信頼される消防団を目指してまいります。



平成24年度 宮崎総合防災訓練